

ISSN 0075—3270



平 成 29 年

人 口 動 態 統 計

VITAL STATISTICS OF JAPAN
2017

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

DIRECTOR-GENERAL FOR STATISTICS,
INFORMATION POLICY AND POLICY EVALUATION,
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE



平 成 29 年

人 口 動 態 統 計

VITAL STATISTICS OF JAPAN
2017

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

DIRECTOR-GENERAL FOR STATISTICS,
INFORMATION POLICY AND POLICY EVALUATION,
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

ま　え　が　き

この報告書は、平成29年の人口動態統計についてまとめたものです。

人口動態統計は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、その実態を明らかにするため、各種届書等から移記することによって調査されており、人口に関する基礎資料として活用されております。この人口動態調査は、「戸籍法」制定の翌年の明治32年から現在の近代的な人口動態統計制度として行われるようになりました。

「人口動態統計」は、昭和54年から平成28年まで、上巻・中巻・下巻の3分冊の報告書として編集し、上巻には、人口動態調査の概要及び結果の解析を、中巻には、出生、死亡（死因を除く。）、死産（死産原因を除く。）、婚姻及び離婚の統計表を、下巻には、主として死因に関する統計表をそれぞれ収録し、刊行してきました。今回の平成29年の報告書より、概要を中心とした内容を1冊に収録し、刊行することとしております。また、これまで報告書に収録してきた統計表は、報告書に収録しきれなかった統計表とあわせて、引き続き全て政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載していくこととなります。

この報告書を刊行するに当たり、調査にひとかたならぬ御協力をいただいた市区町村、保健所、都道府県をはじめ、関係各位に厚く御礼を申し上げますとともに、この報告書が厚生労働行政施策はじめ広範な分野に活用されることを願っております。

平成31年3月

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

編 集 内 容

平成29年の「人口動態統計」は、人口動態調査の概要及び解析を中心として編集している。

本報告書に収録する調査の概要及び解析の基となる統計表は、平成28年まで「人口動態統計」上・中・下巻の3分冊の報告書に収録・刊行してきた内容と、報告書に収録・刊行しきれなかった報告書非掲載表とあわせて、引き続き全ての統計表を政府統計の総合窓口（以下「e-Stat」という。）の「人口動態調査」に掲載している。（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897>）

なお、全ての統計表について、e-Statの掲載場所や個々の統計表の表章項目を一覧に整理した「公表統計表掲載内容、表章項目一覧表と平成28年までの報告書との整理票」を厚生労働省ホームページの「人口動態統計（報告書）」のサイトに掲載している。（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html#link07>）

用語の解説及び比率の解説並びに死因分類表（死因分類の解説、分類体系、各種分類表等）については巻末に掲載している。

また、都道府県（21大都市再掲）に関する統計表で「外国」とあるのは、日本において発生した事件で、住所が外国のものを表している。

Compilation

The Vital Statistics for 2017 have been compiled based on the overview and analysis of Vital Statistics of Japan.

All statistical charts underlying the overview and analysis of the survey recorded in this report, including the contents recorded and published in the three volumes of the Vital Statistics of Japan until 2016 and unpublished content that could not be incorporated in the report, are available on the Portal Site of Official Statistics of Japan (e-Stat).

（<https://www.e-stat.go.jp/en/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897>）

Moreover, “Contents of Published Statistical Tables, Table of Represented Items and Adjustments to Reports until 2017,” a list of the e-Stat locations for all statistical charts and the items represented in them, is available on the “Report” page of Vital Statistics the website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. （<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html#link07>）

A commentary on the terms, commentary on the ratios and list of deaths (analysis of cause of death, classification system, chart for each category, etc.) are provided at the end of the volume.

Furthermore, “overseas” in the statistical charts on the prefectures of Japan (and 21 major cities) refers to cases occurring in Japan where the address is located in another country.

（ 担 当 ） 人口動態・保健社会統計室 TEL 03（5253）1111

○死亡・死産（乳児死亡・周産期死亡） 年報第一係 内線 7490
○出生・婚姻・離婚 年報第二係 内線 7491

平成29年

人口動態統計

目 次

まえがき

I 人口動態調査の概要

第1章 調査の概要	6
第2章 調査結果の利用上の解説	
1 平成7年調査からの主な改正点	8
2 昭和22年以降の年次推移についての注意	12
3 その他	13

II 人口動態調査結果の概要

第3章 総覧

表3-1-1 人口動態統計の年間発生件数・率 -前年との比較-	15
表3-1-2 本報告において別掲とした件数	15
第4章 出生	18
第5章 死亡	22
第6章 乳児死亡	31
第7章 死産	32
第8章 周産期死亡	33
第9章 婚姻	34
第10章 離婚	38

III 統計表

表3-2-1 年次別にみた人口動態総覧	40
表3-2-2 年次別にみた人口動態総覧（率）	44
表3-3-1 都道府県（21大都市再掲）別にみた人口動態総覧	48
表3-3-2 都道府県（21大都市再掲）別にみた人口動態総覧（率）	50
表3-4 世界各国における人口動態	52

IV 用語の解説

V 比率の解説

VI 調査票及び届書

VII 観察対象の範囲

VIII 死因分類表

参考

合計特殊出生率について	90
「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」第10回改定分類（ICD-10）の一部改正の適用による死因統計への影響について（報告）	94

VITAL STATISTICS OF JAPAN, 2017

CONTENTS

Preface

Part I Outline of Vital Statistics

Chapter 1	Brief Summary, 2017	6
Chapter 2	Commentary on the use of Vital Statistics	
1	Major revisions since the 1995 survey	8
2	Attention about the annual change after 1947	12
3	Other	13

Part II Summary of Vital Statistics

Chapter 3	Summary	
Table 3-1-1	Summary of vital statistics (number, rates), 2017 and 2016	15
Table 3-1-2	Number of cases tabulated separately in this report	15
Chapter 4	Natality	18
Chapter 5	General mortality	22
Chapter 6	Infant mortality	31
Chapter 7	Foetal mortality	32
Chapter 8	Perinatal mortality	33
Chapter 9	Marriages	34
Chapter 10	Divorces	38

Part III Statistical Tables

Table 3-2-1	Trends in indices of vital statistics: Japan	40
Table 3-2-2	Trends in indices of vital statistics (rates) : Japan	44
Table 3-3-1	Summary tables of vital statistics: Japan, each prefecture and 21 major cities, 2017	48
Table 3-3-2	Summary tables of vital statistics (rates) : Japan, each prefecture and 21 major cities, 2017	50
Table 3-4	International comparison of vital statistics	52
Part IV	Commentary on the terms	54
Part V	Commentary on the ratios	57
Part VI	Survey forms and notification formats	60
Part VII	Range for the observation	70
Part VIII	Lists of causes of death for Japan	72

Reference

Total fertility rates: Japan	90
Influence on cause of death statistics by the application of some revision of the International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems, Tenth Revision	94

I 人口動態調査の概要

Part I Outline of Vital Statistics

第1章 調査の概要

Chapter 1 Brief Summary, 2017

我が国の人団動態統計は、市区町村長が作成する人口動態調査票に基づいて表章される。すなわち、出生・死亡・婚姻及び離婚については戸籍法(昭和22年法律第224号)による届書等から、死産については死産の届出に関する規程(昭和21年厚生省令第42号)による届書等から人口動態調査票が作成され、これを収集し集計した統計が人口動態統計である。

1 調査の目的

我が国の人団動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の沿革

人口動態調査は、明治31年「戸籍法」が制定され登録制度が法体系的にも整備されたのを機会に、同32年から人口動態調査票は1件につき1枚の個別票を作成し、中央集計をする近代的な人口動態統計制度が確立した。

その後、昭和22年6月に「統計法」に基づき「指定統計第5号」として指定され、その事務の所管は同年9月1日に総理府から厚生省に移管された。さらに、平成21年4月からは、新統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査となった。

3 調査の対象

人口動態調査は、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の全数を対象としているが、本報告書は、日本において発生した日本人に関して集計したものである。日本人の外国における事象及び外国人の日本における事象については、e-Stat「別表」(平成28年までは報告書の中巻及び下巻)にそれぞれ掲載している。

4 調査の期間

調査該当年の1月1日から同年12月31日までに発生したものであって、調査該当翌年の1月14日までに市区町村長に届け出られたものである。

なお、婚姻や協議離婚は、届書が市区町村長に受理されたことによって発生する。したがって、届出遅れの問題はないが、出生・死亡・死産や調停・審判・和解・請求の認諾・判決による離婚は、発生から届出までに相当の遅れのある場合がある。前年以前に発生した出生・死亡については、e-Stat「別表」(平成28年までは報告書の中巻)に掲載している。

5 調査票の種類及び調査の項目

調査票は、次の5種類である。

人口動態調査出生票 人口動態調査死亡票 人口動態調査死産票 人口動態調査婚姻票 人口動態調査離婚票
調査票及び各届書の様式は、「VI 調査票及び届書」(60~69ページ)のとおりである。

調査の項目は、前記5種類の調査票を参照されたい。ただし、職業及び産業の項目については、国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までについてのみ調査を行う。

6 調査の方法及び報告の系統

届書の届出義務者及び届出期間は、次のとおりである。

種別	届出義務者	届出先	届出期間 ¹⁾
出生	1父又は母 2同居者 3出産に立ち会った医師、助産師又はその他の者		14日
死亡	1同居の親族 2その他の同居者 3家主、地主又は家屋もしくは土地の管理人 4同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人	市区町村長	7日
死産	1父又は母 2同居人 3死産に立ち会った医師 4死産に立ち会った助産師 5その他の立会者		7日
婚姻	夫 妻	夫又は妻の本籍地 もしくは所在地の 市区町村長	規定なし
離婚	夫 妻		協議離婚は規定なし 調停・審判・和解・請求の認諾・ 判決離婚は10日

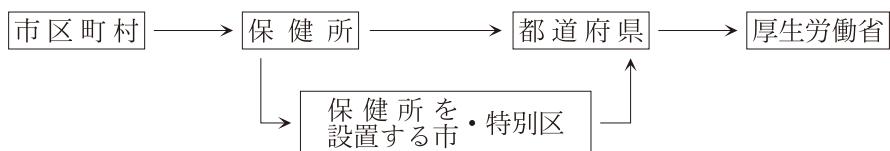
注：1) 出生・死亡及び裁判による離婚は届出事件発生の日から、死産はその日の翌日から起算。

市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。

この場合、保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。



注：保健所を設置する市とは、地域保健法施行令(昭和23年4月2日政令第77号)第1条に規定する市をいう。

7 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)が行い、調査結果は、人口動態統計(速報)、人口動態統計月報(概数)、人口動態統計年報(確定数)として速やかに公表する。

8 関係法規

人口動態調査令(昭和21年9月30日勅令第447号)

人口動態調査令施行細則(昭和23年2月24日厚生省令第6号)

戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)

戸籍法施行規則(昭和22年12月29日司法省令第94号)

出生証明書の様式等を定める省令(昭和27年11月17日法務・厚生省令第1号)

国籍法(昭和25年5月4日法律第147号)

死産の届出に関する規程(昭和21年9月30日厚生省令第42号)

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく厚生省関係諸命令の措置に関する法律(昭和27年4月28日法律第120号)第3条により法律としての効力を有する。

死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令(昭和27年4月28日厚生省令第12号)

第2章 調査結果の利用上の解説

Chapter 2 Commentary on the use of Vital Statistics

1 平成7年調査からの主な改正点

第10回改訂疾病及び関連保健問題の国際統計分類(ICD-10)の勧告を契機として、平成7年調査で人口動態調査票及び死亡診断書等の改正を行い、報告書においても一部統計表の変更を行った。

以下は平成7年調査以降の主な改正点である。なお、平成7年に適用した「ICD-10(1990年版)準拠」、平成18年に適用したICD-10の一部改正である「ICD-10(2003年版)準拠」及び平成29年から適用した「ICD-10(2013年版)準拠」については、「VIII 死因分類表」の「1 沿革」(72ページ)を参照されたい。

(1) 出生票

体重及び身長 (事項の新設)	「子の体重」欄を「体重及び身長」欄とした。
この母の出産した子の数 (事項の変更)	死産児数を「妊娠満20週以後」から「妊娠満22週以後」に変更した。

(2) 死亡票

死亡したところ及びその種別 (種別の追加等)	種別の選択肢の中に「老人ホーム」を追加した。
死亡の原因 (I欄の増設)	3欄から4欄に増設した。
死因の種類 (外因死の選択肢の充実)	外因死を「不慮の外因死」と「その他及び不詳の外因死」に分割するとともに、外因の選択肢を大幅に充実した。
生後1年未満で病死した場合の追加事項 (対象の拡大)	対象を早期新生児死亡から乳児死亡(病死)に拡大し、事項を明確化した。
外因死の追加事項 (従業中か否かを判断する事項の削除)	「1 従業中 2 従業中でない時」は削除した。

注：死亡診断書(死体検案書)の「死亡の原因」欄に「疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」という注意書きを追加した。

(3) 死産票

父母の国籍 (父の国籍の追加)	「母の国籍」欄を「父母の国籍」欄とした。
死産児の体重及び身長 (事項の新設)	「死産児の体重」欄を「死産児の体重及び身長」欄とした。
自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由 (I欄の削減)	5欄から4欄に削減した。
胎児手術の有無 (項目の新設)	有無及び「有」の場合の「部位及び主要所見」欄を新設した。
母体保護法による場合 (項目の削除)	「父・近親者の疾患」を削除した。 「優生保護法」の法律改正に伴い「母体保護法」に改めた。 (平成8年9月26日から)

(4) 離婚票

離婚の種別	種別の選択肢の中に「和解」、「請求の認諾」を追加した。 人事訴訟法の施行に伴う戸籍法施行規則改正により、離婚届書の変更。 (平成16年4月1日から)
-------	--

(5) 各調査票共通

世帯の主な仕事 (項目の変更)	「専業農家世帯」と「兼業農家世帯」を併せ「農家世帯」とした。 「常用勤労者世帯」を、企業規模による区分とした。 「その他の世帯」を「その他の世帯」と「無職の世帯」とに区分した。 (詳細は「IV 用語の解説」の「世帯の主な仕事」(56ページ)を参照)
--------------------	---

(6) ICD-10 (2013年版)、ICD-10 (2003年版)、ICD-10 (1990年版) とICD-9での各種分類表及び項目数の比較

ICD-10 ¹⁾	2013年版の 項目数	2003年版の 項目数	1990年版の 項目数	ICD-9	項目数
疾病、傷害及び死因の統計分類 基本分類	14,609	14,258	14,195	疾病、傷害及び死因の統計分類 基本分類	7,129
死因簡単分類	136	132	130	死因簡単分類	117
選択死因分類	34	34	34	特定死因	32
死因年次推移分類	16	16	16	主要死因	17
乳児死因簡単分類	56	56	56	乳児死因簡単分類	54
感染症分類 ²⁾	111	88	83	————	-
死因順位（乳児を除く死亡）	42	40	40	死因順位（乳児を除く死亡）	55
乳児死因順位（乳児死亡）	28	28	28	乳児死因順位（乳児死亡）	30

注：1)各分類の正式名称及び詳細については、「VIII 死因分類表」の「3 分類表」及び「5 各種分類表の新旧(平成29年と平成28年まで)比較・対照表」(74~75, 79~89ページ)を参照されたい。

2)感染症分類は、平成7年に新たに作成した分類であり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)等の改正に準じ、適宜変更している。

(7) ICD-10の採用による定義等の改正

周産期死亡の定義	「妊娠28週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの」から「妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの」に変更した。
後発妊産婦死亡	新たに後発妊産婦死亡（妊娠終了後満42日以後1年未満における死亡）が定義された。(詳細は「IV 用語の解説」の「後発妊産婦死亡」(55ページ)を参照)

(8) 「ICD-10（2003年版）準拠」の適用に伴う改正点（平成18年1月1日から）

WHO勧告に基づく改正	
分類項目の新設 特殊目的用コード(U) (第X X II章)	・原因不明の新たな疾患の暫定分類 重症急性呼吸器症候群<SARS> ・抗生物質に耐性の細菌性病原体 (MRSA肺炎等の把握や、感染症分類表でのメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症等の表章が可能となった。) ハンタ<Hanta>ウイルス(心)肺症候群(B33.4)等
Uコード以外	硬口蓋裂、両側性(Q35.0)等
分類項目の廃止	
分類項目の移動	大腸<結腸>のポリープ 新生物(D12.6)から消化器系の疾患(K63.5)へ移動。 C型肝炎 急性と明示されない、期間不明又は期間が6カ月以上のC型肝炎は、急性(B17.1)から慢性(B18.2)へ移動。
死因統計における原死因選択ルール等の変更	原死因選択ルールの一部変更及び適用例が具体的に示される等の変更が行われた。 e-Stat「分類表」「年次推移」の「表1 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対)（平成17年・平成18年）」の脚注及び「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」の第1巻、第2巻を参照のこと。
法令の改正等に基づく名称の変更	精神分裂病 →統合失調症 痴呆 →認知症
医学の進歩等に対応した名称の変更	慢性関節リウマチ →関節リウマチ 妊娠中毒症 →妊娠高血圧症候群 尿路性器系 →腎尿路生殖器系

(9) 「ICD-10（2013年版）準拠」の適用に伴う改正点（平成29年1月1日から）

WHO勧告に基づき日本独自の分類等も含めた人口動態統計で用いる分類	
分類項目の新設	侵襲性肺炎球菌感染症 A49.1 E 急性ウイルス性肝炎、詳細不明 B17.9 多系統異形成を伴う不活性貧血 D46.5 単独del(5q) 染色体異常を伴う骨髄異形成症候群 D46.6 骨髓線維症 D47.4 慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群] D47.5 原発性血栓形成傾向 D68.5 その他の血栓形成傾向 D68.6 免疫再構築症候群 D89.3 腫瘍溶解症候群 E88.3 ボリオ後症候群 G14 血管性パーキンソン<Parkinson>症候群 G21.4 その他の脳実質外動脈(脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈を含む)の動脈瘤及び解離 I72.5 椎骨動脈の動脈瘤及び解離 I72.6 特定のインフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ J09.0 B, J09.1 B, J09.8 B ヒト・メタニューモウイルス肺炎 J12.3 ヒト・メタニューモウイルスによる急性細気管支炎 J21.1 露髄のあるう<齶>歯 K02.5 口腔粘膜炎(潰瘍性) K12.3 パレット食道 K22.7 分類不能大腸炎 K52.3 顕微鏡的多発(性)血管炎 M31.7

	線維筋痛症 前立腺の異形成 HELLP症候群 病的な癒着胎盤 不動状態 転倒傾向、他に分類されないもの セルフネグレクトによる食物及び水分の摂取不足 全身性炎症反応症候群[SIRS] 皮下注射針との接触	M79.7 N42.3 O14.2 O43.2 R26.3 R29.6 R63.6 R65.2, R65.3, R65.9 W46
使用可能となつた分類項目	二次性<続発性>高血圧(症) 傷害発生場所符号	I15.0-I15.2, I15.8-I15.9 Y06-Y07の発生場所コード
分類項目の細分化又は項目内の変更	その他の胃腸炎及び大腸炎、感染症及び詳細不明の原因によるもの 髓膜炎菌感染症、詳細不明 インフルエンザ菌感染症、部位不明 悪性新生物<腫瘍> 口唇、口腔及び咽頭の境界部病巣 食道の境界部病巣 胃の境界部病巣 結腸の境界部病巣 膝の境界部病巣 消化器系の境界部病巣 膀胱の境界部病巣 腎尿路の境界部病巣 悪性新生物<腫瘍>、部位が明示されていないもの リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの 両眼性及び單眼性視覚障害(盲を含む) 心房細動及び粗動 (四)肢の動脈のアテローム<じゅく<粥>状>硬化(症) 急性虫垂炎 腹壁ヘルニア 急性脾炎 じょく<脾>瘻性潰瘍及び圧迫領域 慢性腎臓病 切迫早産及び早産 分娩満42日以後1年未満に発生したあらゆる産科的原因による母体死亡 産科的原因の続発・後遺症による死亡 その他の原因による熱及び不明熱 乳幼児突然死症候群 地震による受傷者 詳細不明の要因への曝露	A09 → A09.0, A09.9 A39.9 → A39.9 A, A39.9 B A49.2 → A49.2 A, A49.2 B C14.8 → C14.8 A, C14.8 B C15.8 → C15.8 A, C15.8 B, C15.8 C, C15.8 D C16.8 → C16.8 A, C16.8 B, C16.8 C, C16.8 D C18.8 → C18.8 A, C18.8 B, C18.8 C, C18.8 D, C18.8 E C25.8 → C25.8 A, C25.8 B, C25.8 C, C25.8 D C26.8 → C26.8 A, C26.8 B, C26.8 C C67.8 → C67.8 A, C67.8 B, C67.8 C, C67.8 D C68.8 → C68.8 A, C68.8 B, C68.8 C, C68.8 D, C68.8 E C80 → C80.0, C80.9 C81-C96 → グレード等を区分して細分化 H54.0-H54.7 → H54.0-H54.6, H54.9 I48 → I48.0-I48.4, I48.9 I70.2 → I70.2 A, I70.2 B K35.0-K35.1, K35.9 → K35.2-K35.3, K35.8 K43.0-K43.1, K43.9 → K43.0-K43.7, K43.9 K85.0-K85.1 → K85.0-K85.3, K85.8-K85.9 L89 → L89.0-L89.3, L89.9 N18.0, N18.8-N18.9 → N18.1-N18.5, N18.9 O60 → O60.0-O60.3 O96 → O96.0, O96.1, O96.9 O97 → O97.0, O97.1, O97.9 R50.0, R50.1, R50.9 → R50.2, R50.8, R50.9 R95 → R95.0, R95.9 X34 → X34.0-X34.1, X34.8-X34.9 X59 → X59.0, X59.9
分類項目の移動	ジカ<Zika>ウイルス病、詳細不明 妊娠、分娩及び産じょく<脾>に合併するヒト免疫不全ウイルス[HIV]病 痔核及び肛門周囲静脈血栓症 鳥インフルエンザ(H5N1) (肺炎を伴うもの) 鳥インフルエンザ(H5N1) (その他の呼吸器症状を伴うもの) 鳥インフルエンザ(H5N1) (その他の症状を伴うもの及び詳細不明)	感染症(A92.8 A)から特殊目的用コード(U06.9)へ移動 第I章(B20-B24)から第XV章(O98.7)へ移動 循環器系の疾患(I84.0-I84.9)から消化器系の疾患(K64.0-K64.5, K64.8-K64.9)へ移動 J10.0 C → J09.0 A J10.1 C → J09.1 A J10.8 C → J09.8 A その他のインフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ(J10.-)から特定のインフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ(J09.-)へ移動
分類項目の削除	白血病移行期にある芽球過剰性不応性貧血 本態性血小板増加症 ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの 潰瘍性(慢性)回腸大腸炎 リンパ腫様丘疹症 たんぱく<蛋白>尿を伴わない妊娠高血圧	D46.3 D75.2 D76.0 K51.1 L41.2 P00.0 C
死因統計における原死因選択ルール等の変更	原死因選択ルールの一部変更及び適用例が具体的に示される等の変更が行われた。 「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」第10回改訂分類(ICD-10)の一部改正の適用による死因統計への影響について』(参考)及び『疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠』の第1巻、第2巻を参照のこと。	
医学の進歩等に対応した名称の変更	西ナイル熱 インスリン依存性糖尿病< I D D M> インスリン非依存性糖尿病< N I D D M> ディスペブシア(症) 慢性腎不全	→西ナイルウイルス感染症(A92.3) →1型<インスリン依存性>糖尿病< I D D M>(E10) →2型<インスリン非依存性>糖尿病< N I D D M>(E11) →機能性ディスペブシア(K30) →慢性腎臓病(N18.9)

2 昭和22年以降の年次推移についての注意

(1) 出生

- ①月別出生率 昭和30年の報告書から表章しており、昭和22年から41年は、各年10月1日現在の人口で算出した。昭和42年以降は、各月の月初人口で算出している。
- ②都道府県別出生数 平成4年から「外国」を表章している。
- ③父母の平均年齢 昭和62年の報告書から表章した。昭和25年から45年までの5年毎の年次については母の平均年齢のみ、昭和50年以降は父母の平均年齢を算出している。
- 昭和25年から平成3年までは、満年齢の算術平均値に0.5歳を加えた。平成4年に調査票を改正し、以後は日齢の算術平均値から算出している。
- ④父母の国籍 昭和22年から61年までは表章していない。ただし、昭和60年、61年は、日本における父外国人・母日本人の出生については父の国籍が表章された保管表がある。昭和62年から平成3年までは、日本、韓国・朝鮮、中国、米国、その他の区分で表章した。
- 平成4年に調査票を改正し、上記のほかフィリピン、タイ、英國、ブラジル、ペルーを追加した。
- ⑤出生時の体重 昭和25、26、30、35年は、「人口動態特殊報告 出生時の体重に関する統計(昭和38年刊)」による。昭和43年以降は毎年集計している。
- 平成3年までは、100グラム単位で把握したため、平均体重は算術平均値に0.05キログラムを加えた。平成4年に調査票を改正し、以降はグラム単位で把握している。

(2) 死亡

- 月別死亡率 昭和30年の報告書から表章しており、昭和22年から41年は、各年10月1日現在の人口で算出した。昭和42年以降は、各月の月初人口で算出している。

(3) 死産

- 死産数 昭和23、24年は概数である。

(4) 婚姻

- ①年齢 昭和22年以降、各年に同居し、届け出たものについて集計している。
- 昭和22年から42年は、結婚式をあげたとき(結婚式をあげないときは、結婚生活に入ったとき)の年齢である。
- 昭和43年以降は、結婚式をあげたとき、または、同居したときのうち早いほうの年齢である。
- 平均年齢は、平成3年までは出生年月及び同居年月による年齢の算術平均値に0.46歳を加えた。
- 平成4年に調査票を改正し、以後は月齢の算術平均値から算出している。
- ②夫妻の国籍 昭和22年から39年は、国籍別の表章を行っていない。
- 昭和40年から42年の調査区分は、日本、朝鮮、中国、ヨーロッパ諸国、アメリカ、その他の外国である。
- 昭和43年から61年の調査区分は、日本、朝鮮、中国、アメリカ(又は米国)、その他である。
- 昭和62年から平成3年の調査区分は、日本、韓国・朝鮮、中国、米国、その他である。
- 平成4年に調査票を改正し、上記のほかフィリピン、タイ、英國、ブラジル、ペルーを追加した。

(5) 離婚

- ①都道府県別及び
市部・郡部別
離婚数
昭和22年は、協議離婚は夫の離婚当時の住所地、裁判離婚は訴訟提起者(夫又は妻)の離婚当時の住所地による。
昭和23年から42年は離婚当時の夫の住所による。
昭和43年以降は別居する前の住所による。
- ②離婚の種類
昭和22年は協議上の離婚、裁判上の離婚の2種である。また、裁判上の離婚の事由を表章した。
昭和23年に家事審判法が施行されて協議離婚、調停離婚、審判離婚、判決離婚の4種となり、以後平成15年までは同様である。裁判上の離婚の事由は昭和23年の民法改正により変更され、昭和26年まで表章された。
平成16年4月に人事訴訟法により和解離婚、認諾離婚の2種が追加された。
- ③平均同居期間
昭和22年から47年までの数値は、1年未満の月数を0.5年等として(ただし20年以上は22.5年として)年単位で算定したもの。
昭和48年以降の数値は、月数の算術平均から算出したもの。ただし、昭和48年から平成3年までの数値は、平成4年にこの方法で再計算した。
- ④夫妻の国籍
平成4年に調査票を改正して夫妻の国籍を調査するようになり、以後日本、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、タイ、米国、英國、ブラジル、ペルー、その他の区分で表章している。

3 その他

- (1) 地域保健法施行令の一部を改正する政令の施行(平成28年10月13日)に伴う神奈川県保健所の管轄変更
 ・茅ヶ崎保健所(1462：都道府県番号+保健所符号) 平成29年3月31日廃止
 管轄市区町村；茅ヶ崎市、高座郡寒川町 → 茅ヶ崎市保健所(1444)に統合
 ・茅ヶ崎市保健所(1444) 平成29年4月1日新設
- (2) 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令の施行(平成28年6月15日政令第237号)に伴う青森県保健所の管轄変更
 ・八戸保健所(0253) 平成28年12月31日廃止
 管轄市区町村；
 八戸市 → 八戸市保健所(0232)の新設
 上北郡おいらせ町、三戸郡三戸町、三戸郡五戸町、三戸郡田子町、三戸郡南部町、三戸郡階上町、三戸郡新郷村 → 三戸地方保健所(0264)に管轄変更
 ・八戸市保健所(0232)、三戸地方保健所(0264) 平成29年1月1日新設

なお、統計表は保健所名で表章しており、正式な保健所の名称は以下のとおりである。

都道府県	保健所符号及び保健所名	保健所の名称	統計表
群馬県	54伊勢崎、56渋川、57藤岡、58富岡、60吾妻、61利根沼田、62館林、64桐生、65太田、66安中	○○保健福祉事務所	総覧(中巻 第2表-10)人口動態総覧、都道府県(群馬県)；保健所・市区町村別
神奈川県	51平塚、52鎌倉、54小田原、57厚木、62茅ヶ崎	○○保健福祉事務所	総覧(中巻 第2表-14)人口動態総覧、都道府県(神奈川県)；保健所・市区町村別
富山県	53高岡、61新川、62中部、63砺波	○○厚生センター	総覧(中巻 第2表-16)人口動態総覧、都道府県(富山県)；保健所・市区町村別
高知県	54幡多、61須崎、62中央東、63中央西、64安芸	○○福祉保健所	総覧(中巻 第2表-39)人口動態総覧、都道府県(高知県)；保健所・市区町村別
福岡県	57宗像・遠賀、58柏屋、59筑紫、60糸島、65田川、68北筑後、74南筑後、75京築、77嘉穂・鞍手	○○保健福祉環境事務所(保健福祉事務所)	総覧(中巻 第2表-40)人口動態総覧、都道府県(福岡県)；保健所・市区町村別

記述

DESCRIPTION

(1) 表章記号の規約

Symbols used in tables

—	計数のない場合 Magnitude zero
...	計数不明の場合 Data not available
•	統計項目のあり得ない場合 Category not applicable
0. 0, 0. 00, 0. 0000	比率が微小（0. 05未満, 0. 005未満, 0. 00005未満）の場合 Figure less than 0. 05, less than 0. 005, less than 0. 00005
△	減少数（率）の場合 Negative

(2) 利用上の注意

掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

Note

The figures indicated are rounded off. Thus, the total may not equal to the “total number”.

II 人口動態調査結果の概要

Part II Summary of Vital Statistics

第3章 総 覧

Chapter 3 Summary

表3-1-1 人口動態統計の年間発生件数・率－前年との比較－

Table 3-1-1 Summary of vital statistics (number,rates), 2017 and 2016

	件 数 Number			率 Rate	
	2017 平成29年	2016 平成28年	対前年増減 change over the year	2017 平成29年	2016 平成28年
出 生	946 065	976 978	△ 30 913	7.6	7.8
Live births					
男 Male	484 449	501 880	△ 17 431	8.0	8.2
女 Female	461 616	475 098	△ 13 482	7.2	7.4
死 亡	1 340 397	1 307 748	32 649	10.8	10.5
Deaths					
男 Male	690 683	674 733	15 950	11.4	11.1
女 Female	649 714	633 015	16 699	10.2	9.9
(再掲)					
Regrouped					
乳児死亡	1 761	1 928	△ 167	1.9	2.0
Infant deaths					
新生児死亡	832	874	△ 42	0.9	0.9
Neonatal deaths					
自然増減	△ 394 332	△ 330 770	△ 63 562	△ 3.2	△ 2.6
Natural change					
死 産	20 358	20 934	△ 576	21.1	21.0
Foetal deaths					
自然死産	9 738	10 067	△ 329	10.1	10.1
Spontaneous					
人工死産	10 620	10 867	△ 247	11.0	10.9
Artificial					
周産期死亡	3 308	3 516	△ 208	3.5	3.6
Perinatal deaths					
妊娠満22週以後の死産	2 683	2 840	△ 157	2.8	2.9
Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation					
早期新生児死亡	625	676	△ 51	0.7	0.7
Early neonatal deaths					
婚 姻	606 866	620 531	△ 13 665	4.9	5.0
Marriages					
離 婚	212 262	216 798	△ 4 536	1.70	1.73
Divorces					

注：率の算出方法は、「V 比率の解説」(57~59ページ)を参照されたい。

表3-1-2 本報告において別掲とした件数
Table 3-1-2 Number of cases tabulated separately in this report

	日本における日本人 前年以前事件発生 Japanese in Japan Occured in previous year or before	日本における外国人 Foreigners in Japan		外国における日本人 Japanese in foreign countries	
		本年事件発生 Occured in this year	前年以前に事件発生 Occured in previous year or before	本年事件発生 Occured in this year	前年以前に事件発生 Occured in previous year or before
出 生	522	16 666	66	13 801	930
Live births					
死 亡	1 375	7 158	21	1 731	1 262
Deaths					
死 産	-	483	-	-	-
Foetal deaths					
婚 姻	19	4 453	-	11 353	-
Marriages					
離 婚	131	1 177	33	2 077	591
Divorces					

注：「I 人口動態調査の概要」「第1章 調査の概要」の「3 調査の対象」「4 調査の期間」(6ページ)を参照されたい。

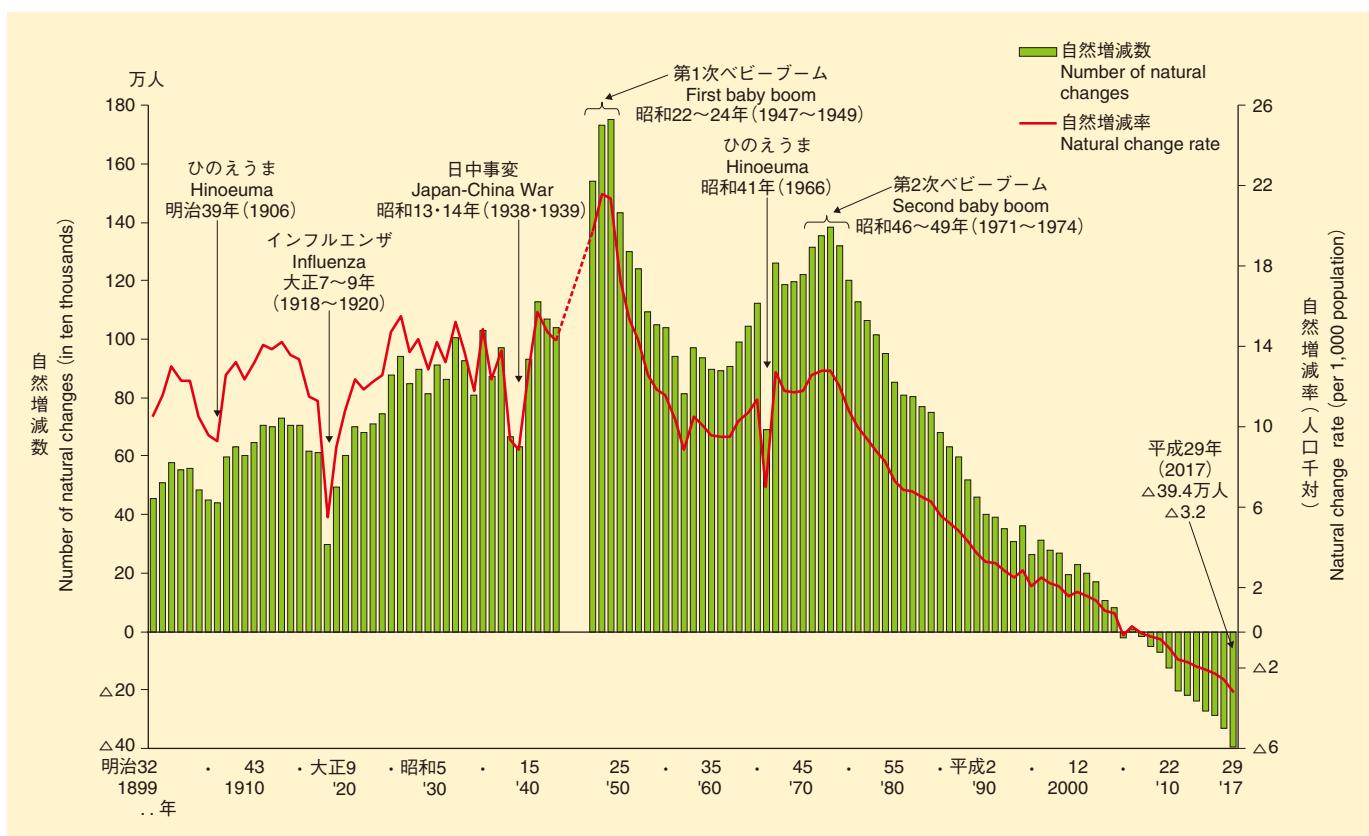
1 自然増減

平成29年の自然増減数(出生数から死亡数を減じたもの)は△394,332人で、前年の△330,770人より63,562人減少し、自然増減率(人口千対)は△3.2で前年の△2.6より低下した。

(1) 年次推移

自然増減数の年次推移をみると、第2次世界大戦前は増加傾向であったが、戦後は第1次ベビーブーム期の昭和24年の175万人をピークに減少した。その後、昭和37年に再び増加に転じ、昭和46年から49年の第2次ベビーブーム期には130万人を超えていたが、50年以降は出生数の減少により自然増減数も減少し、平成元年に50万人を割った。平成2年からは出生数は横ばいであったが、人口の高齢化による死亡数の増加により減少し、11年には20万人を割り、12年に一旦増加したもの、13年以降は出生数の減少と死亡数の増加の双方により減少し、16年には10万人を割った。平成17年には統計の得られていない昭和19年から21年を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年以降初めて出生数が死亡数を下回りマイナスとなった。平成18年に一旦プラスとなったが、19年からは11年連続でマイナスとなり減少幅も拡大している。(図1)

図1 自然増減数及び自然増減率の年次推移－明治32～平成29年－
Figure 1 Trends in number of natural changes and natural change rates, 1899-2017



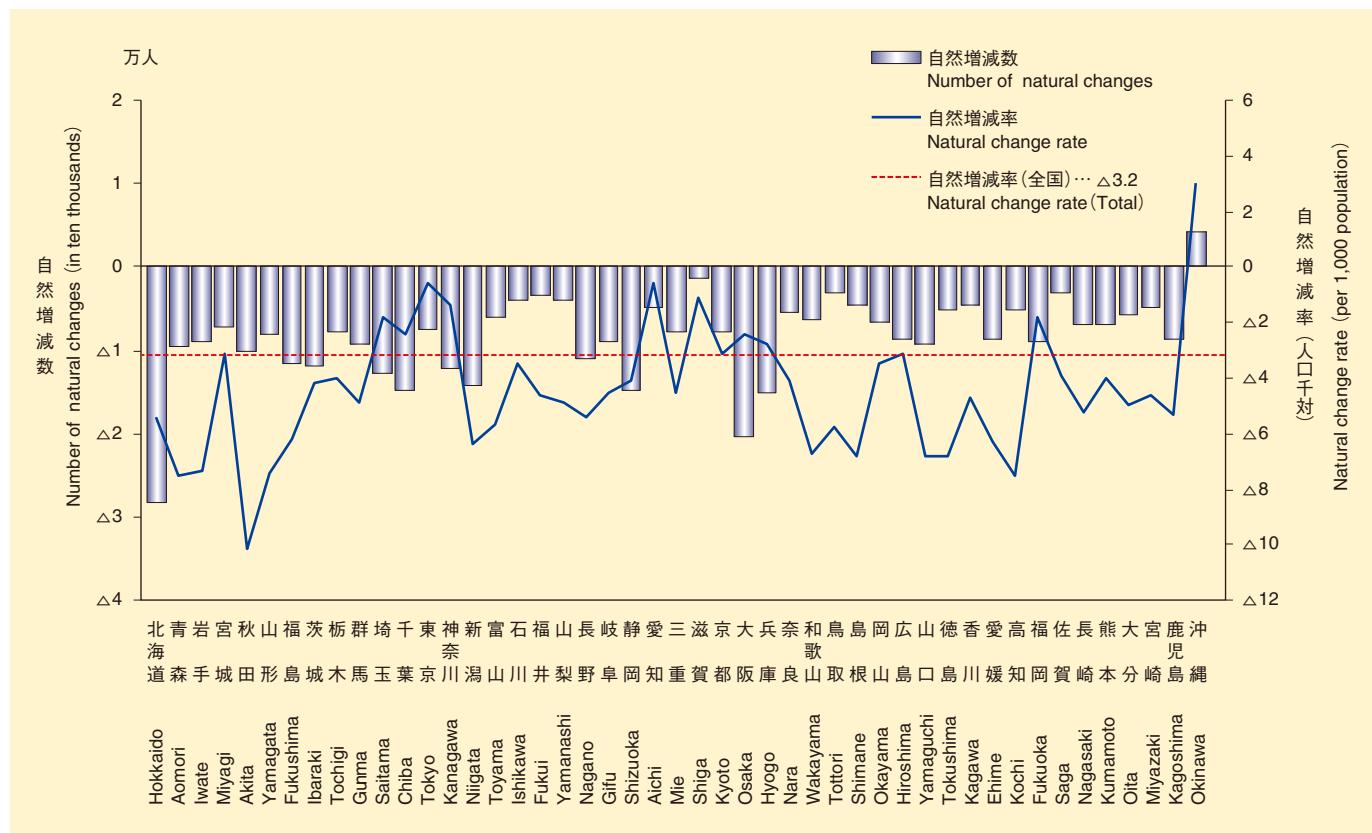
(2) 都道府県別

都道府県別に自然増減率(人口千対)をみると、最も高いのは沖縄県3.0、次いで東京都・愛知県、滋賀県で、最も低いのは秋田県△10.1、次いで青森県・高知県、山形県であった。

出生数が死亡数を上回った都道府県は、沖縄県のみであった。これ以外は全ての都道府県で出生数が死亡数を下回った。(図2)

図2 都道府県別にみた自然増減数及び自然増減率－平成29年－

Figure 2 Natural changes and natural change rates by prefecture, 2017



第4章 出生

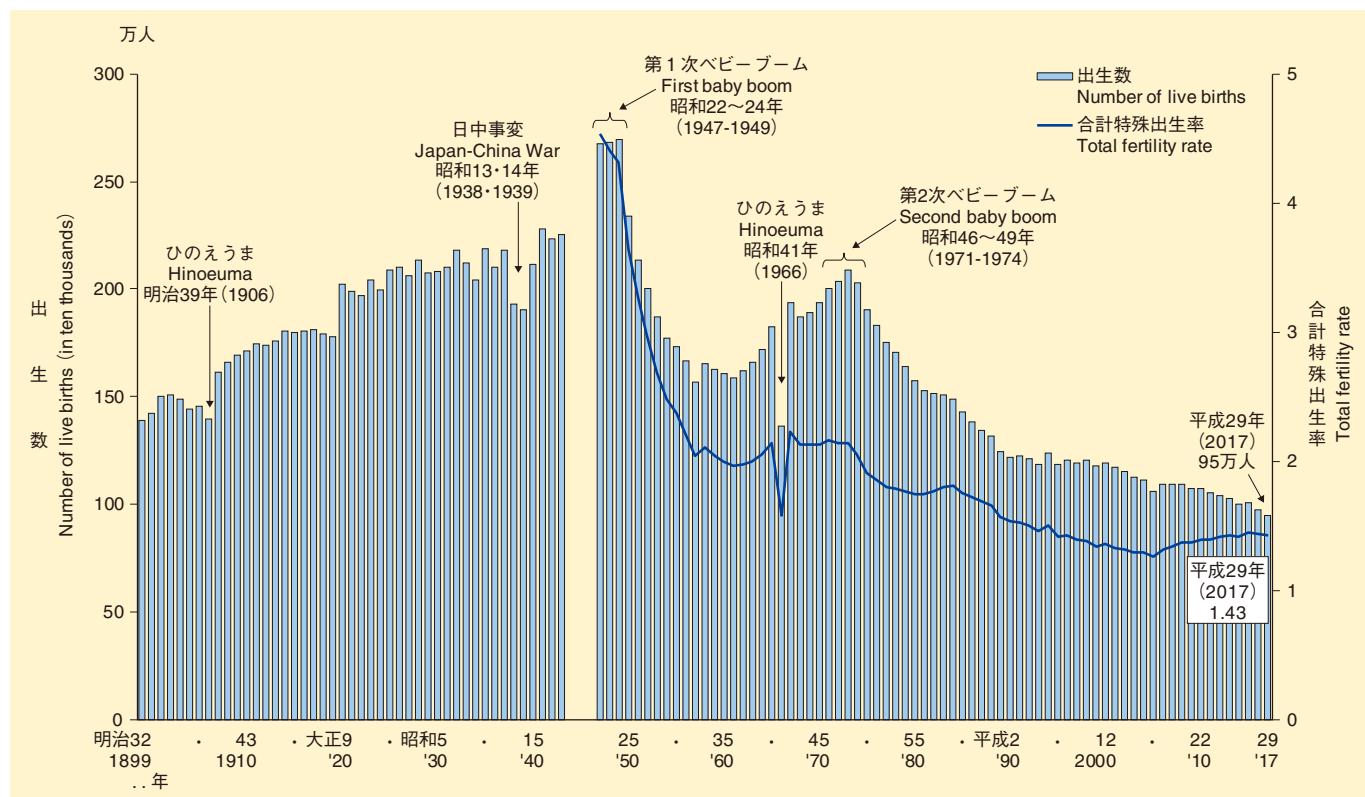
Chapter 4 Natality

平成29年の出生数は946,065人で、前年の976,978人より30,913人減少し、出生率(人口千対)は7.6で前年より低下した。合計特殊出生率は1.43で前年の1.44より低下した。出生数を性別にみると男484,449人、女461,616人で、女を100とする出生性比は男104.9であり、昭和50年代後半からおおむね105台で推移している。

1 年次推移

出生数と合計特殊出生率の年次推移をみると、第2次世界大戦前は戦争のあった時を除いて出生数はおおむね増加していた。戦後は、昭和22年から24年の第1次ベビーブーム期には出生数は260万人台、合計特殊出生率は4を超えていたが、25年以降、数・率ともに急激に減少かつ低下した。その後、ひのえうま前後の特殊な動きを除けば、出生数は緩やかな増加傾向となり、昭和46年から49年の第2次ベビーブーム期に200万人を超える、合計特殊出生率は2以上で推移していた。昭和50年以降、出生数は減少を続け、平成3年からは増減を繰り返していたが、13年以降は5年連続で減少した。平成18年からは再び増減を繰り返し、23年以降は減少していたが、27年は5年ぶりに増加し、28年からは再び減少した。合計特殊出生率は昭和50年に2を下回ってからは50年代後半を除いて平成17年まで低下傾向が続き、18年以降は緩やかな上昇傾向が続いているが、28年からは低下した。(図3)

図3 出生数及び合計特殊出生率の年次推移－明治32～平成29年－
Figure 3 Trends in number of live births and total fertility rates, 1899-2017

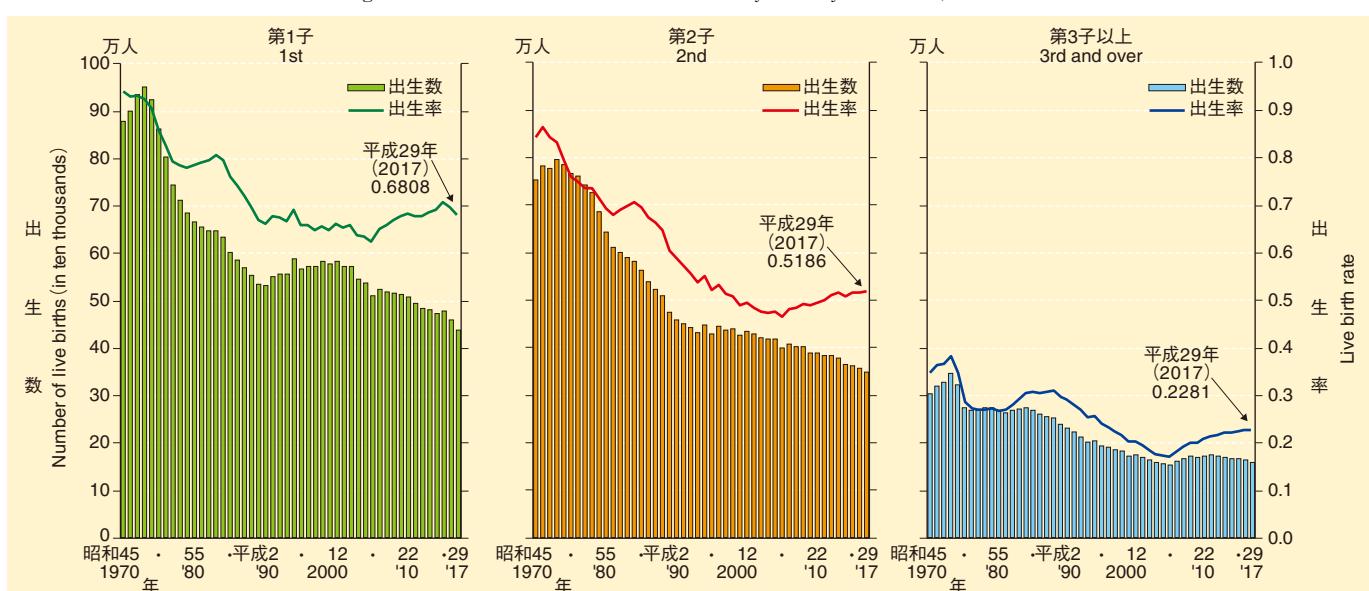


2 出生順位別

出生順位別に合計特殊出生率(内訳)の年次推移をみると、第2次ベビーブーム期以降、昭和50年代後半を除いてすべての出生順位で低下傾向となっていたが、平成18年以降は上昇傾向となっている。平成23年以降、第1子は2年連続低下したが再び上昇し、28年からは低下している。第2子は上昇傾向となっており、第3子以上では上昇している。平成29年の第1子は439,257人、第2子348,833人、第3子以上は157,975人で、いずれの出生順位についても前年より減少した。(図4)

出生順位別の母の平均年齢は第1子30.7歳、第2子32.6歳、第3子33.7歳であり、前年と比較すると、第1子及び第2子は同年齢、第3子では0.1歳高くなった。また、昭和50年に比べ、それぞれ5.0歳、4.6歳、3.4歳上昇した。父の平均年齢は、平成に入ってから一旦横ばいとなったが、近年は再び上昇しており、平成29年の第1子は32.8歳、第2子は34.6歳、第3子は35.5歳となった。(図5)

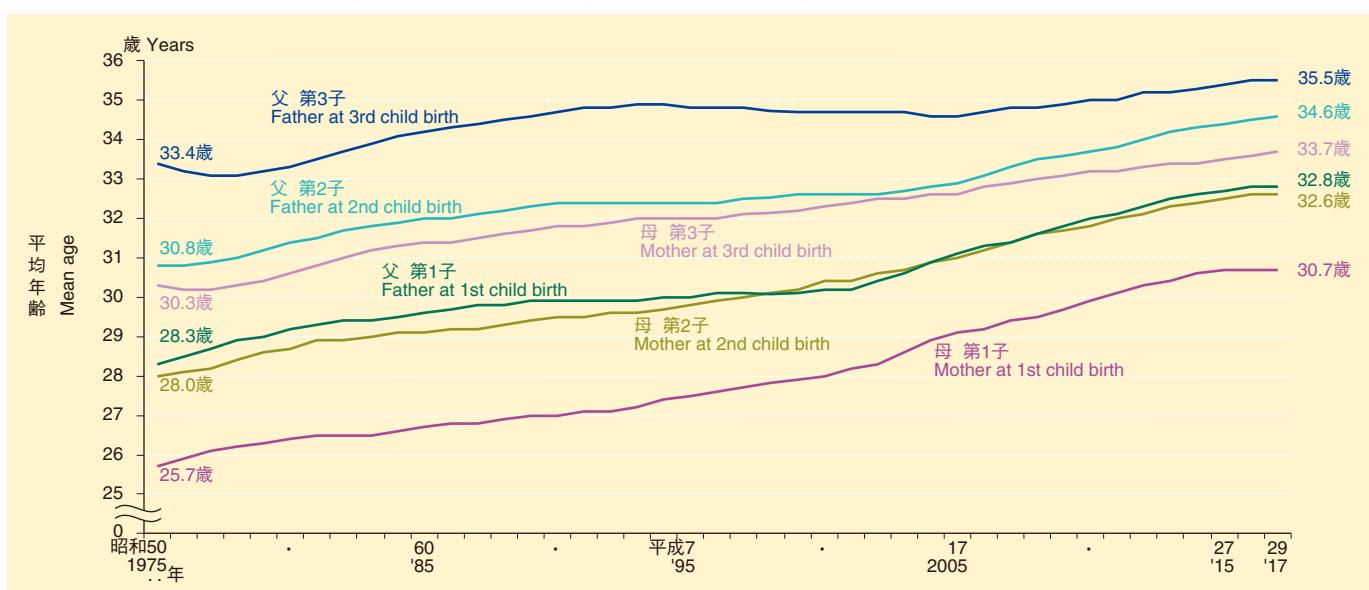
図4 出生順位別にみた出生数及び合計特殊出生率(内訳)の年次推移—昭和45～平成29年—
Figure 4 Trends in live births and total fertility rates by birth order, 1970-2017



注：1)出生順位とは、同じ母親がこれまでに生んだ出産の総数について数えた順序である。

2)出生順位別の出生率の数値は出生順位ごとに15歳から49歳の母の各歳別出生率を合計したものであり、第1子から第3子以上の出生率を合計したものが、合計特殊出生率である。

図5 出生順位別にみた父母の平均年齢の年次推移—昭和50～平成29年—
Figure 5 Trends in mean age of father and mother by live birth order, 1975-2017



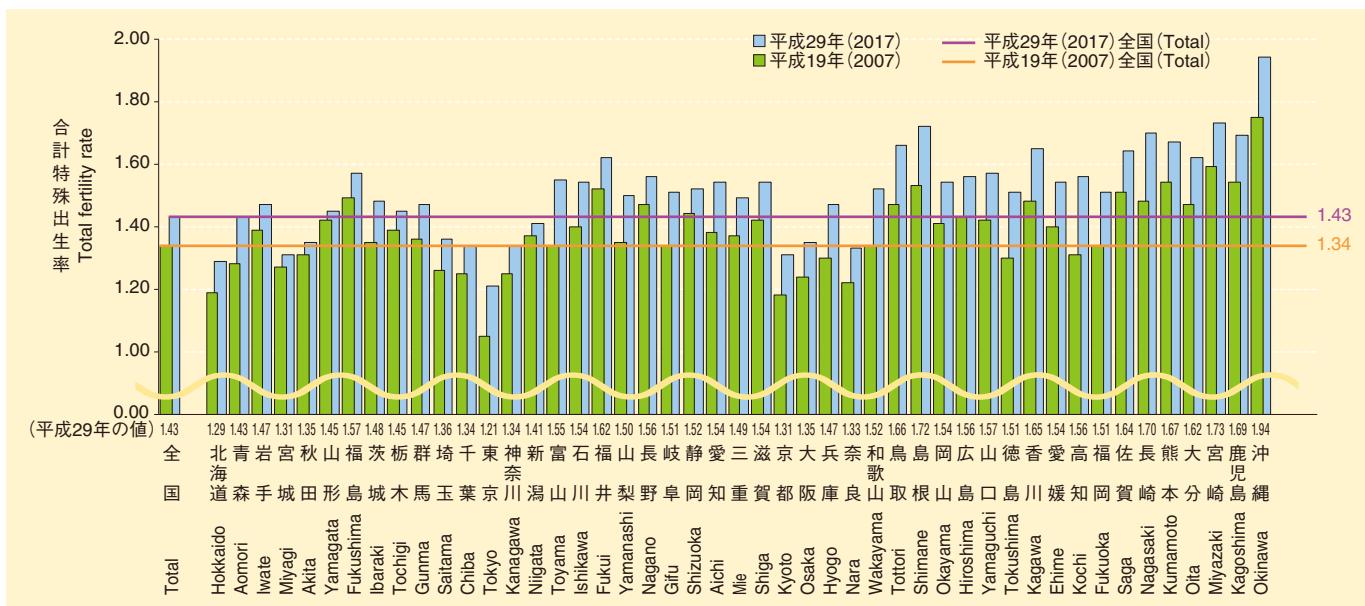
3 都道府県別

平成29年の合計特殊出生率を都道府県別にみると、最も高いのは沖縄県1.94、次いで宮崎県1.73、島根県1.72となった。一方、最も低いのは東京都1.21、次いで北海道1.29、宮城県・京都府1.31となっており、おおむね大都市を有する都道府県とその周辺で低い傾向がみられた。

都道府県別に平成29年と平成19年の合計特殊出生率を比較すると、低下した都道府県はなく、最も上がり幅が大きかったのは高知県で0.25、次いで長崎県0.22となった。(図6)

図6 都道府県別にみた合計特殊出生率の年次比較－平成19・29年－

Figure 6 Comparison of total fertility rates by prefecture, 2007 · 2017

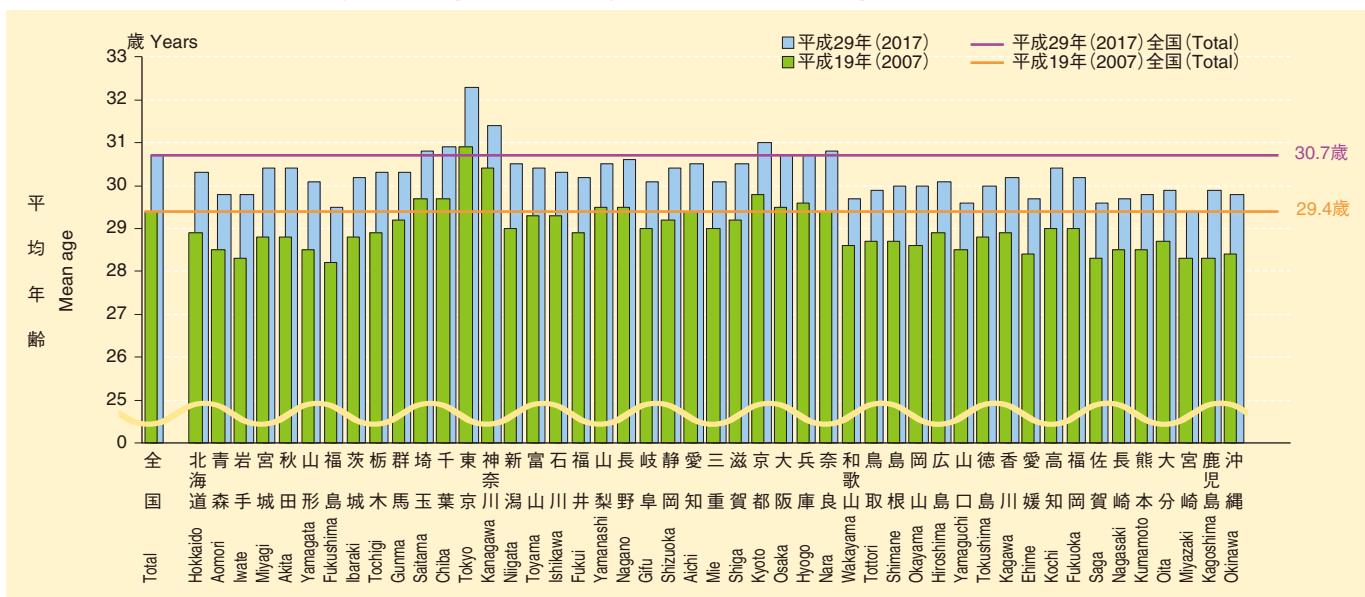


注：分母に用いた人口は、全国は各歳別日本人人口、都道府県の平成19年は5歳階級別総人口、平成29年は5歳階級別日本人人口である。

都道府県別に第1子出生時の母の平均年齢をみると、東京、神奈川、京都、千葉、埼玉などの大都市を有する都道府県とその周辺で高くなっている。平成29年と平成19年を比較すると、すべての都道府県で1.0～1.6歳上昇した。(図7)

図7 都道府県別にみた第1子出生時の母の平均年齢の年次比較－平成19・29年－

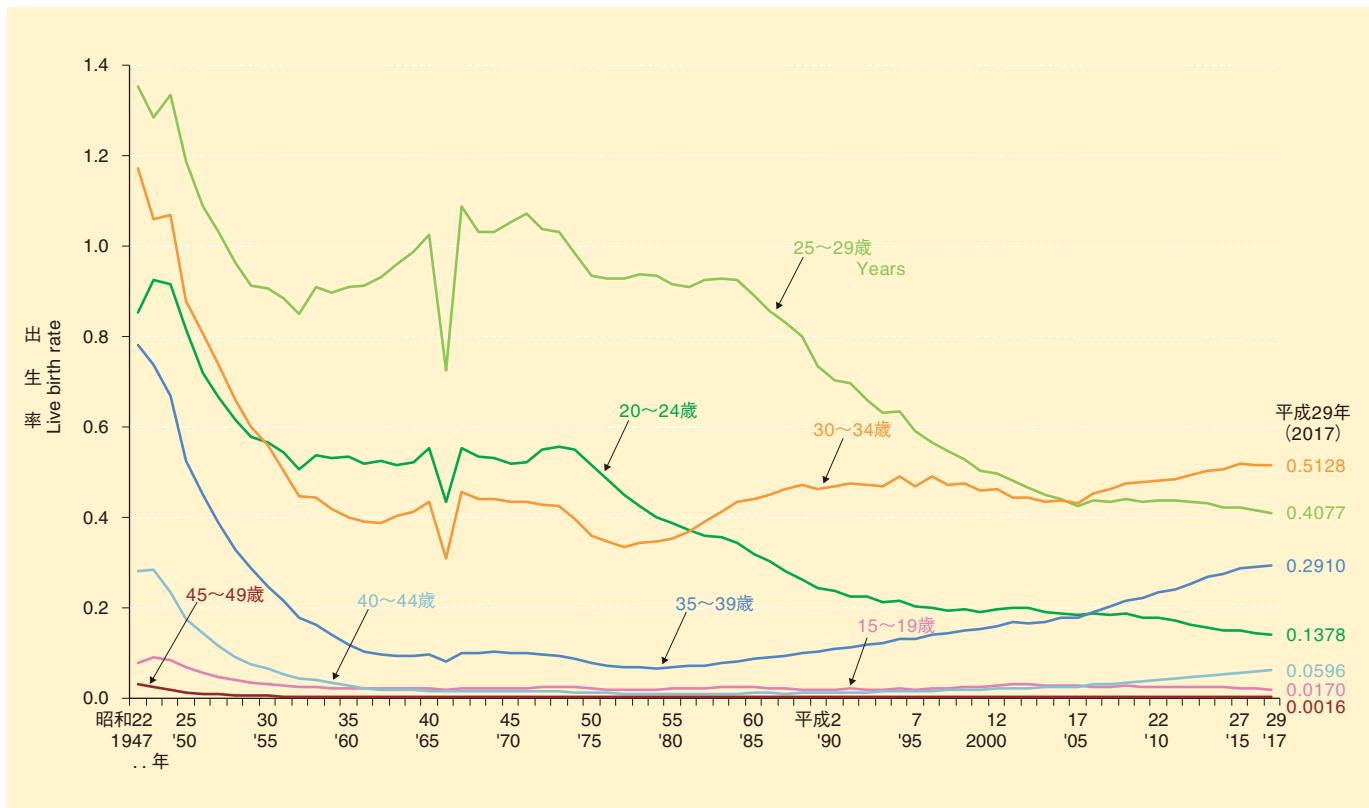
Figure 7 Comparison of mean age of mother at first child by prefecture, 2007 · 2017



4 母の年齢（5歳階級）別

合計特殊出生率の内訳を母の年齢（5歳階級）別にみると、34歳以下の各階級では前年より低下したが、35歳以上の各階級では上昇した。なお、30～34歳の階級が最も高くなかった。（図8）

図8 母の年齢（5歳階級）別出生率の年次推移－昭和22～平成29年－
Figure 8 Trends in live birth rates by age of mother (5-year age groups), 1947-2017



注：母の各歳別出生率を足し上げたもので、各階級の合計が合計特殊出生率である。

5 第1子出生までの期間及び妊娠期間別

結婚生活に入ってから第1子出生までの平均期間は2.43年で、前年より0.01年長くなった。

妊娠期間別出生数は正期（満37～41週）890,701人（妊娠期間不詳を除く出生数の94.2%）、早期（満37週未満）53,558人（同5.7%）、過期（満42週以上）1,612人（同0.2%）であった。

割合でみると、近年早期は増加傾向から横ばい、過期は減少傾向から横ばいとなっている。

6 平均体重及び平均身長

出生時の平均体重は男3.05kg、女2.96kgであった。2,500g未満の出生数は男40,428人（体重不詳を除く男の出生数の8.3%）、女48,925人（体重不詳を除く女の出生数の10.6%）で近年は男女とも出生に占める割合は横ばいとなっている。

出生時の平均身長は、前年と同じ男49.2cm、女は前年より0.1cm伸びて48.7cmであった。

7 父母の国籍別

父母の一方が外国人の出生数は18,134人（全出生数の1.9%）で、前年の19,118人（同2.0%）より984人減少した。全出生数に対する割合はゆるやかに増加を続けていたが、近年は横ばいとなっている。また、その内訳をみると「父日本・母外国」は8,674人で、そのうち母の国籍で最も多いのは中国3,219人、次いでフィリピン、韓国・朝鮮であり、一方、「母日本・父外国」は9,460人で、そのうち父の国籍で最も多いのは韓国・朝鮮2,197人、次いで米国、中国であった。

第5章 死亡

Chapter 5 General mortality

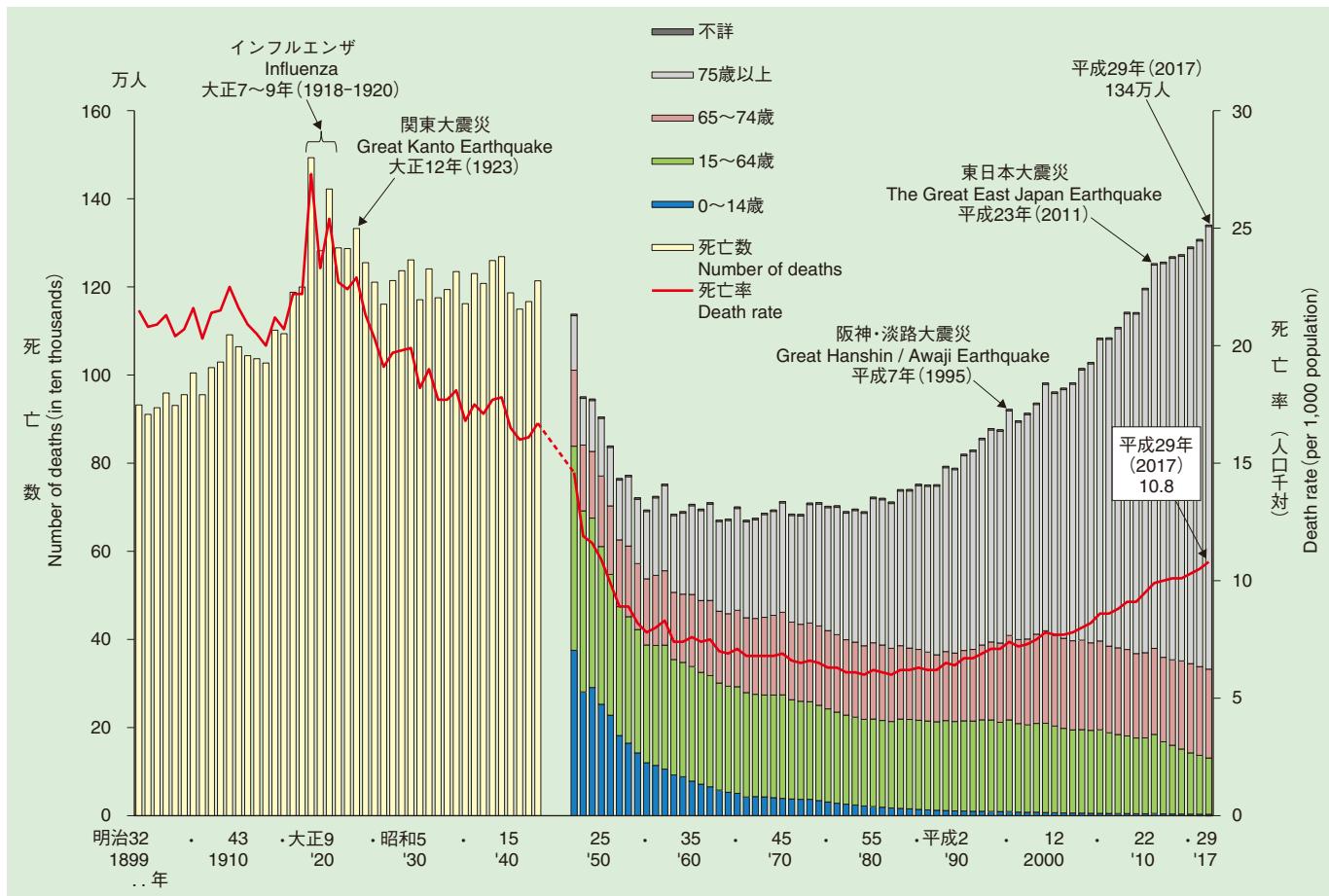
平成29年の死亡数は1,340,397人で、前年の1,307,748人より32,649人増加し、死亡率(人口千対)は10.8で前年の10.5より上昇した。また、男の死亡数は690,683人、死亡率は11.4で、女の死亡数は649,714人、死亡率は10.2であった。

1 年次推移

死亡数及び死亡率の年次推移をみると、第2次世界大戦前は、インフルエンザの流行や関東大震災を除くと、死亡数は90万～120万人台、死亡率は16～20台前半で推移してきた。昭和20年代後半からは、死亡の状況は急速に改善され、41年には67万人と最少の死亡数、54年には6.0と最低の死亡率を記録した。昭和50年代後半からは、人口の高齢化を反映して死亡数は増加傾向に転じ、平成15年に100万人を超え、死亡率も上昇傾向にある。

年齢階級別にみると、75歳以上の高齢者の死亡数が、昭和50年代後半から増加傾向となり、平成24年からは全死亡数の7割を超えていている。(図9)

図9 死亡数及び死亡率の年次推移－明治32～平成29年－
Figure 9 Trends in number of deaths and death rates, 1899-2017



2 主な死因

主な死因別に死亡率の年次推移をみると、明治・大正・昭和初期は感染症の値が高く、昭和33年以降は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が死因順位の第1位から第3位を占めていたが、平成23年からは肺炎が脳血管疾患を上回り第3位に、脳血管疾患は第4位となっている。平成29年からは、死因統計に使用する分類の変更及び死因を選択する統計上のルールの変更により、肺炎は脳血管疾患、老衰より死因順位を下げ、第5位となった。

昭和22年以降の悪性新生物＜腫瘍＞、心疾患、脳血管疾患、肺炎の死亡率(人口10万対)の推移をみると、悪性新生物＜腫瘍＞は一貫して上昇を続け、56年に死因順位の第1位となり、その後も上昇傾向は続き、平成29年は299.5(死亡数373,334人、死因順位第1位)であった。心疾患は昭和60年に第2位となり、その後も上昇傾向は続き、平成6年から低下したが、9年には再び上昇傾向に転じ、29年は164.3(204,837人、第2位)であった。脳血管疾患は昭和45年をピークに低下、平成3年以降は横ばいで推移し、7年に上昇したものの、8年以降低下傾向にあり、29年は88.2(109,880人、第3位)であった。肺炎は、昭和50年から第4位が続いたが、この間おむね上昇傾向が続き、平成23年に脳血管疾患を抜いて第3位となったが、29年は77.7(96,841人、第5位)であった。

自殺の死亡率は、平成29年は16.4で前年の16.8より低下し、第9位であった。(図10, 11)

図10 主要死因別死亡率の年次推移－明治32～平成29年－

Figure 10 Trends in death rates from leading causes of death, 1899-2017

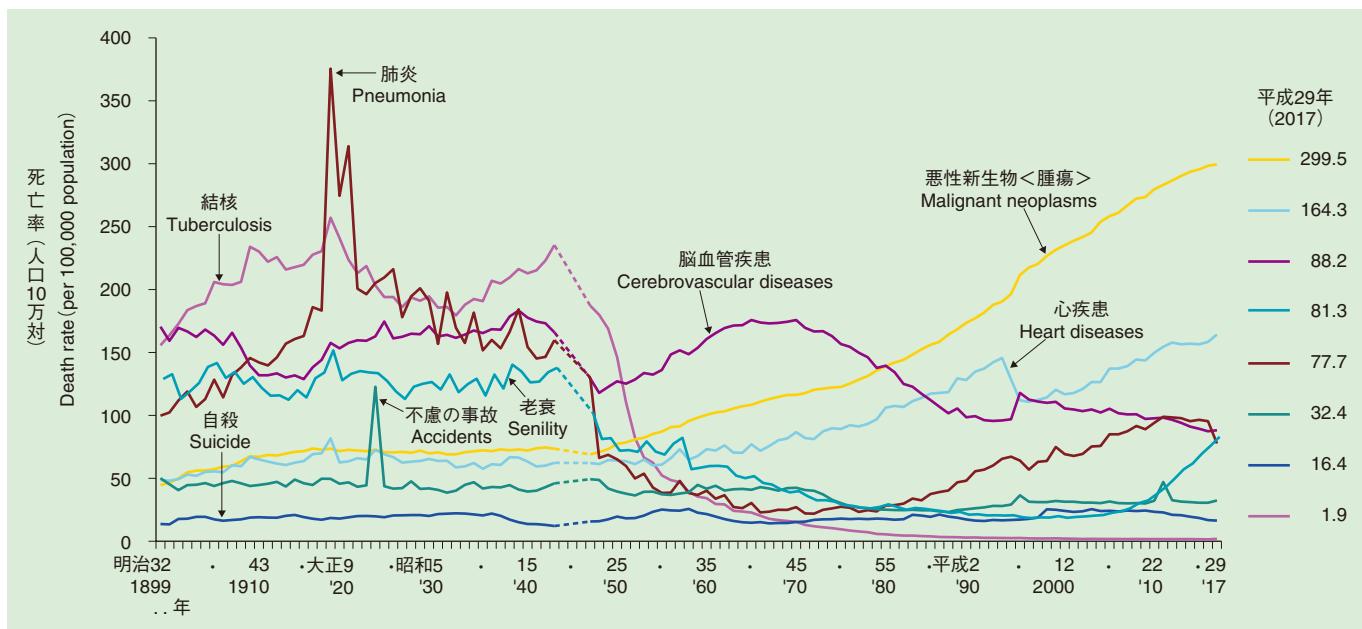
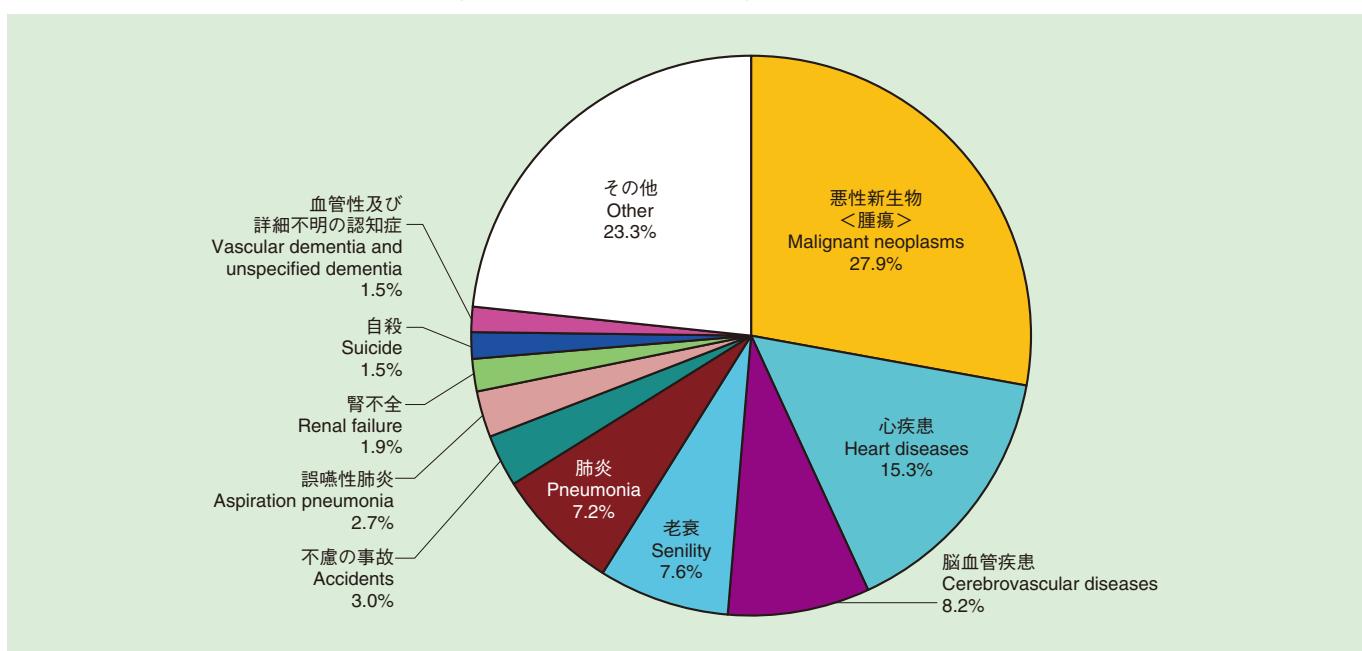


図11 主な死因別死亡数の割合－平成29年－

Figure 11 Death rates from leading causes of death, 2017



注：死因の「心疾患」は、「心疾患(高血圧性を除く)」を省略したものである。

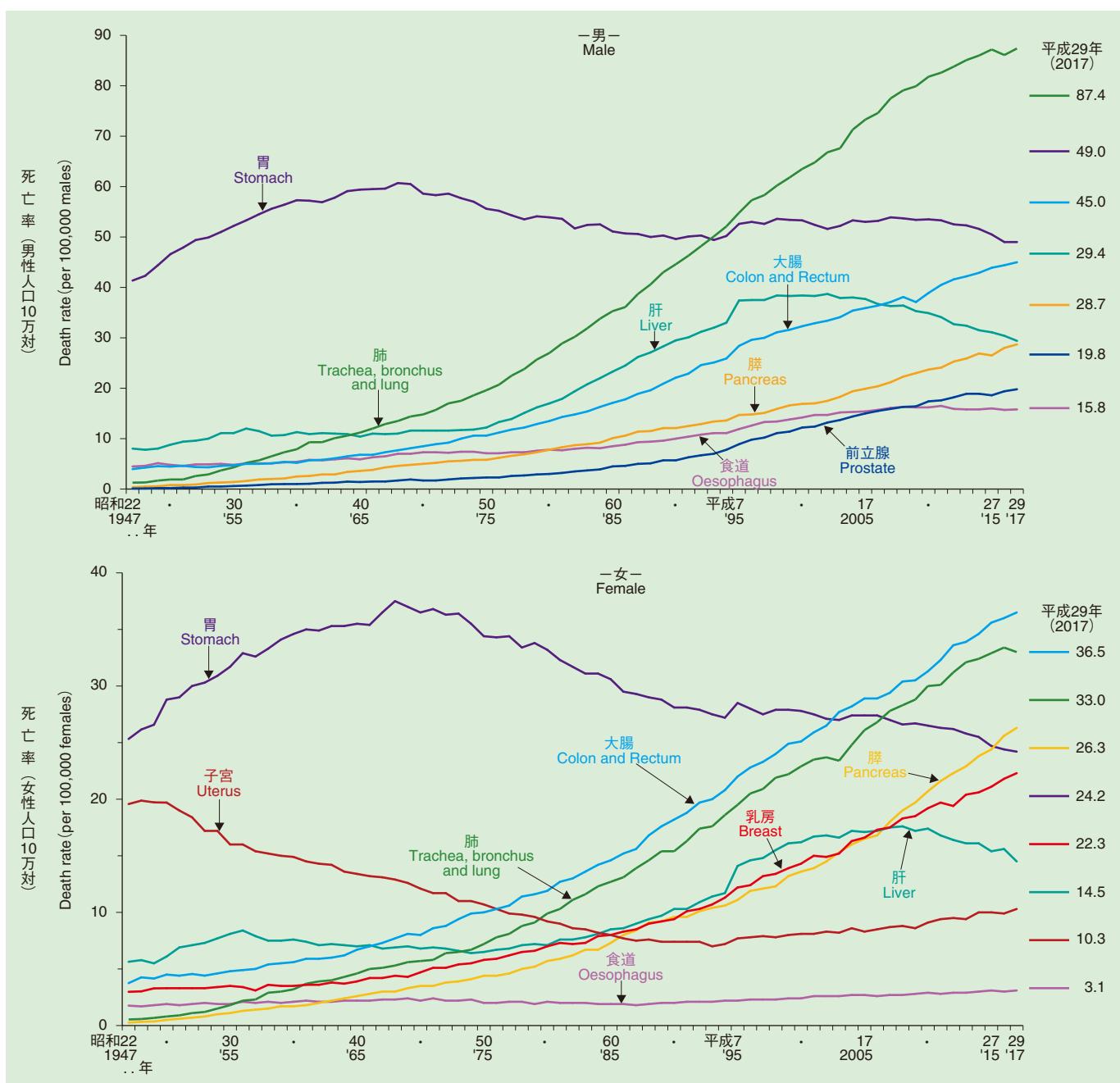
3 悪性新生物＜腫瘍＞の死亡率

死因順位第1位である悪性新生物＜腫瘍＞の主な部位別死亡率の年次推移を性別にみると、男は、「肺」が一貫して上昇を続け、平成5年には「胃」を上回って第1位となり、引き続き上昇し、28年に低下したが、29年に再び上昇した。「胃」は昭和43年以降緩やかな低下傾向が続いたものの、平成6年からは上昇傾向となっていたが、20年以降低下傾向となっている。「大腸」は上昇傾向にあり、平成19年から「肝」を上回って第3位となっている。上昇傾向にあった「肝」は近年低下傾向で推移している。

女は、「大腸」が上昇を続け、平成15年からは「胃」を上回って第1位となり、19年には「肺」も「胃」を上回って第2位となり、引き続き上昇している。「肺」は上昇傾向にあり、平成28年には「胃」を上回って第3位となった。「胃」は低下傾向となっている。「乳房」は上昇傾向で、低下傾向だった「子宮」は、平成6年からは緩やかな上昇傾向にある。(図12)

図12 悪性新生物＜腫瘍＞の主な部位別にみた死亡率の年次推移－昭和22～平成29年－

Figure 12 Trends in death rates from malignant neoplasms by site, 1947-2017



注：1)死亡率の「男」は、男性人口10万対、「女」は、女性人口10万対である。

2)「大腸」は、結腸と直腸S状結腸移行部及び直腸を示す。ただし、昭和42年までは直腸肛門部を含む。

3)平成6年以前の「子宮」は胎盤を含む。

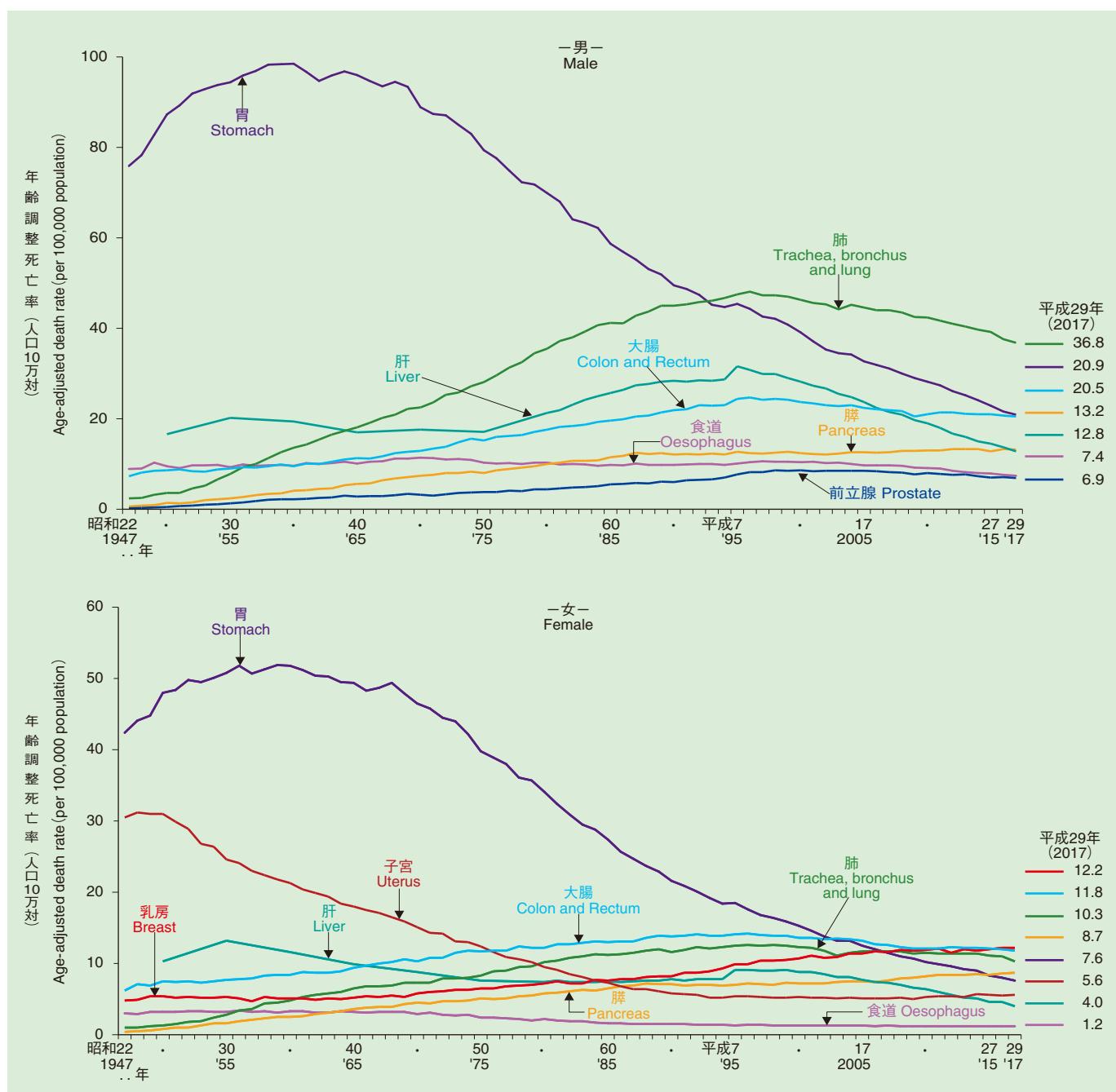
4 悪性新生物＜腫瘍＞の年齢調整死亡率

死亡の状況はその集団における人口の年齢構成に影響されるので、年齢構成の差を取り除いて比較するための年齢調整死亡率を年次推移でみると、近年は緩やかな低下傾向にある。平成29年の年齢調整死亡率(人口千対)は、男4.7、女2.5で、男は前年の4.8より低下したが、女は前年と同率となった。

悪性新生物＜腫瘍＞の主な部位別にみた年齢調整死亡率の年次推移を性別にみると、男女とも「胃」は、戦後上昇傾向にあったが、昭和30年代半ばをピークに低下を続けている。男は「肺」が上昇を続け平成5年に「胃」を上回ったが、9年以降は低下傾向にある。女は「子宮」が平成5年まで低下傾向にあったが、近年は横ばいとなっている。「大腸」は平成8年まで上昇傾向にあったが、近年横ばいに推移している。「乳房」は緩やかな上昇傾向にある。(図13)

図13 悪性新生物＜腫瘍＞の主な部位別にみた年齢調整死亡率の年次推移－昭和22～平成29年－

Figure 13 Trends in age-adjusted death rates from malignant neoplasms by site, 1947-2017



注：1)年齢調整死亡率の基準人口は、昭和60年モデル人口である。なお、計算方法は、「V 比率の解説」の「(3)死亡」(58ページ)を参照されたい。

2)「大腸」は、結腸と直腸S状結腸移行部及び直腸を示す。ただし、昭和42年までは直腸肛門部を含む。

3)平成6年以前の「子宮」は、胎盤を含む。

4)男女とも「肝」については、昭和55年以前は5年ごとの数値を用いており、昭和25年、30年の数値は「胆のう及びその他の胆道」を含む。

5 死因順位

平成29年の死因順位を年齢(5歳階級)別にみると、0～4歳は先天奇形、変形及び染色体異常が第1位となった。

表1 年齢別にみた死因順位¹⁾(第5位まで) 別死亡数
Table 1 Leading causes of death by age, Deaths,

年齢 Age	第1位		第2位	
	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)
総数 Total	悪性新生物<腫瘍>	373 334 299.5 (27.9)	心疾患	204 837 164.3 (15.3)
0歳 ²⁾ Year	先天奇形、変形及び染色体異常	635 67.1 (36.1)	周産期に特異的な呼吸障害等	236 24.9 (13.4)
1～4歳 Years	先天奇形、変形及び染色体異常	178 4.6 (25.7)	不慮の事故	70 1.8 (10.1)
5～9歳	悪性新生物<腫瘍>	75 1.4 (21.4)	不慮の事故	60 1.2 (17.1)
10～14歳	自殺	100 1.9 (22.9)	悪性新生物<腫瘍>	99 1.8 (22.7)
15～19歳	自殺	460 7.8 (39.6)	不慮の事故	232 3.9 (20.0)
20～24歳	自殺	1 054 17.8 (52.1)	不慮の事故	335 5.7 (16.6)
25～29歳	自殺	1 049 17.5 (46.1)	不慮の事故	288 4.8 (12.7)
30～34歳	自殺	1 280 18.6 (39.3)	悪性新生物<腫瘍>	616 9.0 (18.9)
35～39歳	自殺	1 366 17.8 (28.8)	悪性新生物<腫瘍>	1 145 14.9 (24.1)
40～44歳	悪性新生物<腫瘍>	2 649 28.5 (30.0)	自殺	1 628 17.5 (18.5)
45～49歳	悪性新生物<腫瘍>	4 764 51.2 (34.0)	自殺	1 872 20.1 (13.4)
50～54歳	悪性新生物<腫瘍>	7 267 90.5 (38.1)	心疾患	2 393 29.8 (12.6)
55～59歳	悪性新生物<腫瘍>	12 211 162.7 (44.4)	心疾患	3 377 45.0 (12.3)
60～64歳	悪性新生物<腫瘍>	21 238 274.5 (47.3)	心疾患	5 424 70.1 (12.1)
65～69歳	悪性新生物<腫瘍>	44 450 450.4 (48.1)	心疾患	11 050 112.0 (12.0)
70～74歳	悪性新生物<腫瘍>	49 346 639.9 (45.2)	心疾患	13 249 171.8 (12.1)
75～79歳	悪性新生物<腫瘍>	59 020 879.4 (37.9)	心疾患	20 820 310.2 (13.4)
80～84歳	悪性新生物<腫瘍>	67 747 1 283.8 (30.0)	心疾患	33 439 633.7 (14.8)
85～89歳	悪性新生物<腫瘍>	58 878 1 737.9 (21.8)	心疾患	45 376 1 339.4 (16.8)
90～94歳	心疾患	41 271 2 613.7 (18.5)	老衰	33 314 2 109.8 (14.9)
95～99歳	老衰	24 895 6 162.1 (23.9)	心疾患	19 764 4 892.1 (19.0)
100歳～	老衰	10 698 15 967.2 (38.5)	心疾患	4 837 7 219.4 (17.4)
(再掲)65歳～ (Regrouped)	悪性新生物<腫瘍>	322 608 921.5 (26.7)	心疾患	189 806 542.2 (15.7)
(再掲)75歳～	悪性新生物<腫瘍>	228 812 1 313.0 (22.7)	心疾患	165 507 949.7 (16.4)
(再掲)80歳～	悪性新生物<腫瘍>	169 792 1 584.5 (19.9)	心疾患	144 687 1 350.2 (17.0)

注：1) 死因順位に用いる分類については、「Ⅷ 死因分類表」の「5 各種分類表の新旧(平成29年と平成28年まで)比較・対照表」、「表6 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目の新旧対照表 (1) (2)」(87～88ページ)を参照されたい。

なお、死因順位は、死亡数の多い順である。

2) 構成割合(%)は、それぞれの年齢別死亡数を100とした場合の割合である。

3) 0歳の死亡率は出生10万対の率である。

5～9歳は悪性新生物＜腫瘍＞、10～39歳は自殺、40～89歳は悪性新生物＜腫瘍＞、90～94歳は心疾患、95歳以上は老衰が第1位となった。

死亡率（人口10万対）、構成割合²⁾（%）
Death rates (per 100,000 population), Proportion (%), 2017

平成29年

第3位		第4位		第5位	
死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)
脳血管疾患	109 880 88.2 (8.2)	老 衰	101 396 81.3 (7.6)	肺 炎	96 841 77.7 (7.2)
不慮の事故	77 8.1 (4.4)	乳幼児突然死症候群	69 7.3 (3.9)	胎児及び新生児の出血性障害等	64 6.8 (3.6)
悪性新生物＜腫瘍＞	60 1.5 (8.7)	心 疾 患	33 0.8 (4.8)	肺 炎	24 0.6 (3.5)
先天奇形、変形及び染色体異常	51 1.0 (14.5)	心 疾 患	16 0.3 (4.6)	その他の新生物＜腫瘍＞	12 0.2 (3.4)
不慮の事故	51 0.9 (11.7)	先天奇形、変形及び染色体異常	37 0.7 (8.5)	心 疾 患	20 0.4 (4.6)
悪性新生物＜腫瘍＞	125 2.1 (10.8)	心 疾 患	61 1.0 (5.3)	先天奇形、変形及び染色体異常	23 0.4 (2.0)
悪性新生物＜腫瘍＞	174 2.9 (8.6)	心 疾 患	91 1.5 (4.5)	先天奇形、変形及び染色体異常	23 0.4 (1.1)
悪性新生物＜腫瘍＞	269 4.5 (11.8)	心 疾 患	131 2.2 (5.8)	脳血管疾患	52 0.9 (2.3)
不慮の事故	262 3.8 (8.1)	心 疾 患	237 3.4 (7.3)	脳血管疾患	127 1.8 (3.9)
心 疾 患	429 5.6 (9.0)	不慮の事故	355 4.6 (7.5)	脳血管疾患	277 3.6 (5.8)
心 疾 患	991 10.7 (11.2)	脳血管疾患	791 8.5 (9.0)	不慮の事故	564 6.1 (6.4)
心 疾 患	1 769 19.0 (12.6)	脳血管疾患	1 303 14.0 (9.3)	不慮の事故	718 7.7 (5.1)
自 殺	1 830 22.8 (9.6)	脳血管疾患	1 675 20.9 (8.8)	肝 疾 患	947 11.8 (5.0)
脳血管疾患	2 022 26.9 (7.3)	自 殺	1 643 21.9 (6.0)	肝 疾 患	1 232 16.4 (4.5)
脳血管疾患	3 147 40.7 (7.0)	不慮の事故	1 529 19.8 (3.4)	肝 疾 患	1 514 19.6 (3.4)
脳血管疾患	6 249 63.3 (6.8)	不慮の事故	2 732 27.7 (3.0)	肺 炎	2 606 26.4 (2.8)
脳血管疾患	7 589 98.4 (7.0)	肺 炎	4 357 56.5 (4.0)	不慮の事故	3 378 43.8 (3.1)
脳血管疾患	12 410 184.9 (8.0)	肺 炎	8 809 131.2 (5.7)	不慮の事故	4 896 72.9 (3.1)
脳血管疾患	19 761 374.5 (8.7)	肺 炎	17 053 323.1 (7.5)	老 衰	8 362 158.5 (3.7)
肺 炎	25 289 746.5 (9.4)	脳血管疾患	24 248 715.7 (9.0)	老 衰	21 164 624.7 (7.8)
悪性新生物＜腫瘍＞	32 664 2 068.7 (14.6)	肺 炎	23 186 1 468.4 (10.4)	脳血管疾患	19 780 1 252.7 (8.9)
肺 炎	10 888 2 695.0 (10.5)	悪性新生物＜腫瘍＞	9 246 2 288.6 (8.9)	脳血管疾患	8 584 2 124.8 (8.2)
肺 炎	2 623 3 914.9 (9.4)	脳血管疾患	1 804 2 692.5 (6.5)	悪性新生物＜腫瘍＞	1 257 1 876.1 (4.5)
老 衰	101 375 289.6 (8.4)	脳血管疾患	100 425 286.9 (8.3)	肺 炎	94 811 270.8 (7.8)
老 衰	100 606 577.3 (10.0)	肺 炎	87 848 504.1 (8.7)	脳血管疾患	86 587 496.8 (8.6)
老 衰	98 433 918.6 (11.6)	肺 炎	79 039 737.6 (9.3)	脳血管疾患	74 177 692.2 (8.7)

注：4) 死因名は次のように省略した。

心疾患 ← 心疾患(高血圧性を除く)

周産期に特異的な呼吸障害等 ← 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害

胎児及び新生児の出血性障害等 ← 胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害

妊娠期間等に関連する障害 ← 妊娠期間及び胎児発育に関連する障害

6 死因簡単分類

表2 死因簡単分類別にみた
Table 2 Deaths and death rates (per 100,000 population)

死因 ¹⁾ 簡単分類 Code	死因 Causes of death	2017 平成29年						2016 平成28年	
		死亡数 Deaths			死亡率 Rates			死亡数 Deaths	死亡率 Rates
		総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	総数 Total
	総 数	1 340 397	690 683	649 714	1 075.3	1 138.3	1 015.6	1 307 748	1 046.0
01000	感染症及び寄生虫症	24 759	12 020	12 739	19.9	19.8	19.9	25 099	20.1
01100	腸管感染症	2 358	1 012	1 346	1.9	1.7	2.1	2 551	2.0
01200	結核	2 306	1 423	883	1.9	2.3	1.4	1 892	1.5
01201	呼吸器結核	2 002	1 294	708	1.6	2.1	1.1	1 662	1.3
01202	その他の結核	304	129	175	0.2	0.2	0.3	230	0.2
01300	敗血症	10 213	4 854	5 359	8.2	8.0	8.4	11 510	9.2
01400	ウイルス性肝炎	3 743	1 718	2 025	3.0	2.8	3.2	3 848	3.1
01401	B型ウイルス性肝炎	419	267	152	0.3	0.4	0.2	407	0.3
01402	C型ウイルス性肝炎	3 100	1 329	1 771	2.5	2.2	2.8	3 256	2.6
01403	その他のウイルス性肝炎	224	122	102	0.2	0.2	0.2	185	0.1
01500	ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	38	37	1	0.0	0.1	0.0	66	0.1
01600	その他の感染症及び寄生虫症	6 101	2 976	3 125	4.9	4.9	4.9	5 232	4.2
02000	新生物<腫瘍>	386 354	227 353	159 001	310.0	374.7	248.5	384 460	307.5
02100	悪性新生物<腫瘍>	373 334	220 398	152 936	299.5	363.2	239.1	372 986	298.3
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	7 454	5 328	2 126	6.0	8.8	3.3	7 675	6.1
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	11 568	9 580	1 988	9.3	15.8	3.1	11 483	9.2
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	45 226	29 745	15 481	36.3	49.0	24.2	45 531	36.4
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	35 349	17 564	17 785	28.4	28.9	27.8	34 521	27.6
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	15 332	9 770	5 562	12.3	16.1	8.7	15 578	12.5
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	27 114	17 822	9 292	21.8	29.4	14.5	28 528	22.8
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	18 179	9 237	8 942	14.6	15.2	14.0	17 965	14.4
02108	脾の悪性新生物<腫瘍>	34 224	17 401	16 823	27.5	28.7	26.3	33 475	26.8
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	879	808	71	0.7	1.3	0.1	944	0.8
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	74 120	53 002	21 118	59.5	87.4	33.0	73 838	59.1
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	1 583	797	786	1.3	1.3	1.2	1 553	1.2
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	14 384	99	14 285	11.5	0.2	22.3	14 132	11.3
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍> ²⁾	6 611	·	6 611	10.3	·	10.3	6 345	9.9
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍> ²⁾	4 745	·	4 745	7.4	·	7.4	4 758	7.4
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍> ³⁾	12 013	12 013	·	19.8	19.8	·	11 803	19.4
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	8 780	6 026	2 754	7.0	9.9	4.3	8 432	6.7
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	2 691	1 498	1 193	2.2	2.5	1.9	2 650	2.1
02118	悪性リンパ腫	12 535	7 033	5 502	10.1	11.6	8.6	12 325	9.9
02119	白血病	8 570	5 215	3 355	6.9	8.6	5.2	8 801	7.0
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	4 492	2 356	2 136	3.6	3.9	3.3	4 443	3.6
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	27 485	15 104	12 381	22.1	24.9	19.4	28 206	22.6
02200	その他の新生物<腫瘍>	13 020	6 955	6 065	10.4	11.5	9.5	11 474	9.2
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	2 709	1 279	1 430	2.2	2.1	2.2	2 471	2.0
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	10 311	5 676	4 635	8.3	9.4	7.2	9 003	7.2
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	4 370	1 884	2 486	3.5	3.1	3.9	4 541	3.6
03100	貧血	2 153	832	1 321	1.7	1.4	2.1	2 117	1.7
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	2 217	1 052	1 165	1.8	1.7	1.8	2 424	1.9
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	22 384	11 502	10 882	18.0	19.0	17.0	21 331	17.1
04100	糖尿病	13 969	7 730	6 239	11.2	12.7	9.8	13 480	10.8
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	8 415	3 772	4 643	6.8	6.2	7.3	7 851	6.3

注：1)死因簡単分類及び死因の平成29年は「ICD-10(2013年版)」(平成29年適用)、平成28年は「ICD-10(2003年版)」(平成18年適用)によるものである。

2)死亡率は女性人口10万対である。

3)死亡率は男性人口10万対である。

性別死亡数・死亡率（人口10万対）

by sex and causes (the condensed list of causes of death for Japan)

死因 ¹⁾ 简单分類 Code	死因 Causes of death	2017 平成29年						2016 平成28年	
		死亡数 Deaths			死亡率 Rates			死亡数 Deaths	死亡率 Rates
		総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	総数 Total
05000	精神及び行動の障害	21 483	7 977	13 506	17.2	13.1	21.1	14 181	11.3
05100	血管性及び詳細不明の認知症	19 546	6 995	12 551	15.7	11.5	19.6	11 894	9.5
05200	その他の精神及び行動の障害	1 937	982	955	1.6	1.6	1.5	2 287	1.8
06000	神経系の疾患	45 024	21 168	23 856	36.1	34.9	37.3	33 357	26.7
06100	髄膜炎	311	180	131	0.2	0.3	0.2	288	0.2
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	2 543	1 505	1 038	2.0	2.5	1.6	2 664	2.1
06300	パーキンソン病	10 123	5 112	5 011	8.1	8.4	7.8	7 543	6.0
06400	アルツハイマー病	17 238	6 061	11 177	13.8	10.0	17.5	11 969	9.6
06500	その他の神経系の疾患	14 809	8 310	6 499	11.9	13.7	10.2	10 893	8.7
07000	眼及び付属器の疾患	7	3	4	0.0	0.0	0.0	7	0.0
08000	耳及び乳様突起の疾患	20	8	12	0.0	0.0	0.0	15	0.0
09000	循環器系の疾患	350 966	166 545	184 421	281.6	274.5	288.3	339 847	271.8
09100	高血圧性疾患	9 567	3 915	5 652	7.7	6.5	8.8	6 841	5.5
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	5 680	2 238	3 442	4.6	3.7	5.4	3 097	2.5
09102	その他の高血圧性疾患	3 887	1 677	2 210	3.1	2.8	3.5	3 744	3.0
09200	心疾患（高血圧性を除く）	204 837	96 319	108 518	164.3	158.7	169.6	198 006	158.4
09201	慢性リウマチ性心疾患	2 296	775	1 521	1.8	1.3	2.4	2 266	1.8
09202	急性心筋梗塞	34 950	19 975	14 975	28.0	32.9	23.4	35 926	28.7
09203	その他の虚血性心疾患	34 907	20 500	14 407	28.0	33.8	22.5	34 534	27.6
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	11 889	3 817	8 072	9.5	6.3	12.6	11 044	8.8
09205	心筋症	4 024	2 282	1 742	3.2	3.8	2.7	3 800	3.0
09206	不整脈及び伝導障害	30 148	14 521	15 627	24.2	23.9	24.4	31 045	24.8
09207	心不全	80 817	31 300	49 517	64.8	51.6	77.4	73 545	58.8
09208	その他の心疾患	5 806	3 149	2 657	4.7	5.2	4.2	5 846	4.7
09300	脳血管疾患	109 880	53 188	56 692	88.2	87.7	88.6	109 320	87.4
09301	くも膜下出血	12 307	4 535	7 772	9.9	7.5	12.1	12 318	9.9
09302	脳内出血	32 654	17 881	14 773	26.2	29.5	23.1	31 975	25.6
09303	脳梗塞	62 122	29 494	32 628	49.8	48.6	51.0	62 277	49.8
09304	その他の脳血管疾患	2 797	1 278	1 519	2.2	2.1	2.4	2 750	2.2
09400	大動脈瘤及び解離	19 126	9 723	9 403	15.3	16.0	14.7	18 145	14.5
09500	その他の循環器系の疾患	7 556	3 400	4 156	6.1	5.6	6.5	7 535	6.0
10000	呼吸器系の疾患	189 601	110 890	78 711	152.1	182.8	123.0	208 603	166.9
10100	インフルエンザ	2 569	1 202	1 367	2.1	2.0	2.1	1 463	1.2
10200	肺炎	96 841	53 134	43 707	77.7	87.6	68.3	119 300	95.4
10300	急性気管支炎	419	160	259	0.3	0.3	0.4	451	0.4
10400	慢性閉塞性肺疾患	18 523	15 266	3 257	14.9	25.2	5.1	15 686	12.5
10500	喘息	1 794	641	1 153	1.4	1.1	1.8	1 454	1.2
10600	その他の呼吸器系の疾患	69 455	40 487	28 968	55.7	66.7	45.3	70 249	56.2
10601	誤嚥性肺炎 ⁴⁾	35 788	20 091	15 697	28.7	33.1	24.5	38 650	30.9
10602	間質性肺疾患 ⁵⁾	18 549	12 025	6 524	14.9	19.8	10.2	17 710	14.2
10603	その他の呼吸器系の疾患 (10601及び10602を除く) ⁶⁾	15 118	8 371	6 747	12.1	13.8	10.5	13 889	11.1
11000	消化器系の疾患	51 269	26 861	24 408	41.1	44.3	38.2	48 737	39.0
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	2 513	1 403	1 110	2.0	2.3	1.7	2 657	2.1
11200	ヘルニア及び腸閉塞	7 087	3 232	3 855	5.7	5.3	6.0	6 971	5.6
11300	肝疾患	17 018	10 980	6 038	13.7	18.1	9.4	15 773	12.6
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	8 283	4 474	3 809	6.6	7.4	6.0	7 702	6.2
11302	その他の肝疾患	8 735	6 506	2 229	7.0	10.7	3.5	8 071	6.5
11400	その他の消化器系の疾患	24 651	11 246	13 405	19.8	18.5	21.0	23 336	18.7

注：4) 平成28年の死亡数は、死因基本分類コード「J69 固形物及び液状物による肺臓炎」の数値である。

5) 平成28年の死亡数は、死因基本分類コード「J84 その他の間質性肺疾患」の数値である。

6) 平成28年の死亡数は、死因簡単分類コード10600から、死因簡単分類コード10601及び10602を除いた数値である。

表2 死因簡単分類別にみた性別死亡数・死亡率(人口10万対)(つづき)

Table 2 Deaths and death rates(per 100,000 population) by sex and causes (the condensed list of causes of death for Japan)-CON.

死因 ¹⁾ 簡単分類 Code	死因 Causes of death	2017 平成29年						2016 平成28年	
		死亡数 Deaths			死亡率 Rates			死亡数 Deaths	死亡率 Rates
		総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	総数 Total
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	2 440	916	1 524	2.0	1.5	2.4	1 652	1.3
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	8 337	3 284	5 053	6.7	5.4	7.9	6 445	5.2
14000	腎尿路生殖器系の疾患	37 997	17 338	20 659	30.5	28.6	32.3	38 597	30.9
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	4 613	1 744	2 869	3.7	2.9	4.5	5 031	4.0
14200	腎不全	25 134	12 569	12 565	20.2	20.7	19.6	24 612	19.7
14201	急性腎不全	2 620	1 176	1 444	2.1	1.9	2.3	3 399	2.7
14202	慢性腎臓病	18 010	9 223	8 787	14.4	15.2	13.7	15 988	12.8
14203	詳細不明の腎不全	4 504	2 170	2 334	3.6	3.6	3.6	5 225	4.2
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	8 250	3 025	5 225	6.6	5.0	8.2	8 954	7.2
15000	妊娠、分娩及び産じょく ²⁾	36	-	36	0.1	-	0.1	36	0.1
16000	周産期に発生した病態	486	271	215	0.4	0.4	0.3	526	0.4
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	59	29	30	0.0	0.0	0.0	43	0.0
16200	出産外傷	5	5	-	0.0	0.0	-	3	0.0
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	244	137	107	0.2	0.2	0.2	288	0.2
16400	周産期に特異的な感染症	46	27	19	0.0	0.0	0.0	43	0.0
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	64	31	33	0.1	0.1	0.1	68	0.1
16600	その他の周産期に発生した病態	68	42	26	0.1	0.1	0.0	81	0.1
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	2 128	1 006	1 122	1.7	1.7	1.8	2 020	1.6
17100	神経系の先天奇形	98	57	41	0.1	0.1	0.1	85	0.1
17200	循環器系の先天奇形	881	395	486	0.7	0.7	0.8	911	0.7
17201	心臓の先天奇形	592	283	309	0.5	0.5	0.5	590	0.5
17202	その他の循環器系の先天奇形	289	112	177	0.2	0.2	0.3	321	0.3
17300	消化器系の先天奇形	105	54	51	0.1	0.1	0.1	101	0.1
17400	その他の先天奇形及び変形	572	297	275	0.5	0.5	0.4	585	0.5
17500	染色体異常、他に分類されないもの	472	203	269	0.4	0.3	0.4	338	0.3
18000	症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で 他に分類されないもの	124 159	39 653	84 506	99.6	65.4	132.1	112 446	89.9
18100	老衰	101 396	25 807	75 589	81.3	42.5	118.2	92 806	74.2
18200	乳幼児突然死症候群	77	52	25	0.1	0.1	0.0	109	0.1
18300	その他の症状、徵候及び異常臨床所見・ 異常検査所見で他に分類されないもの	22 686	13 794	8 892	18.2	22.7	13.9	19 531	15.6
20000	傷病及び死亡の外因	68 577	42 004	26 573	55.0	69.2	41.5	65 848	52.7
20100	不慮の事故	40 329	23 091	17 238	32.4	38.1	26.9	38 306	30.6
20101	交通事故	5 004	3 392	1 612	4.0	5.6	2.5	5 278	4.2
20102	転倒・転落・墜落	9 673	5 303	4 370	7.8	8.7	6.8	8 030	6.4
20103	不慮の溺死及び溺水	8 163	4 253	3 910	6.5	7.0	6.1	7 705	6.2
20104	不慮の窒息	9 193	4 681	4 512	7.4	7.7	7.1	9 485	7.6
20105	煙、火及び火炎への曝露	963	591	372	0.8	1.0	0.6	891	0.7
20106	有害物質による不慮の中毒及び 有害物質への曝露	598	375	223	0.5	0.6	0.3	565	0.5
20107	その他の不慮の事故	6 735	4 496	2 239	5.4	7.4	3.5	6 352	5.1
20200	自殺	20 465	14 333	6 132	16.4	23.6	9.6	21 017	16.8
20300	他殺	288	159	129	0.2	0.3	0.2	290	0.2
20400	その他の外因	7 495	4 421	3 074	6.0	7.3	4.8	6 235	5.0
22000	特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	-	-
22100	重症急性呼吸器症候群 [SARS]	-	-	-	-	-	-	-	-
22200	その他の特殊目的用コード ⁷⁾	-	-	-	-	-	-	-	-

注：7) 平成28年「22200その他の特殊目的用コード」に分類するのは、死因基本分類コード「A92.8 A ジカ<Zika>ウイルス病」としている。

第6章 乳児死亡

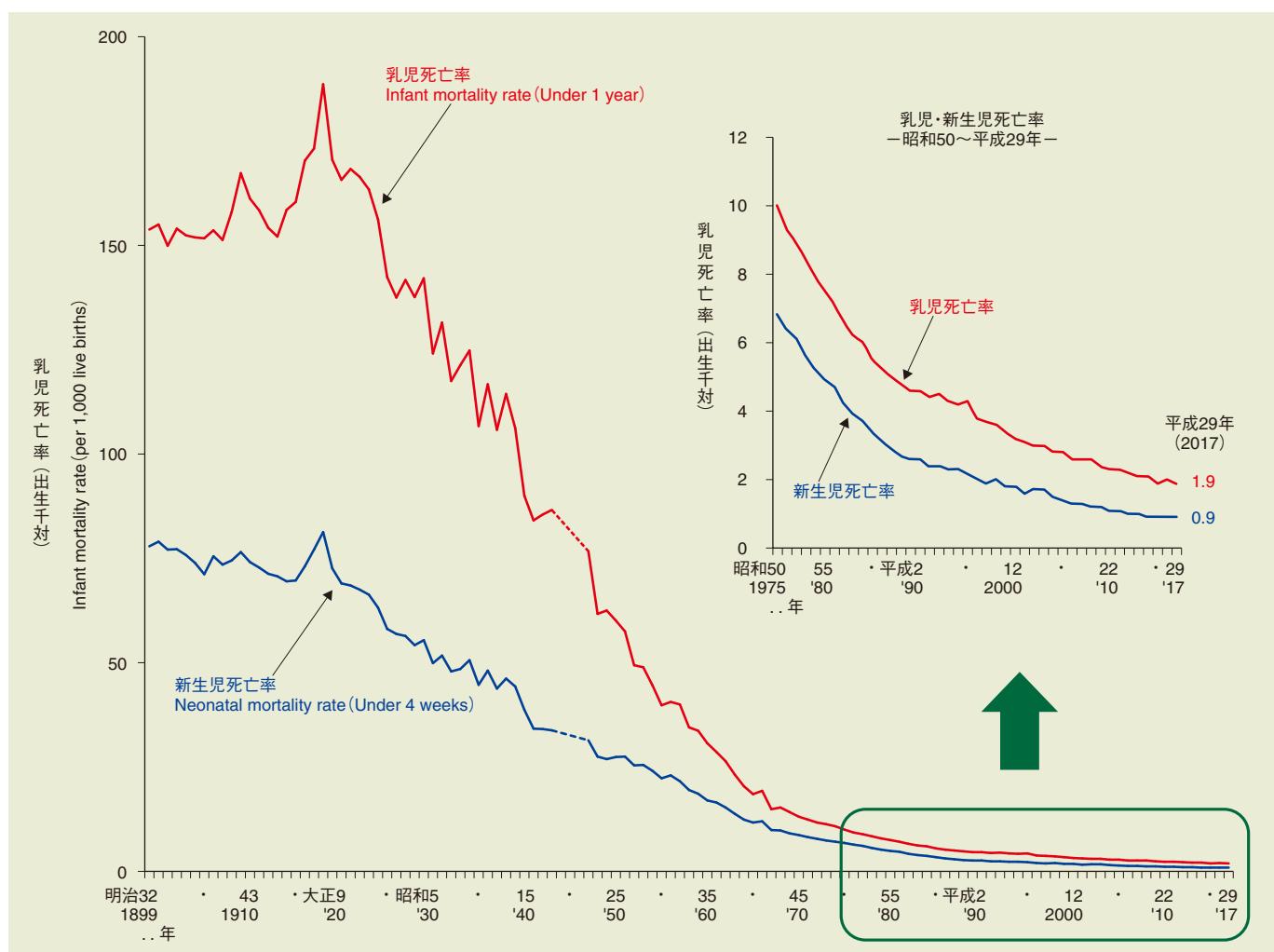
Chapter 6 Infant mortality

平成29年の乳児死亡(生後1年未満の死亡)数は1,761人で、前年の1,928人より167人減少し、乳児死亡率(出生千対)は1.9で前年の2.0より低下した。

乳児死亡率の年次推移をみると、明治から大正にかけては、大正7年のインフルエンザの大流行による高い死亡率を除くと140~170台で推移していたが、それ以降は低下傾向となり、昭和15年には100を割り、90.0となった。第2次世界大戦後からは急速に低下し、昭和51年には10を割り、9.3となった。その後は緩やかな低下傾向にある。

新生児死亡(生後4週未満の死亡)率の年次推移をみると、乳児死亡率と同様に、昭和40年代前半までは急速に低下し、その後は緩やかな低下傾向にある。(図14)

図14 乳児死亡率及び新生児死亡率の年次推移－明治32～平成29年－
Figure14 Trends in infant mortality rates and neonatal mortality rates, 1899-2017



第7章 死産

Chapter 7 Foetal mortality

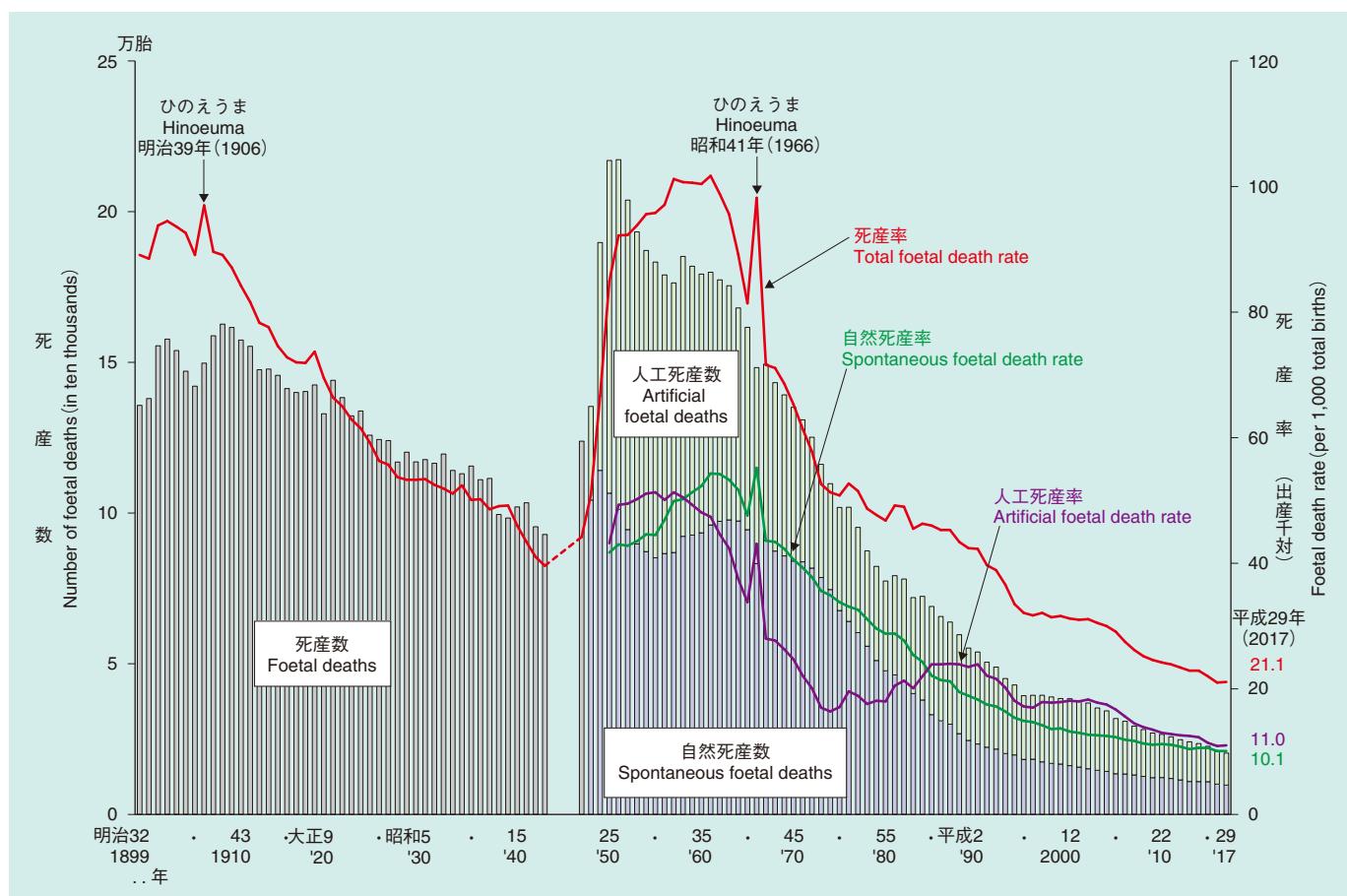
平成29年の死産(妊娠満12週以後の死児の出産)数は20,358胎で、前年の20,934胎より576胎減少し、死産率(出産(出生+死産)千対)は21.1で前年の21.0より上昇した。自然死産数は9,738胎、自然死産率10.1、人工死産数は10,620胎、人工死産率11.0であった。

死産率の年次推移をみると、明治30年代はおおむね90前後で推移していたが、その後低下傾向となり、昭和18年には40を割り、39.6にまで低下した。昭和23年以降は優生保護法(平成8年から母体保護法に改めた。)により、妊娠満12週以後の人工死産が含まれたため急激に上昇し、32年から36年にかけて100を超え、37年からは41年のひのえうまの影響を除き、急激に低下し、50年には50.8となった。その後はおおむね低下し、平成7年からは横ばいで推移していたが、15年以降低下している。

自然死産・人工死産別にみると自然死産率は昭和30年代後半から低下傾向にある。人工死産率は昭和30年代半ばから低下していたが、50年からは上昇傾向に転じ、60年には自然死産率を上回った。昭和63年からは再び低下傾向に転じ、平成6年から14年まではおおむね横ばいとなつたが、15年以降低下している。(図15)

図15 死産数及び死産率の年次推移－明治32～平成29年－

Figure15 Trends in number of foetal deaths and foetal death rates, 1899-2017



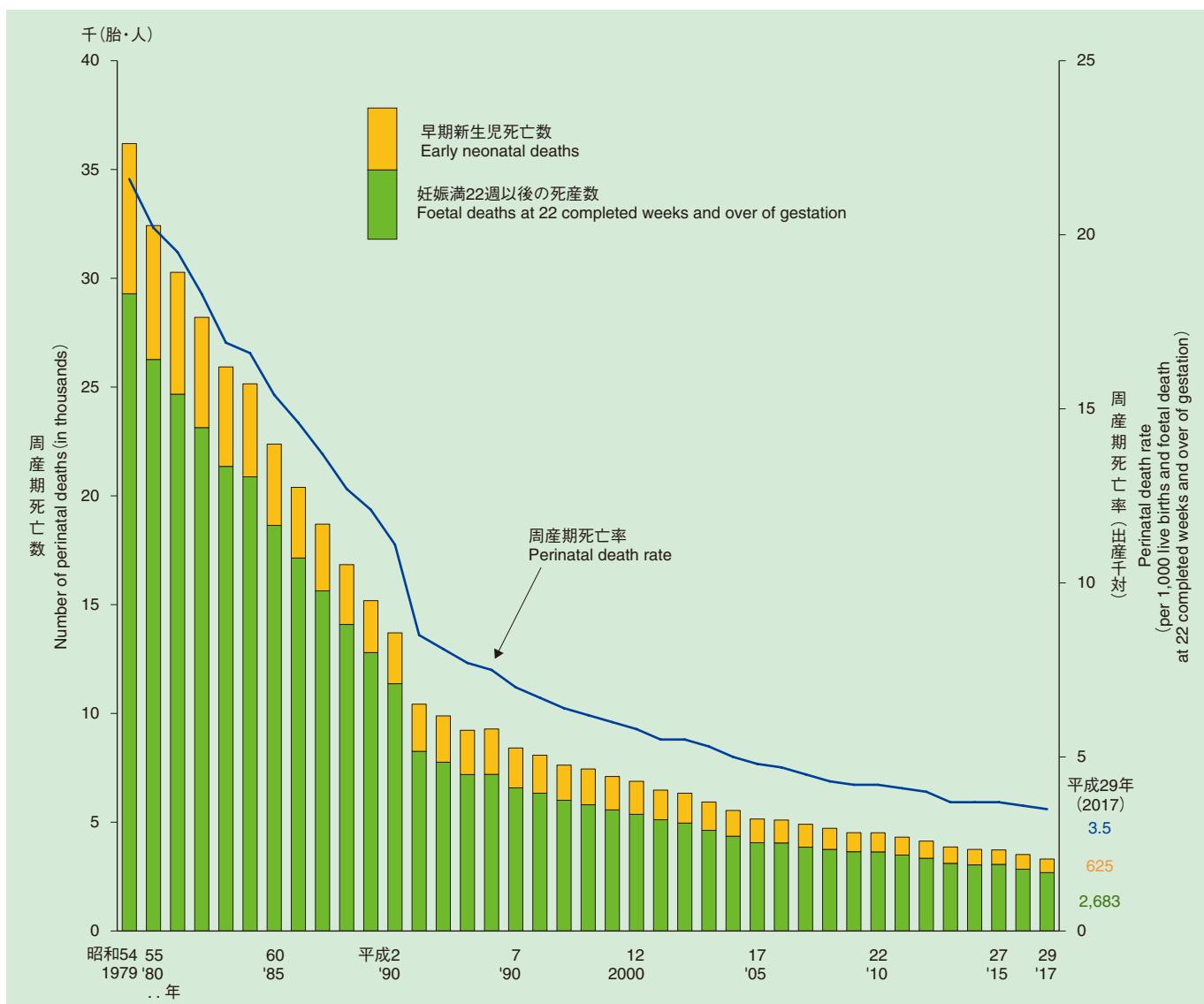
第8章 周産期死亡

Chapter 8 Perinatal mortality

平成29年の周産期死亡(妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの)数は3,308(胎・人)で、前年の3,516(胎・人)より208(胎・人)減少し、周産期死亡率(出産(出生+妊娠満22週以後の死産)千対)は3.5で前年の3.6より低下した。周産期死亡のうち、妊娠満22週以後の死産数は2,683胎で前年の2,840胎より157胎減少し、妊娠満22週以後の死産率(出産千対)は2.8で前年の2.9より低下した。また、早期新生児死亡数は625人で前年の676人より51人減少し、早期新生児死亡率(出生千対)は0.7で前年と同率であった。

周産期死亡数及び周産期死亡率の年次推移をみると、周産期死亡数は減少傾向にあり、周産期死亡率は近年横ばいとなっている。(図16)

図16 周産期死亡数及び周産期死亡率の年次推移－昭和54～平成29年－
Figure16 Trends in perinatal deaths and perinatal death rates, 1979-2017



第9章 婚姻

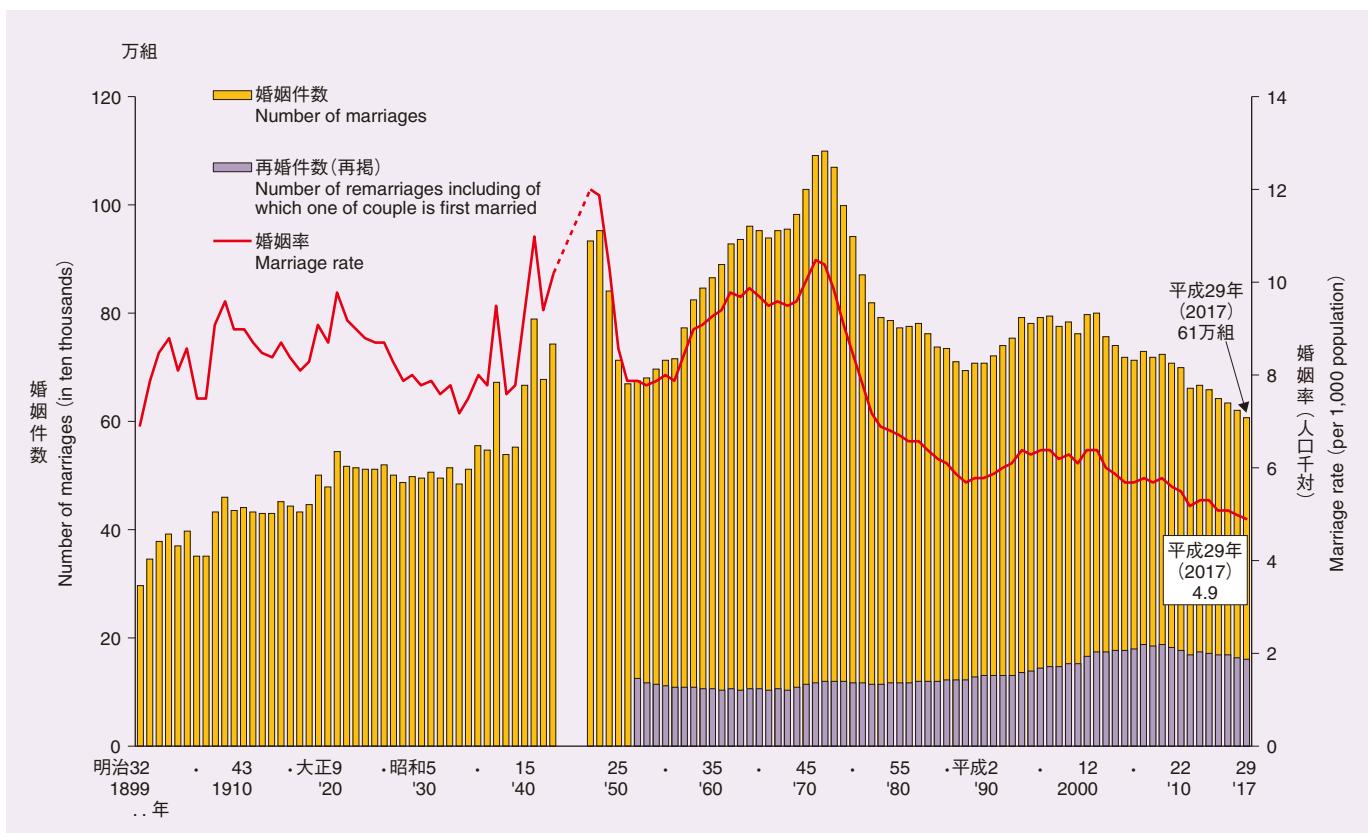
Chapter 9 Marriages

平成29年の婚姻件数は606,866組で、前年の620,531組より13,665組減少し、婚姻率(人口千対)は4.9で前年の5.0より低下した。

1 年次推移

婚姻件数の年次推移をみると、第2次世界大戦前は緩やかな増加傾向となっており、終戦直後は、戦争により繰り延べられていた婚姻によって、昭和22、23年の第1次婚姻ブームには急増して90万組を超えたが、24年からは急激に減少し、26年は67万組となった。その後は増加に転じ、昭和45年には第2次婚姻ブームを迎える、47年には110万組となった。昭和48年から53年にかけて再び急激に減少した後は、緩やかな減少傾向となつたが、63年から増加に転じた。平成6年以降は増減を繰り返し、14年からは減少し続け、18年以降は再び増減を繰り返した。平成21年以降は減少が続き、24年は一旦増加したが、25年からは5年連続で減少し29年は戦後最少となった。(図17)

図17 婚姻件数及び婚姻率の年次推移—明治32～平成29年—
Figure 17 Trends in number of marriages and marriage rates, 1899-2017



注：再婚件数は、夫婦とも再婚又は夫妻のどちらか一方が再婚の件数である。

2 年齢階級別、平均婚姻年齢

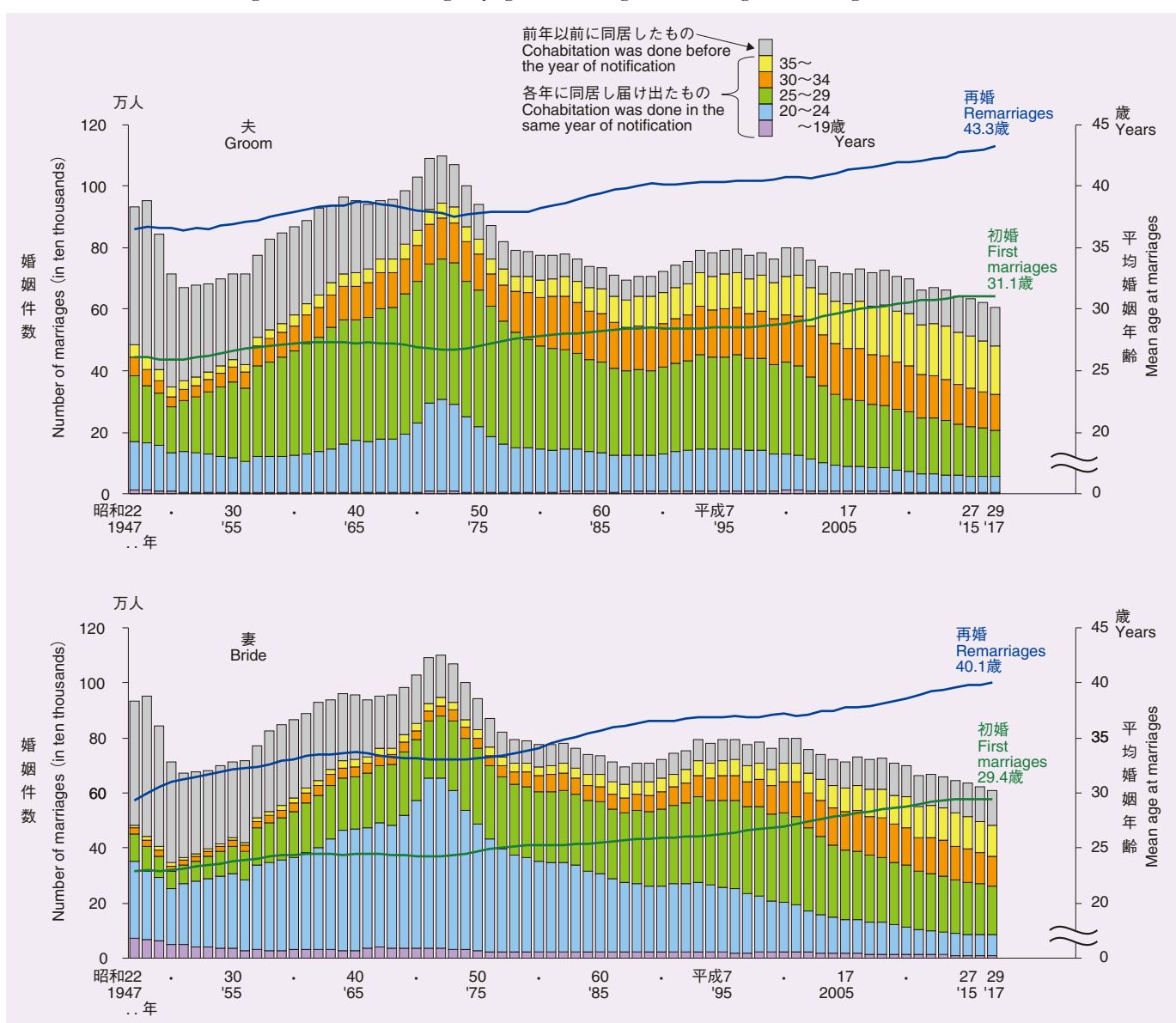
各年に同居し届け出たものについて、年齢階級別に年次推移をみると、夫・妻とも昭和20年代後半から47年までの約20年間では20歳代の増加が著しい。その後、夫の20歳代、妻の20～24歳は減少傾向に転じた。妻の25～29歳は引き続き増加傾向にあったが、平成13年以降減少を続けている。また、夫・妻とも30～34歳、35歳以上は昭和20年代後半から増加傾向が続いているが、夫の30～34歳は平成19年以降減少を続けている。平成29年では夫は35歳以上の157,885人、妻は25～29歳の177,820人と最も多く、次いで夫は25～29歳の152,059人、30～34歳の114,415人、妻は35歳以上の110,911人、30～34歳の108,285人となった。

平均初婚年齢の年次推移をみると、昭和22年では夫26.1歳、妻22.9歳であり、平成29年には夫31.1歳、妻29.4歳となった。平成29年は昭和22年に比べ夫は5.0歳、妻は6.5歳上昇しており、夫・妻とも晩婚化が進んでいる。また、平均再婚年齢をみると、昭和22年では夫36.5歳、妻29.3歳であったが、平成29年には夫43.3歳、妻40.1歳となり、年々上昇傾向にある。

なお、平成29年に届け出られた婚姻件数は606,866組で、そのうち、29年に同居した婚姻は480,257組、前年以前に同居した婚姻は126,609組であった。(図18)

図18 夫・妻の年齢階級別にみた婚姻件数及び平均婚姻年齢の年次推移－昭和22～平成29年－

Figure18 Trends in marriages by age of bride and groom at marriage, and mean age, 1947-2017

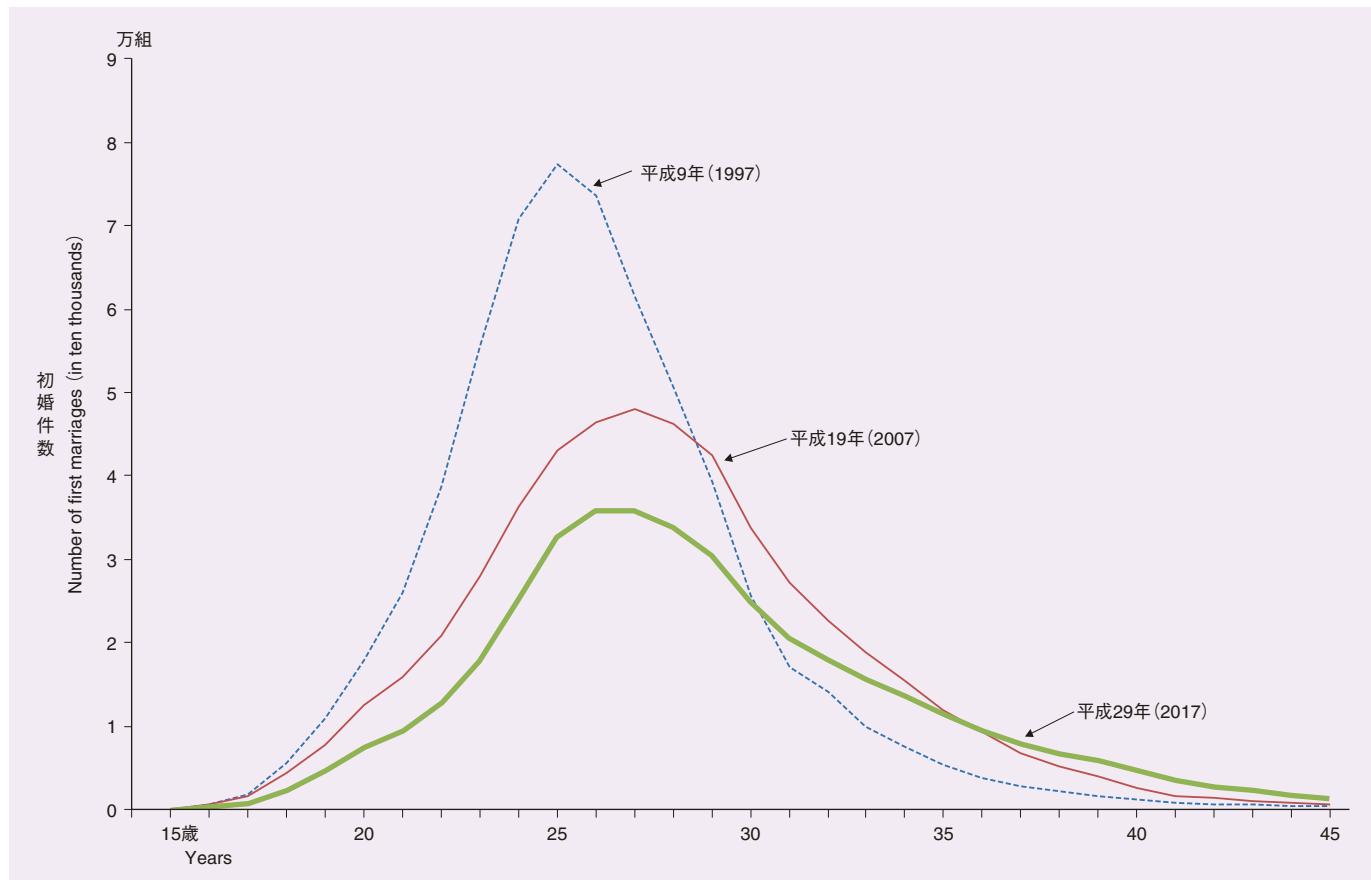


注：昭和42年までは結婚式をあげたときの年齢、43年以降は結婚式をあげたときと同居を始めたときのうち早い方の年齢である。

3 妻の年齢別初婚件数

妻の年齢別初婚件数を平成9、19、29年で比較してみると、ピークの年齢は9年では25歳であったが、19年では27歳、29年では26歳であった。(図19)

図19 結婚生活に入ったときの妻の年齢（各歳）別初婚件数の年次比較—平成9・19・29年—
Figure19 Comparison of number of first marriages by age of bride at marriage, 1997 · 2007 · 2017



4 初婚－再婚別

婚姻を初婚－再婚別にみると、初婚の夫は488,681人、妻は505,652人、再婚の夫は118,185人、妻は101,214人であり、全婚姻件数に対する再婚件数の割合は、夫19.5%、妻16.7%であった。再婚の割合は夫・妻とも昭和48年以降増加を続け、平成2年から5年にかけて一旦減少したもののその後は再び増加が続いた。夫は平成20年、妻は21年から22年にかけて再び減少したが、23年からは夫・妻とも増加傾向にあり、28年は夫のみ、29年は夫・妻とも減少した。

また、初婚－再婚を夫妻の組合せ別にみると、平成29年は「夫妻とも初婚」は445,623組(全婚姻件数の73.4%)、「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」は161,243組(同26.6%)であった。「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」の全婚姻件数に占める割合は平成17年に全体の4分の1を超えており、その後は増加傾向となっている。婚姻件数をみると、「夫妻とも初婚」は昭和48年以降減少傾向となり、平成2年から5年にかけて一旦増加した後、6年以降は増減を繰り返し、13年からは減少傾向となっている。「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」は昭和54年から増加傾向となっていたが、平成21年から減少傾向となっている。

5 結婚生活に入ったときの状況

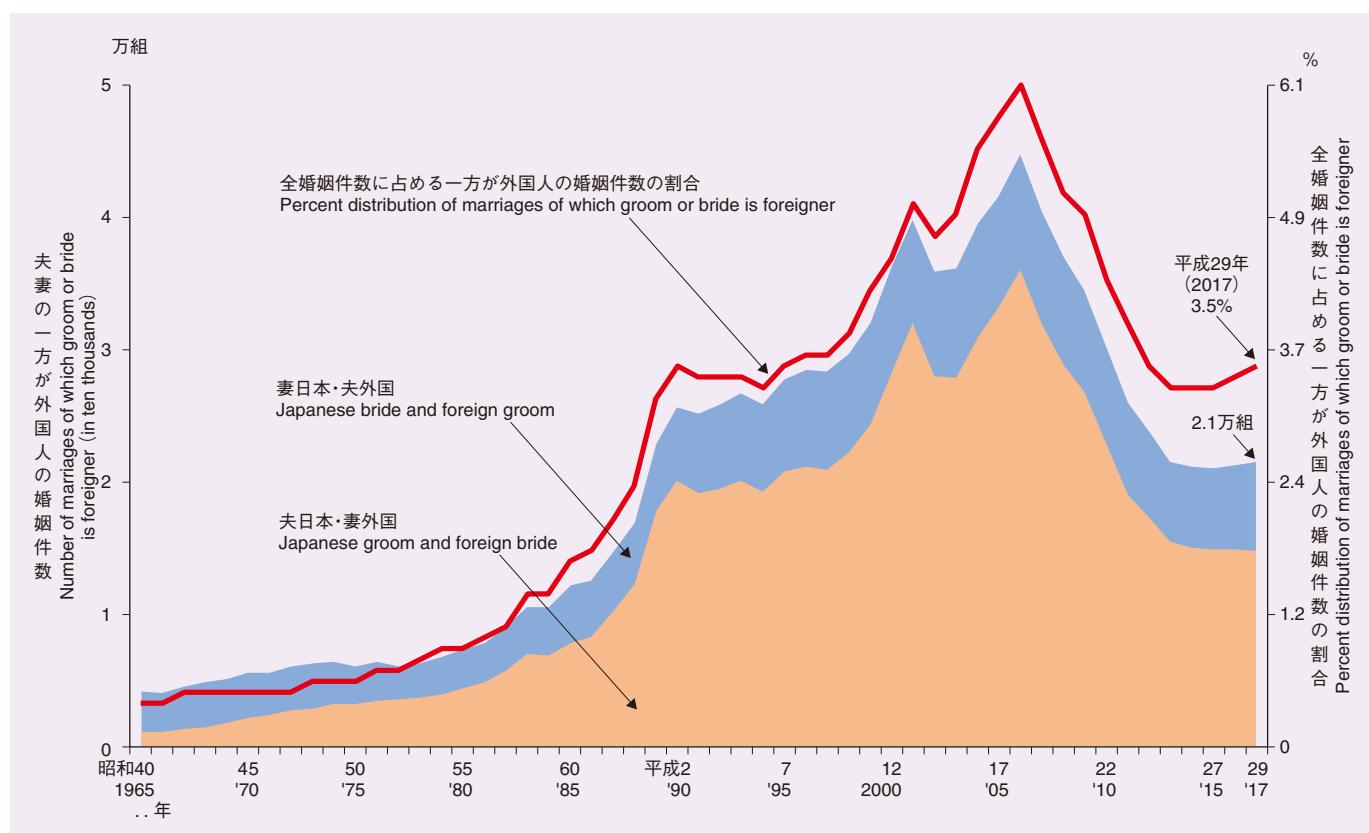
結婚生活に入ったときの年齢(5歳階級)別に夫・妻の初婚率(人口千対)をみると、25～29歳が夫・妻ともに最も高く、夫47.66、妻57.45、次いで、30～34歳が夫28.61、妻27.40、20～24歳が夫16.48、妻25.20であった。同様に、再婚率(人口千対)をみると、夫は35～39歳が4.54、次いで30～34歳が4.06、妻は30～34歳が4.65、次いで35～39歳が4.14であった。

6 夫妻の国籍

夫妻の一方が外国人の婚姻件数は21,457組(全婚姻件数の3.5%)で、前年の21,180組(同3.4%)より277組増加した。内訳をみると、「夫日本・妻外国」は14,795組(同2.4%)で、そのうち妻の国籍で最も多いのは中国5,121組、次いでフィリピン、韓国・朝鮮であった。一方、「妻日本・夫外国」は6,662組(同1.1%)で、そのうち夫の国籍で最も多いのは韓国・朝鮮1,690組、次いで米国、中国であった。

夫妻の一方が外国人の婚姻件数の年次推移をみると、昭和60年代から急激に増加し、平成に入ってからも増加傾向が続いていたが、平成19年からは9年連続の減少となり、28年からは再び増加した。(図20)

図20 夫妻の一方が外国人の婚姻件数の年次推移－昭和40～平成29年－
Figure20 Trends in number of marriages of which groom or bride is foreigner, 1965-2017



第10章 離 婚

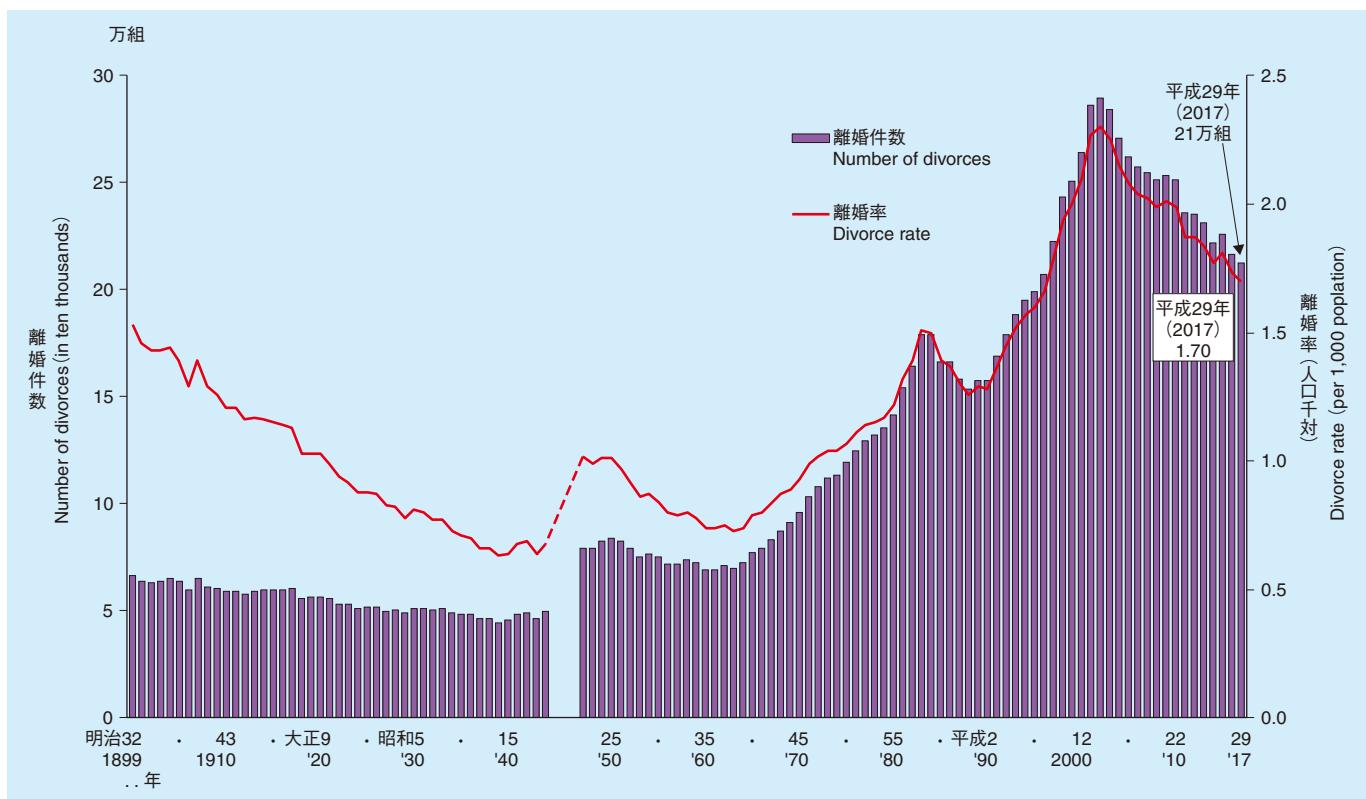
Chapter 10 Divorces

平成29年の離婚件数は212,262組で、前年の216,798組より4,536組減少し、離婚率(人口千対)は1.70で前年の1.73より低下した。

1 年次推移

離婚件数と離婚率の年次推移をみると、第2次世界大戦前は、離婚件数はおおむね横ばい、離婚率は低下傾向にあった。戦後から昭和30年代までは、離婚件数は7～8万組で推移し、離婚率は1.00前後で推移していたが、徐々に低下傾向となった。昭和40年以降は、数・率ともに増加かつ上昇し、58年には179,150組、1.51となったが、その後減少かつ低下傾向となった。平成3年以降再び増加かつ上昇し、14年には289,836組、2.30となり、統計の得られていない昭和19年から21年を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年以降最多かつ最高となった。平成15年以降は数・率ともに減少かつ低下傾向が続いている。(図21)

図21 離婚件数及び離婚率の年次推移－明治32～平成29年－
Figure21 Trends in number of divorces and divorce rates, 1899-2017

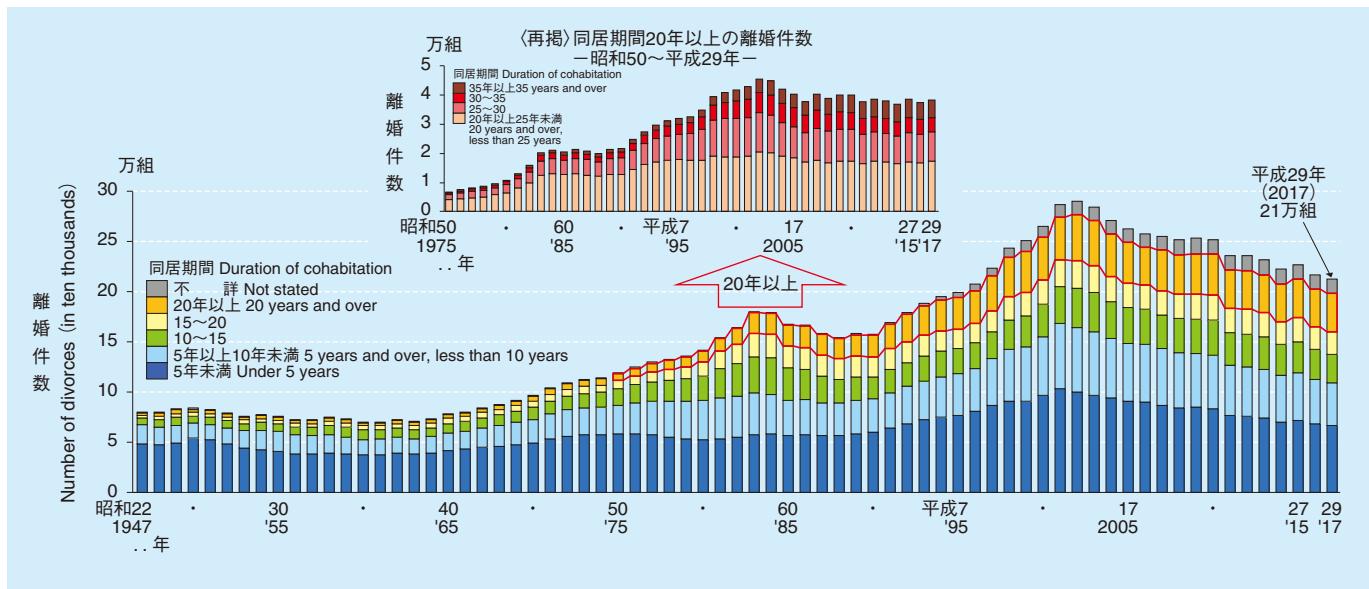


2 同居をやめたときの状況

同居をやめたときの年齢(5歳階級)別に離婚率(人口千対)をみると、夫は30～34歳が7.01で最も高く、次いで35～39歳が6.35であり、妻は30～34歳が8.12で最も高く、次いで25～29歳が7.59であった。

同居期間別離婚件数は、5年未満が66,491組で最も多く、次いで5～10年未満が42,334組であった。前年と比べると、全ての同居期間で減少した。(図22)

図22 同居期間別離婚件数の年次推移－昭和22～平成29年－
 Figure22 Trends in number of divorces by duration of cohabitation, 1947-2017



3 種類別

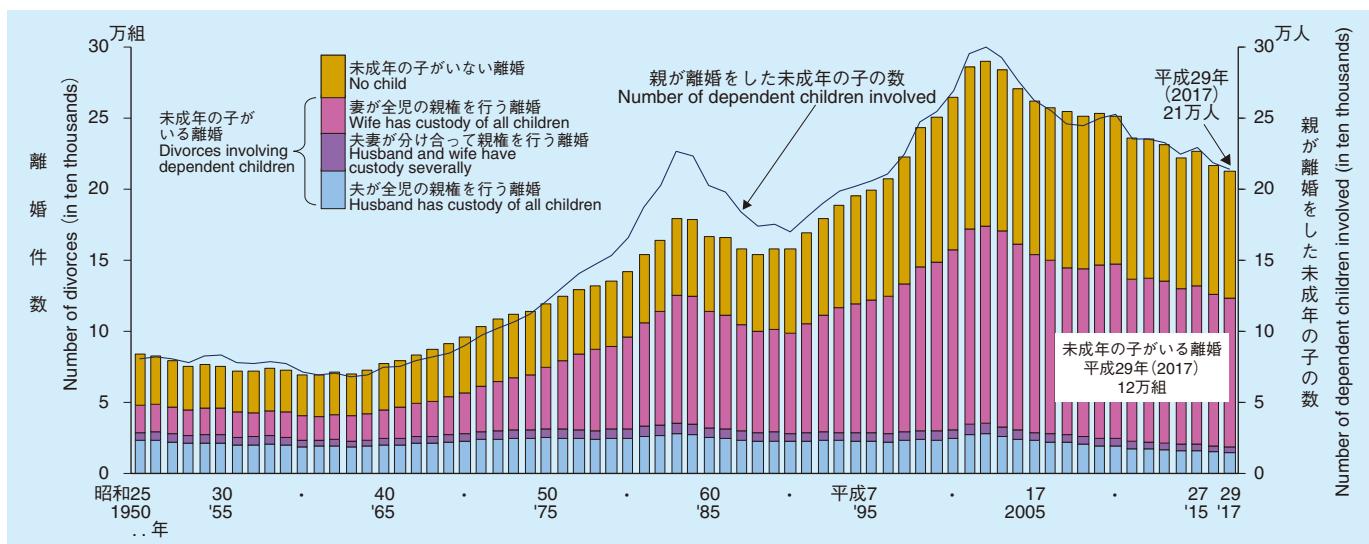
種類別離婚件数は、協議離婚が184,996組で最も多く、次いで調停離婚20,902組、和解離婚 3,379組、判決離婚 2,204組、審判離婚772組、認諾離婚(請求の認諾) 9組であった。

4 親権を行わなければならない子の数

親権を行わなければならない子をもつ夫妻別離婚件数は123,397組(全離婚件数の58.1%)で、前年より2,549組減少した。また、親が離婚した未成年の子の数は213,756人、未成年の子がない離婚は88,865組(同41.9%)となった。

親権を行う者別に年次推移をみると、平成29年は「妻が全児の親権を行う」が104,423組(親権を行わなければならない子をもつ夫妻の離婚件数の84.6%)で、その割合は昭和40年代以降増加傾向にある。また、「夫が全児の親権を行う」が14,555組(同11.8%)、「夫と妻がそれぞれ分け合って子どもの親権を行う」が4,419組(同3.6%)であった。(図23)

図23 親権を行う者別にみた離婚件数及び親が離婚をした未成年の子の数の年次推移－昭和25～平成29年－
 Figure23 Trends in divorces by person having custody of children and number of dependent children involved, 1950-2017



注：1)未成年の子とは、20歳未満の未婚の子をいう。
2)親権とは、未成年の子に対して有する身分上、財産上の監督、保護を内容とする権利、義務をいう。

表3-2-1 年次別にみた
Table 3-2-1 Trends in indices of

年 次 ¹⁾ Year		出 生 数 Live births	死 亡 数 Deaths	(再 (Regrouped) 乳児(1歳未満) 死 亡 数 Infant deaths (under 1 year)		自然 増 減 数 Natural change
				掲 新生児(生後4週未満) 死 亡 数 ²⁾ Neonatal deaths (under 4 weeks)		
1899	明治32年	1 386 981	932 087	213 359	108 077	454 894
1900	33	1 420 534	910 744	220 211	112 259	509 790
01	34	1 501 591	925 810	225 107	115 794	575 781
02	35	1 510 835	959 126	232 652	116 654	551 709
03	36	1 489 816	931 008	226 982	112 909	558 808
04	37	1 440 371	955 400	218 756	106 477	484 971
05	38	1 452 770	1 004 661	220 450	103 382	448 109
06	39	1 394 295	955 256	214 148	105 307	439 039
07	40	1 614 472	1 016 798	244 300	118 617	597 674
08	41	1 662 815	1 029 447	262 801	123 867	633 368
09	42	1 693 850	1 091 264	283 436	129 629	602 586
1910	43	1 712 857	1 064 234	276 136	126 910	648 623
11	44	1 747 803	1 043 906	276 798	127 302	703 897
12	大正元年	1 737 674	1 037 016	268 025	123 902	700 658
13	2	1 757 441	1 027 257	267 281	124 213	730 184
14	3	1 808 402	1 101 815	286 678	125 745	706 587
15	4	1 799 326	1 093 793	288 634	125 337	705 533
16	5	1 804 822	1 187 832	307 283	132 000	616 990
17	6	1 812 413	1 199 669	313 872	139 717	612 744
18	7	1 791 992	1 493 162	337 919	145 710	298 830
19	8	1 778 685	1 281 965	303 202	129 072	496 720
1920	9	2 025 564	1 422 096	335 613	139 681	603 468
21	10	1 990 876	1 288 570	335 143	136 342	702 306
22	11	1 969 314	1 286 941	327 604	132 856	682 373
23	12	2 043 297	1 332 485	333 930	135 504	710 812
24	13	1 998 520	1 254 946	312 267	126 385	743 574
25	14	2 086 091	1 210 706	297 008	121 238	875 385
26	昭和元年	2 104 405	1 160 734	289 275	119 642	943 671
27	2	2 060 737	1 214 323	292 084	116 240	846 414
28	3	2 135 852	1 236 711	293 881	115 682	899 141
29	4	2 077 026	1 261 228	295 178	115 009	815 798
1930	5	2 085 101	1 170 867	258 703	104 101	914 234
31	6	2 102 784	1 240 891	276 584	108 812	861 893
32	7	2 182 742	1 175 344	256 505	104 573	1 007 398
33	8	2 121 253	1 193 987	257 251	102 887	927 266
34	9	2 043 783	1 234 684	255 063	103 408	809 099
35	10	2 190 704	1 161 936	233 706	97 994	1 028 768
36	11	2 101 969	1 230 278	245 357	101 043	871 691
37	12	2 180 734	1 207 899	230 701	95 465	972 835
38	13	1 928 321	1 259 805	220 695	89 159	668 516
39	14	1 901 573	1 268 760	202 018	84 204	632 813
1940	15	2 115 867	1 186 595	190 509	81 869	929 272
41	16	2 277 283	1 149 559	191 420	77 829	1 127 724
42	17	2 233 660	1 166 630	190 897	76 177	1 067 030
43	18	2 253 535	1 213 811	195 219	76 588	1 039 724
47	22	2 678 792	1 138 238	205 360	84 204	1 540 554
48	23	2 681 624	950 610	165 406	73 855	1 731 014
49	24	2 696 638	945 444	168 467	72 432	1 751 194
1950	25	2 337 507	904 876	140 515	64 142	1 432 631
51	26	2 137 689	838 998	122 869	58 686	1 298 691
52	27	2 005 162	765 068	99 114	51 015	1 240 094
53	28	1 868 040	772 547	91 424	47 580	1 095 493
54	29	1 769 580	721 491	78 944	42 726	1 048 089
55	30	1 730 692	693 523	68 801	38 646	1 037 169
56	31	1 665 278	724 460	67 691	38 232	940 818
57	32	1 566 713	752 445	62 678	33 847	814 268
58	33	1 653 469	684 189	57 052	32 237	969 280
59	34	1 626 088	689 959	54 768	30 235	936 129

注：1) 昭和19～21年は戦災による資料喪失等資料不備のため省略した。昭和22～47年は沖縄県を含まない。

昭和23・24年の＊印は概数であり、23年には8 637、24年には3 255の自然死産・人工死産の不詳がある。

2) 新生児死亡の昭和18年以前は1か月未満の死亡である。また、新生児死亡の昭和18年は権太を含む数字である。

計 表

Statistical Tables

人口動態総覧

vital statistics : Japan

年 次 ¹⁾ Year		出 生 数 Live births	死 亡 数 Deaths	(再 (Regrouped) 乳児(1歳未満) 死亡数 Infant deaths (under 1 year)		自然 増減数 Natural change
				新生児(生後4週未満) 死亡数 ²⁾ Neonatal deaths (under 4 weeks)	掲	
1960	昭和35年	1 606 041	706 599	49 293	27 362	899 442
61	36	1 589 372	695 644	45 465	26 255	893 728
62	37	1 618 616	710 265	42 797	24 777	908 351
63	38	1 659 521	670 770	38 442	22 965	988 751
64	39	1 716 761	673 067	34 967	21 344	1 043 694
65	40	1 823 697	700 438	33 742	21 260	1 123 259
66	41	1 360 974	670 342	26 217	16 296	690 632
67	42	1 935 647	675 006	28 928	19 248	1 260 641
68	43	1 871 839	686 555	28 600	18 326	1 185 284
69	44	1 889 815	693 787	26 874	17 116	1 196 028
1970	45	1 934 239	712 962	25 412	16 742	1 221 277
71	46	2 000 973	684 521	24 805	16 450	1 316 452
72	47	2 038 682	683 751	23 773	15 817	1 354 931
73	48	2 091 983	709 416	23 683	15 473	1 382 567
74	49	2 029 989	710 510	21 888	14 472	1 319 479
75	50	1 901 440	702 275	19 103	12 912	1 199 165
76	51	1 832 617	703 270	17 105	11 638	1 129 347
77	52	1 755 100	690 074	15 666	10 773	1 065 026
78	53	1 708 643	695 821	14 327	9 628	1 012 822
79	54	1 642 580	689 664	12 923	8 590	952 916
1980	55	1 576 889	722 801	11 841	7 796	854 088
81	56	1 529 455	720 262	10 891	7 188	809 193
82	57	1 515 392	711 883	9 969	6 425	803 509
83	58	1 508 687	740 038	9 406	5 894	768 649
84	59	1 489 780	740 247	8 920	5 527	749 533
85	60	1 431 577	752 283	7 899	4 910	679 294
86	61	1 382 946	750 620	7 251	4 296	632 326
87	62	1 346 658	751 172	6 711	3 933	595 486
88	63	1 314 006	793 014	6 265	3 592	520 992
89	平成元年	1 246 802	788 594	5 724	3 214	458 208
1990	2	1 221 585	820 305	5 616	3 179	401 280
91	3	1 223 245	829 797	5 418	2 978	393 448
92	4	1 208 989	856 643	5 477	2 905	352 346
93	5	1 188 282	878 532	5 169	2 765	309 750
94	6	1 238 328	875 933	5 261	2 889	362 395
95	7	1 187 064	922 139	5 054	2 615	264 925
96	8	1 206 555	896 211	4 546	2 438	310 344
97	9	1 191 665	913 402	4 403	2 307	278 263
98	10	1 203 147	936 484	4 380	2 353	266 663
99	11	1 177 669	982 031	4 010	2 137	195 638
2000	12	1 190 547	961 653	3 830	2 106	228 894
01	13	1 170 662	970 331	3 599	1 909	200 331
02	14	1 153 855	982 379	3 497	1 937	171 476
03	15	1 123 610	1 014 951	3 364	1 879	108 659
04	16	1 110 721	1 028 602	3 122	1 622	82 119
05	17	1 062 530	1 083 796	2 958	1 510	△ 21 266
06	18	1 092 674	1 084 450	2 864	1 444	8 224
07	19	1 089 818	1 108 334	2 828	1 434	△ 18 516
08	20	1 091 156	1 142 407	2 798	1 331	△ 51 251
09	21	1 070 035	1 141 865	2 556	1 254	△ 71 830
2010	22	1 071 304	1 197 012	2 450	1 167	△ 125 708
11	23	1 050 806	1 253 066	2 463	1 147	△ 202 260
12	24	1 037 231	1 256 359	2 299	1 065	△ 219 128
13	25	1 029 816	1 268 436	2 185	1 026	△ 238 620
14	26	1 003 539	1 273 004	2 080	952	△ 269 465
15	27	1 005 677	1 290 444	1 916	902	△ 284 767
16	28	976 978	1 307 748	1 928	874	△ 330 770
17	29	946 065	1 340 397	1 761	832	△ 394 332

表3-2-1 年次別にみた
Table 3-2-1 Trends in indices of

年 次 ¹⁾ Year		死 産 数 Foetal deaths			周 産 期 死 亡 数 Perinatal deaths			婚 姻 件 数 Marriages	離 婚 件 数 Divorces
		総 数 Total	自然 死 産 Spontaneous	人 工 死 産 Artifical	総 数 Total	妊娠満22週 以後の死産数 Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation	早期新生児 死亡数 ²⁾ Early neonatal deaths		
1899	明治32年	135 727	297 372	66 545
1900	33	137 987	346 528	63 828
01	34	155 489	378 457	63 442
02	35	157 708	394 165	64 139
03	36	153 920	370 961	65 392
04	37	147 058	398 930	63 913
05	38	142 092	350 898	60 061
06	39	149 731	352 857	65 398
07	40	158 814	432 949	61 058
08	41	162 676	461 254	60 226
09	42	161 576	437 882	58 936
1910	43	157 392	441 222	59 432
11	44	155 319	433 117	58 067
12	大正元年	147 545	430 422	59 143
13		2	147 769	431 287	59 536
14		3	145 692	452 932	59 992
15	4	141 301	445 210	59 943
16	5	139 998	433 680	60 254
17	6	140 328	447 970	55 812
18	7	142 507	500 580	56 474
19	8	132 939	480 136	56 812
1920	9	144 038	546 207	55 511
21	10	138 301	519 217	53 402
22	11	132 244	515 916	53 053
23	12	133 863	512 689	51 212
24	13	125 839	513 130	51 770
25	14	124 403	521 438	51 687
26	昭和元年	124 038	502 847	50 119
27		2	116 922	487 850	50 626
28		3	120 191	499 555	49 119
29		4	116 971	497 410	51 222
1930	5	117 730	506 674	51 259
31	6	116 509	496 574	50 609
32	7	119 579	515 270	51 437
33	8	114 138	486 058	49 282
34	9	113 043	512 654	48 610
35	10	115 593	556 730	48 528
36	11	111 056	549 116	46 167
37	12	111 485	674 500	46 500
38	13	99 528	538 831	44 656
39	14	98 349	554 321	45 970
1940	15	102 034	666 575	48 556
41	16	103 400	791 625	49 424
42	17	95 448	679 044	46 268
43	18	92 889	743 842	49 705
47	22	123 837	934 170	79 551
48	23	143 963	* 104 325	* 31 055	953 999	79 032
49	24	192 677	* 114 161	* 75 585	842 170	82 575
1950	25	216 974	106 594	110 380	35 184	715 081	83 689
51	26	217 231	101 237	115 994	32 644	671 905	82 331
52	27	203 824	94 508	109 316	28 741	676 995	79 021
53	28	193 274	89 751	103 523	26 737	682 077	75 255
54	29	187 119	87 201	99 918	24 274	697 809	76 759
55	30	183 265	85 159	98 106	22 621	714 861	75 267
56	31	179 007	86 558	92 449	22 505	715 934	72 040
57	32	176 353	86 895	89 458	19 608	773 362	71 651
58	33	185 148	92 282	92 866	19 240	826 902	74 004
59	34	181 893	92 688	89 205	18 418	847 135	72 455

人口動態総覧 (つづき)

vital statistics : Japan-CON.

年 次 Year		死 産 数 Foetal deaths			周 産 期 死 亡 数 Perinatal deaths			婚 姻 件 数 Marriages	離 婚 件 数 Divorces		
		総 数 Total	自然 死 産 Spontaneous	人 工 死 産 Artifical	総 数 Total	妊娠満22週 以後の死産数 Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation	早期新生児 死亡数 ²⁾ Early neonatal deaths				
1960	昭和35年	179 281	93 424	85 857	17 040	866 115	69 410		
61	36	179 895	96 032	83 863	16 879	890 158	69 323		
62	37	177 363	97 256	80 107	16 242	928 341	71 394		
63	38	175 424	97 711	77 713	15 285	937 516	69 996		
64	39	168 046	97 357	70 689	14 676	963 130	72 306		
65	40	161 617	94 476	67 141	14 949	954 852	77 195		
66	41	148 248	83 253	64 995	11 765	940 120	79 432		
67	42	149 389	90 938	58 451	14 108	953 096	83 478		
68	43	143 259	87 381	55 878	13 693	956 312	87 327		
69	44	139 211	85 788	53 423	12 810	984 142	91 280		
1970	45	135 095	84 073	51 022	12 810	1 029 405	95 937		
71	46	130 920	83 827	47 093	12 665	1 091 229	103 595		
72	47	125 154	81 741	43 413	12 425	1 099 984	108 382		
73	48	116 171	78 613	37 558	12 156	1 071 923	111 877		
74	49	109 738	74 618	35 120	11 394	1 000 455	113 622		
75	50	101 862	67 643	34 219	10 245	941 628	119 135		
76	51	101 930	64 046	37 884	9 392	871 543	124 512		
77	52	95 247	60 330	34 917	8 686	821 029	129 485		
78	53	87 463	55 818	31 645	7 701	793 257	132 146		
79	54	82 311	51 083	31 228	36 190	29 289	6 901	788 505	135 250		
1980	55	77 446	47 651	29 795	32 422	26 268	6 154	774 702	141 689		
81	56	79 222	46 296	32 926	30 274	24 672	5 602	776 531	154 221		
82	57	78 107	44 135	33 972	28 204	23 137	5 067	781 252	163 980		
83	58	71 941	40 108	31 833	25 925	21 354	4 571	762 552	179 150		
84	59	72 361	37 976	34 385	25 149	20 875	4 274	739 991	178 746		
85	60	69 009	33 114	35 895	22 379	18 642	3 737	735 850	166 640		
86	61	65 678	31 050	34 628	20 389	17 143	3 246	710 962	166 054		
87	62	63 834	29 956	33 878	18 699	15 634	3 065	696 173	158 227		
88	63	59 636	26 804	32 832	16 839	14 090	2 749	707 716	153 600		
89	平成元年	55 204	24 558	30 646	15 183	12 797	2 386	708 316	157 811		
1990	2	53 892	23 383	30 509	13 704	11 367	2 337	722 138	157 608		
91	3	50 510	22 317	28 193	10 426	8 258	2 168	742 264	168 969		
92	4	48 896	21 689	27 207	9 888	7 758	2 130	754 441	179 191		
93	5	45 090	20 205	24 885	9 226	7 191	2 035	792 658	188 297		
94	6	42 962	19 754	23 208	9 286	7 200	2 086	782 738	195 106		
95	7	39 403	18 262	21 141	8 412	6 580	1 832	791 888	199 016		
96	8	39 536	18 329	21 207	8 080	6 333	1 747	795 080	206 955		
97	9	39 546	17 453	22 093	7 624	6 009	1 615	775 651	222 635		
98	10	38 988	16 936	22 052	7 447	5 804	1 643	784 595	243 183		
99	11	38 452	16 711	21 741	7 102	5 567	1 535	762 028	250 529		
2000	12	38 393	16 200	22 193	6 881	5 362	1 519	798 138	264 246		
01	13	37 467	15 704	21 763	6 476	5 114	1 362	799 999	285 911		
02	14	36 978	15 161	21 817	6 333	4 959	1 374	757 331	289 836		
03	15	35 330	14 644	20 686	5 929	4 626	1 303	740 191	283 854		
04	16	34 365	14 288	20 077	5 541	4 357	1 184	720 417	270 804		
05	17	31 818	13 502	18 316	5 149	4 058	1 091	714 265	261 917		
06	18	30 911	13 424	17 487	5 100	4 047	1 053	730 971	257 475		
07	19	29 313	13 107	16 206	4 906	3 854	1 052	719 822	254 832		
08	20	28 177	12 625	15 552	4 720	3 751	969	726 106	251 136		
09	21	27 005	12 214	14 791	4 519	3 645	874	707 734	253 353		
2010	22	26 560	12 245	14 315	4 515	3 637	878	700 214	251 378		
11	23	25 751	11 940	13 811	4 315	3 491	824	661 895	235 719		
12	24	24 800	11 448	13 352	4 133	3 343	790	668 869	235 406		
13	25	24 102	10 938	13 164	3 862	3 110	752	660 613	231 383		
14	26	23 524	10 905	12 619	3 750	3 039	711	643 749	222 107		
15	27	22 617	10 862	11 755	3 728	3 063	665	635 156	226 215		
16	28	20 934	10 067	10 867	3 516	2 840	676	620 531	216 798		
17	29	20 358	9 738	10 620	3 308	2 683	625	606 866	212 262		

表3-2-2 年次別にみた
Table 3-2-2 Trends in indices of

年 次 ¹⁾ Year		出 生 率 (人口千対) Live birth rate 〔 per 1,000 population 〕	合計特殊出生率 Total fertility rate	死 亡 率 (人口千対) Death rate 〔 per 1,000 population 〕	乳 児 死 亡 率 (出生千対) Infant mortality rate 〔 per 1,000 live births 〕	新生児死亡率 ²⁾ (出生千対) Neonatal mortality rate 〔 per 1,000 live births 〕	自然 増 減 率 (人口千対) Natural change rate 〔 per 1,000 population 〕
1899	明治32年	32.0	...	21.5	153.8	77.9	10.5
1900	33	32.4	...	20.8	155.0	79.0	11.6
01	34	33.9	...	20.9	149.9	77.1	13.0
02	35	33.6	...	21.3	154.0	77.2	12.3
03	36	32.7	...	20.4	152.4	75.8	12.3
04	37	31.2	...	20.7	151.9	73.9	10.5
05	38	31.2	...	21.6	151.7	71.2	9.6
06	39	29.6	...	20.3	153.6	75.5	9.3
07	40	34.0	...	21.4	151.3	73.5	12.6
08	41	34.7	...	21.5	158.0	74.5	13.2
09	42	34.9	...	22.5	167.3	76.5	12.4
1910	43	34.8	...	21.6	161.2	74.1	13.2
11	44	35.1	...	20.9	158.4	72.8	14.1
12	大正元年	34.4	...	20.5	154.2	71.3	13.9
13	2	34.3	...	20.0	152.1	70.7	14.2
14	3	34.8	...	21.2	158.5	69.5	13.6
15	4	34.1	...	20.7	160.4	69.7	13.4
16	5	33.7	...	22.2	170.3	73.1	11.5
17	6	33.5	...	22.2	173.2	77.1	11.3
18	7	32.7	...	27.3	188.6	81.3	5.5
19	8	32.3	...	23.3	170.5	72.6	9.0
1920	9	36.2	...	25.4	165.7	69.0	10.8
21	10	35.1	...	22.7	168.3	68.5	12.4
22	11	34.3	...	22.4	166.4	67.5	11.9
23	12	35.2	...	22.9	163.4	66.3	12.2
24	13	33.9	...	21.3	156.2	63.2	12.6
25	14	34.9	...	20.3	142.4	58.1	14.7
26	昭和元年	34.6	...	19.1	137.5	56.9	15.5
27	2	33.4	...	19.7	141.7	56.4	13.7
28	3	34.1	...	19.8	137.6	54.2	14.4
29	4	32.7	...	19.9	142.1	55.4	12.9
1930	5	32.4	...	18.2	124.1	49.9	14.2
31	6	32.1	...	19.0	131.5	51.7	13.2
32	7	32.9	...	17.7	117.5	47.9	15.2
33	8	31.5	...	17.7	121.3	48.5	13.8
34	9	29.9	...	18.1	124.8	50.6	11.8
35	10	31.6	...	16.8	106.7	44.7	14.9
36	11	30.0	...	17.5	116.7	48.1	12.4
37	12	30.9	...	17.1	105.8	43.8	13.8
38	13	27.2	...	17.7	114.4	46.2	9.4
39	14	26.6	...	17.8	106.2	44.3	8.9
1940	15	29.4	...	16.5	90.0	38.7	12.9
41	16	31.8	...	16.0	84.1	34.2	15.7
42	17	30.9	...	16.1	85.5	34.1	14.7
43	18	30.9	...	16.7	86.6	33.8	14.3
47	22	34.3	4.54	14.6	76.7	31.4	19.7
48	23	33.5	4.40	11.9	61.7	27.5	21.6
49	24	33.0	4.32	11.6	62.5	26.9	21.4
1950	25	28.1	3.65	10.9	60.1	27.4	17.2
51	26	25.3	3.26	9.9	57.5	27.5	15.4
52	27	23.4	2.98	8.9	49.4	25.4	14.4
53	28	21.5	2.69	8.9	48.9	25.5	12.6
54	29	20.0	2.48	8.2	44.6	24.1	11.9
55	30	19.4	2.37	7.8	39.8	22.3	11.6
56	31	18.4	2.22	8.0	40.6	23.0	10.4
57	32	17.2	2.04	8.3	40.0	21.6	8.9
58	33	18.0	2.11	7.4	34.5	19.5	10.5
59	34	17.5	2.04	7.4	33.7	18.6	10.1

注：率の算出方法は、「V 比率の解説」(57~59ページ) を参照されたい。

1) 昭和19~21年は戦災による資料喪失等資料不備のため省略した。昭和22~47年は沖縄県を含まない。

昭和23・24年の*印は概数である。

2) 新生児死亡の昭和18年以前は1か月未満の死亡である。

人口動態総覧 (率)

vital statistics (rates) : Japan

年 次 ¹⁾ Year		出 生 率 (人口千対) Live birth rate (per 1,000 population)	合計特殊出生率 Total fertility rate	死 亡 率 (人口千対) Death rate (per 1,000 population)	乳 児 死 亡 率 (出生千対) Infant mortality rate (per 1,000 live births)	新生児死亡率 ²⁾ (出生千対) Neonatal mortality rate (per 1,000 live births)	自然 増 減 率 (人口千対) Natural change rate (per 1,000 population)
1960	昭和35年	17.2	2.00	7.6	30.7	17.0	9.6
61	36	16.9	1.96	7.4	28.6	16.5	9.5
62	37	17.0	1.98	7.5	26.4	15.3	9.5
63	38	17.3	2.00	7.0	23.2	13.8	10.3
64	39	17.7	2.05	6.9	20.4	12.4	10.7
65	40	18.6	2.14	7.1	18.5	11.7	11.4
66	41	13.7	1.58	6.8	19.3	12.0	7.0
67	42	19.4	2.23	6.8	14.9	9.9	12.7
68	43	18.6	2.13	6.8	15.3	9.8	11.8
69	44	18.5	2.13	6.8	14.2	9.1	11.7
1970	45	18.8	2.13	6.9	13.1	8.7	11.8
71	46	19.2	2.16	6.6	12.4	8.2	12.6
72	47	19.3	2.14	6.5	11.7	7.8	12.8
73	48	19.4	2.14	6.6	11.3	7.4	12.8
74	49	18.6	2.05	6.5	10.8	7.1	12.1
75	50	17.1	1.91	6.3	10.0	6.8	10.8
76	51	16.3	1.85	6.3	9.3	6.4	10.0
77	52	15.5	1.80	6.1	8.9	6.1	9.4
78	53	14.9	1.79	6.1	8.4	5.6	8.8
79	54	14.2	1.77	6.0	7.9	5.2	8.3
1980	55	13.6	1.75	6.2	7.5	4.9	7.3
81	56	13.0	1.74	6.1	7.1	4.7	6.9
82	57	12.8	1.77	6.0	6.6	4.2	6.8
83	58	12.7	1.80	6.2	6.2	3.9	6.5
84	59	12.5	1.81	6.2	6.0	3.7	6.3
85	60	11.9	1.76	6.3	5.5	3.4	5.6
86	61	11.4	1.72	6.2	5.2	3.1	5.2
87	62	11.1	1.69	6.2	5.0	2.9	4.9
88	63	10.8	1.66	6.5	4.8	2.7	4.3
89	平成元年	10.2	1.57	6.4	4.6	2.6	3.7
1990	2	10.0	1.54	6.7	4.6	2.6	3.3
91	3	9.9	1.53	6.7	4.4	2.4	3.2
92	4	9.8	1.50	6.9	4.5	2.4	2.9
93	5	9.6	1.46	7.1	4.3	2.3	2.5
94	6	10.0	1.50	7.1	4.2	2.3	2.9
95	7	9.6	1.42	7.4	4.3	2.2	2.1
96	8	9.7	1.43	7.2	3.8	2.0	2.5
97	9	9.5	1.39	7.3	3.7	1.9	2.2
98	10	9.6	1.38	7.5	3.6	2.0	2.1
99	11	9.4	1.34	7.8	3.4	1.8	1.6
2000	12	9.5	1.36	7.7	3.2	1.8	1.8
01	13	9.3	1.33	7.7	3.1	1.6	1.6
02	14	9.2	1.32	7.8	3.0	1.7	1.4
03	15	8.9	1.29	8.0	3.0	1.7	0.9
04	16	8.8	1.29	8.2	2.8	1.5	0.7
05	17	8.4	1.26	8.6	2.8	1.4	0.2
06	18	8.7	1.32	8.6	2.6	1.3	0.1
07	19	8.6	1.34	8.8	2.6	1.3	0.1
08	20	8.7	1.37	9.1	2.6	1.2	0.4
09	21	8.5	1.37	9.1	2.4	1.2	0.6
2010	22	8.5	1.39	9.5	2.3	1.1	1.0
11	23	8.3	1.39	9.9	2.3	1.1	1.6
12	24	8.2	1.41	10.0	2.2	1.0	1.7
13	25	8.2	1.43	10.1	2.1	1.0	1.9
14	26	8.0	1.42	10.1	2.1	0.9	2.1
15	27	8.0	1.45	10.3	1.9	0.9	2.3
16	28	7.8	1.44	10.5	2.0	0.9	2.6
17	29	7.6	1.43	10.8	1.9	0.9	3.2

表3-2-2 年次別にみた
Table 3-2-2 Trends in indices of

年 次 ¹⁾ Year	死 産 率 ³⁾ (出 産 千 対) Foetal death rate (per 1,000 total births)			周 産 期 死 亡 率 ⁴⁾ (出 産 千 対) Perinatal death rate (per 1,000 total births)	妊娠満22週 以 後 の 死 産 率 ⁵⁾ (出 産 千 対) Foetal death rate at 22 completed weeks and over of gestation (per 1,000 total births)	早 期 新 生 児 死 亡 率 (出生 千 対) Early neonatal death rate (per 1,000 live births)	婚 姻 率 (人口千対) Marriage rate (per 1,000 population)	離 婚 率 (人口千対) Divorce rate (per 1,000 population)
	総 数 Total	自然 死 産 Spontaneous	人 工 死 産 Artificial					
1899 明治32年	89.1	6.9	1.53
1900 33	88.5	7.9	1.46
01 34	93.8	8.5	1.43
02 35	94.5	8.8	1.43
03 36	93.6	8.1	1.44
04 37	92.6	8.6	1.39
05 38	89.1	7.5	1.29
06 39	97.0	7.5	1.39
07 40	89.6	9.1	1.29
08 41	89.1	9.6	1.26
09 42	87.1	9.0	1.21
1910 43	84.2	9.0	1.21
11 44	81.6	8.7	1.16
12 大正元年	78.3	8.5	1.17
13 2	77.6	8.4	1.16
14 3	74.6	8.7	1.15
15 4	72.8	8.4	1.14
16 5	72.0	8.1	1.13
17 6	71.9	8.3	1.03
18 7	73.7	9.1	1.03
19 8	69.5	8.7	1.03
1920 9	66.4	9.8	0.99
21 10	65.0	9.2	0.94
22 11	62.9	9.0	0.92
23 12	61.5	8.8	0.88
24 13	59.2	8.7	0.88
25 14 昭和元年	56.3	8.7	0.87
26 2	55.7	8.3	0.83
27 3	53.7	7.9	0.82
28 4	53.3	8.0	0.78
29 5	53.3	7.8	0.81
1930 6	53.4	7.9	0.80
31 7	52.5	7.6	0.77
32 8	51.9	7.8	0.77
33 9	51.1	7.2	0.73
34 10	52.4	7.5	0.71
35 11	50.1	8.0	0.70
36 12	50.2	7.8	0.66
37 13	48.6	9.5	0.66
38 14	49.1	7.6	0.63
39 15	49.2	7.8	0.64
1940 16	46.0	9.3	0.68
41 17	43.4	11.0	0.69
42 18	41.0	9.4	0.64
43 19	39.6	10.2	0.68
47 22	44.2	12.0	1.02
48 23	50.9	*36.9	*10.9	11.9	0.99
49 24	66.7	*39.1	*25.9	10.3	1.01
1950 25	84.9	41.7	43.2	15.1	8.6	1.01
51 26	92.2	43.0	49.3	15.3	7.9	0.97
52 27	92.3	42.8	49.5	14.3	7.9	0.92
53 28	93.8	43.5	50.2	14.3	7.8	0.86
54 29	95.6	44.6	51.1	13.7	7.9	0.87
55 30	95.8	44.5	51.3	13.1	8.0	0.84
56 31	97.1	46.9	50.1	13.5	7.9	0.80
57 32	101.2	49.9	51.3	12.5	8.5	0.79
58 33	100.7	50.2	50.5	11.6	9.0	0.80
59 34	100.6	51.3	49.3	11.3	9.1	0.78

注：3) 死産率は死産数を出産数（死産数に出生数を加えたもの）で除したものである。

4) 周産期死亡率は周産期死亡数を出産数（妊娠22週以後の死産数に出生数を加えたもの）で除したものである。

5) 妊娠22週以後の死産率は妊娠22週以後の死産数を出産数（妊娠22週以後の死産数に出生数を加えたもの）で除したものである。

人口動態総覧 (率) (つづき)
vital statistics (rates) : Japan-CON.

年 次 Year	死 産 率 ³⁾ (出 産 千 対) Foetal death rate (per 1,000 total births)			周産期死亡率 ⁴⁾ (出 産 千 対) Perinatal death rate [per 1,000 total births]	妊娠満22週 以後の死産率 ⁵⁾ (出 産 千 対) Foetal death rate at 22 completed weeks and over of gestation [per 1,000 total births]	早期新生児死亡率 (出生千対) Early neonatal death rate [per 1,000 live births]	婚 姻 率 (人口千対) Marriage rete [per 1,000 population]	離 婚 率 (人口千対) Divorce rete [per 1,000 population]	
	総 数 Total	自然 死 産 Spontaneous	人 工 死 産 Artificial						
1960	昭和35年	100.4	52.3	48.1	10.6	9.3	0.74
61	36	101.7	54.3	47.4	10.6	9.4	0.74
62	37	98.8	54.2	44.6	10.0	9.8	0.75
63	38	95.6	53.3	42.4	9.2	9.7	0.73
64	39	89.2	51.7	37.5	8.5	9.9	0.74
65	40	81.4	47.6	33.8	8.2	9.7	0.79
66	41	98.2	55.2	43.1	8.6	9.5	0.80
67	42	71.6	43.6	28.0	7.3	9.6	0.84
68	43	71.1	43.4	27.7	7.3	9.5	0.87
69	44	68.6	42.3	26.3	6.8	9.6	0.89
1970	45	65.3	40.6	24.7	6.6	10.0	0.93
71	46	61.4	39.3	22.1	6.3	10.5	0.99
72	47	57.8	37.8	20.1	6.1	10.4	1.02
73	48	52.6	35.6	17.0	5.8	9.9	1.04
74	49	51.3	34.9	16.4	5.6	9.1	1.04
75	50	50.8	33.8	17.1	5.4	8.5	1.07
76	51	52.7	33.1	19.6	5.1	7.8	1.11
77	52	51.5	32.6	18.9	4.9	7.2	1.14
78	53	48.7	31.1	17.6	4.5	6.9	1.15
79	54	47.7	29.6	18.1	21.6	17.5	4.2	6.8	1.17
1980	55	46.8	28.8	18.0	20.2	16.4	3.9	6.7	1.22
81	56	49.2	28.8	20.5	19.5	15.9	3.7	6.6	1.32
82	57	49.0	27.7	21.3	18.3	15.0	3.3	6.6	1.39
83	58	45.5	25.4	20.1	16.9	14.0	3.0	6.4	1.51
84	59	46.3	24.3	22.0	16.6	13.8	2.9	6.2	1.50
85	60	46.0	22.1	23.9	15.4	12.9	2.6	6.1	1.39
86	61	45.3	21.4	23.9	14.6	12.2	2.3	5.9	1.37
87	62	45.3	21.2	24.0	13.7	11.5	2.3	5.7	1.30
88	63	43.4	19.5	23.9	12.7	10.6	2.1	5.8	1.26
89	平成元年	42.4	18.9	23.5	12.1	10.2	1.9	5.8	1.29
1990	2	42.3	18.3	23.9	11.1	9.2	1.9	5.9	1.28
91	3	39.7	17.5	22.1	8.5	6.7	1.8	6.0	1.37
92	4	38.9	17.2	21.6	8.1	6.4	1.8	6.1	1.45
93	5	36.6	16.4	20.2	7.7	6.0	1.7	6.4	1.52
94	6	33.5	15.4	18.1	7.5	5.8	1.7	6.3	1.57
95	7	32.1	14.9	17.2	7.0	5.5	1.5	6.4	1.60
96	8	31.7	14.7	17.0	6.7	5.2	1.4	6.4	1.66
97	9	32.1	14.2	17.9	6.4	5.0	1.4	6.2	1.78
98	10	31.4	13.6	17.8	6.2	4.8	1.4	6.3	1.94
99	11	31.6	13.7	17.9	6.0	4.7	1.3	6.1	2.00
2000	12	31.2	13.2	18.1	5.8	4.5	1.3	6.4	2.10
01	13	31.0	13.0	18.0	5.5	4.3	1.2	6.4	2.27
02	14	31.1	12.7	18.3	5.5	4.3	1.2	6.0	2.30
03	15	30.5	12.6	17.8	5.3	4.1	1.2	5.9	2.25
04	16	30.0	12.5	17.5	5.0	3.9	1.1	5.7	2.15
05	17	29.1	12.3	16.7	4.8	3.8	1.0	5.7	2.08
06	18	27.5	11.9	15.6	4.7	3.7	1.0	5.8	2.04
07	19	26.2	11.7	14.5	4.5	3.5	1.0	5.7	2.02
08	20	25.2	11.3	13.9	4.3	3.4	0.9	5.8	1.99
09	21	24.6	11.1	13.5	4.2	3.4	0.8	5.6	2.01
2010	22	24.2	11.2	13.0	4.2	3.4	0.8	5.5	1.99
11	23	23.9	11.1	12.8	4.1	3.3	0.8	5.2	1.87
12	24	23.4	10.8	12.6	4.0	3.2	0.8	5.3	1.87
13	25	22.9	10.4	12.5	3.7	3.0	0.7	5.3	1.84
14	26	22.9	10.6	12.3	3.7	3.0	0.7	5.1	1.77
15	27	22.0	10.6	11.4	3.7	3.0	0.7	5.1	1.81
16	28	21.0	10.1	10.9	3.6	2.9	0.7	5.0	1.73
17	29	21.1	10.1	11.0	3.5	2.8	0.7	4.9	1.70

表3-3-1 都道府県(21大都市)
Table 3-3-1 Summary tables of vital statistics:

都道府県 ¹⁾ Prefecture	人口 ²⁾ Population	出生数 Live births	死亡数 Deaths	（再掲） (Regrouped)			自然増減数 Natural change	死胎数 Foetal Total
				乳児（1歳未満） Infant deaths (under 1 year)	新生児（生後4週未満） Neonatal deaths (under 4 weeks)	死亡数 Deaths		
全国 Total	124 648 471	946 065	1 340 397	1 761	832	△	394 332	20 358
01 北海道	5 292 000	34 040	62 417	65	33	△	28 377	990
02 青森県	1 274 000	8 035	17 575	18	13	△	9 540	173
03 岩手県	1 249 000	8 175	17 232	22	10	△	9 057	162
04 宮城县	2 305 000	16 648	23 876	33	15	△	7 228	357
05 秋田県	992 000	5 396	15 425	18	12	△	10 029	108
06 山形県	1 095 000	7 259	15 331	12	9	△	8 072	159
07 福島県	1 871 000	13 217	24 778	22	9	△	11 561	296
08 茨城県	2 847 000	20 431	32 260	44	20	△	11 829	443
09 栃木県	1 930 000	14 029	21 829	26	12	△	7 800	329
10 群馬県	1 913 000	13 279	22 585	33	17	△	9 306	280
11 埼玉県	7 174 000	53 069	65 764	94	36	△	12 695	1 213
12 千葉県	6 141 000	44 054	59 009	89	40	△	14 955	997
13 東京都	13 273 000	108 990	116 451	169	86	△	7 461	2 298
14 神奈川県	8 989 000	68 131	80 352	157	80	△	12 221	1 365
15 新潟県	2 253 000	14 967	29 323	24	12	△	14 356	291
16 富山県	1 043 000	7 178	13 161	9	3	△	5 983	134
17 石川県	1 136 000	8 696	12 727	16	7	△	4 031	163
18 福井県	767 000	5 856	9 347	11	5	△	3 491	107
19 山梨県	811 000	5 705	9 678	11	6	△	3 973	126
20 長野県	2 047 000	14 519	25 665	16	12	△	11 146	291
21 岐阜県	1 970 000	14 039	22 964	29	13	△	8 925	254
22 静岡県	3 605 000	26 261	41 078	47	13	△	14 817	477
23 愛知県	7 328 000	62 436	67 177	98	43	△	4 741	1 172
24 三重県	1 763 000	12 663	20 531	18	10	△	7 868	268
25 滋賀県	1 390 000	11 598	13 082	25	10	△	1 484	190
26 京都府	2 551 000	18 521	26 430	27	11	△	7 909	355
27 大阪府	8 657 000	66 602	87 082	127	55	△	20 480	1 415
28 兵庫県	5 417 000	41 605	56 584	57	26	△	14 979	813
29 神奈川県	1 338 000	8 965	14 486	23	12	△	5 521	211
30 和歌山県	939 000	6 464	12 772	12	5	△	6 308	150
31 鳥取県	561 000	4 310	7 536	6	4	△	3 226	90
32 島根県	678 000	5 109	9 694	9	4	△	4 585	110
33 山口県	1 888 000	14 910	21 604	23	10	△	6 694	317
34 広島県	2 789 000	22 150	30 795	41	20	△	8 645	461
35 山口県	1 369 000	9 455	18 712	34	15	△	9 257	181
36 德島県	739 000	5 182	10 207	10	4	△	5 025	97
37 香川県	959 000	7 387	11 894	18	8	△	4 507	153
38 愛媛県	1 354 000	9 569	18 148	12	7	△	8 579	249
39 高知県	710 000	4 837	10 150	10	4	△	5 313	101
40 福岡県	5 051 000	43 438	52 530	78	39	△	9 092	1 073
41 佐賀県	819 000	6 743	9 974	11	5	△	3 231	150
42 長崎県	1 346 000	10 558	17 515	25	12	△	6 957	252
43 熊本県	1 754 000	14 657	21 588	24	15	△	6 931	382
44 大分県	1 142 000	8 658	14 398	19	8	△	5 740	196
45 宮崎県	1 083 000	8 797	13 749	10	3	△	4 952	209
46 鹿児島県	1 617 000	13 209	21 833	35	14	△	8 624	311
47 沖縄県	1 429 000	16 217	11 945	41	22		4 272	428
外國	·	51	122	1	1	△	71	7
不詳	·	·	1 032	2	2		·	4
Place of residence not stated								
21 大都市(再掲) 21 major cities (Regrouped)								
50 東京都	9 467 000	78 444	78 278	119	58		166	1 720
51 札幌市	1 963 000	13 821	18 668	25	14		4 847	402
52 仙台市	1 086 000	8 635	8 763	16	8		128	186
53 さいたま市	1 286 000	10 520	10 451	13	5		69	219
54 千葉市	975 000	6 654	8 642	12	5		1 988	151
55 横浜市	3 733 000	27 763	32 385	62	31		4 622	563
56 相模原市	1 504 000	13 778	10 997	28	13		2 781	242
57 新潟市	722 000	5 045	6 073	13	5		1 028	115
58 静岡市	804 000	5 724	8 649	8	3		2 925	110
59 熊本市	699 000	4 885	7 999	5	2		3 114	102
60 浜松市	796 000	6 244	8 138	5	2		1 894	101
61 名古屋市	2 314 000	19 120	21 638	33	13		2 518	351
62 大阪市	1 472 000	10 374	14 340	13	5		3 966	198
63 大阪堺市	2 713 000	21 457	28 411	46	17		6 954	509
64 熊本市	834 000	6 366	8 325	10	4		1 959	107
65 神戸市	1 532 000	11 302	15 361	9	-		4 059	212
66 岡山市	721 000	6 156	6 569	7	4		413	148
67 九州市	1 199 000	10 165	10 462	19	9		297	195
68 北九州	951 000	7 349	11 171	14	7		3 822	200
69 福岡市	1 567 000	14 382	12 101	25	14		2 281	335
70 熊本県	740 000	6 746	6 957	12	9		211	160

注：1) 都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

2) 都道府県については総務省統計局「人口推計（平成29年10月1日現在）」の日本人口、21大都市については各指定都市及び東京都が推計した平成29年10月1日現在の総人口である。また、人口についてはe-Statの「人口」に掲載している。

再掲) 別にみた人口動態総覧

Japan, each prefecture and 21 major cities, 2017

平成29年

産 死 産 deaths		周 産 期 死 亡 数 Perinatal deaths			婚姻件数 Marriages	離婚件数 Divorces	都道府県 Prefecture	
自然死産 Spontaneous	人工死産 Artificial	総 数 Total	妊娠満22週 以後の死産数 Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation	早期新生児死亡数 Early neonatal deaths				
9 738	10 620	3 308	2 683	625	606 866	212 262	全 国 Total	
430	560	149	123	26	23 960	10 147	01 北海道	森
81	92	32	21	11	5 122	2 092	02 青森県	手
66	96	23	16	7	4 775	1 860	03 岩手県	城
175	182	60	49	11	10 646	3 734	04 宮城县	田
64	44	22	13	9	3 311	1 366		
90	69	34	29	5	4 311	1 454	06 山形県	形
156	140	52	48	4	8 075	3 200	07 福島県	島
208	235	70	56	14	12 790	4 694	08 茨城県	城
148	181	41	34	7	8 787	3 215	09 榎原群	木
137	143	55	43	12	8 329	3 154	10 鹿児群	馬
598	615	178	154	24	33 728	12 161	11 埼玉県	玉
536	461	168	137	31	28 680	10 359	12 千葉県	葉
1 095	1 203	373	303	70	84 991	23 055	13 東京都	京
673	692	259	192	67	46 274	15 370	14 神奈川県	湯
145	146	51	43	8	8 916	2 902	15 新潟県	奈
76	58	22	19	3	4 360	1 393	16 富山県	山
94	69	32	27	5	5 169	1 540	17 石川県	川
59	48	17	15	2	3 381	1 083	18 福井県	井
52	74	24	19	5	3 610	1 373	19 山梨県	梨
152	139	52	43	9	8 978	3 212	20 長野県	野
128	126	54	46	8	8 392	2 963	21 岐阜県	岐
243	234	85	76	9	16 573	5 983	22 静岡県	静
568	604	199	162	37	40 072	12 471	23 愛知県	愛
128	140	45	36	9	7 937	2 784	24 三重県	三
86	104	37	28	9	6 587	2 204		
170	185	48	39	9	11 875	4 104	26 京都府	京
597	818	196	157	39	45 463	16 931	27 大阪府	大阪
402	411	120	102	18	25 480	9 113	28 兵庫府	兵
104	107	42	33	9	5 492	2 055	29 神奈川県	神
55	95	22	19	3	4 040	1 714	30 和歌県	和
47	43	11	7	4	2 414	894	31 鳥取県	取
51	59	13	9	4	2 662	1 035	32 島根県	根
151	166	55	49	6	8 832	3 241	33 広島県	島
229	232	77	66	11	13 177	4 603	34 山口県	口
101	80	38	29	9	5 681	2 194	35 長崎県	長
45	52	18	16	2	2 985	1 169	36 德島県	島
70	83	21	15	6	4 317	1 684	37 香川県	川
99	150	49	44	5	5 645	2 316	38 高知県	知
46	55	18	14	4	2 869	1 271	39 福井県	福
470	603	163	134	29	25 887	9 606		
74	76	22	17	5	3 639	1 285	41 佐賀県	賀
105	147	34	26	8	5 831	2 089	42 長崎県	崎
179	203	60	46	14	7 883	2 859	43 熊本県	本
86	110	33	27	6	5 022	1 943	44 大分県	分
104	105	22	20	2	4 688	2 132	45 宮崎県	崎
158	153	46	34	12	7 146	2 771	46 鹿児島県	鹿
202	226	62	46	16	8 084	3 484	47 沖縄県	沖
2	5	2	1	1	·	·	外 Foreign countries	國
3	1	2	1	1	·	·	不 Place of residence not stated	詳
							21 大都市(再掲) 21 major cities (Regrouped)	
828	892	277	230	47	65 944	16 399	50 東京都	都
178	224	58	45	13	10 134	4 003	51 札幌市	幌
93	93	37	31	6	5 904	1 763	52 仙台市	台
111	108	36	33	3	6 804	1 971	53 さいたま市	ま
86	65	27	23	4	4 222	1 564	54 千葉市	葉
277	286	104	78	26	18 656	6 228	55 横浜市	横
121	121	49	39	10	10 115	2 504	56 川崎市	川
59	56	21	17	4	3 301	1 256	57 相模原市	相
61	49	23	21	2	3 509	1 081	58 新座市	新
54	48	13	12	1	3 107	1 113	59 静岡市	静
60	41	20	19	1	3 789	1 247	60 浜松市	浜
159	192	53	44	9	13 580	4 224	61 名古屋市	名
81	117	25	21	4	7 279	2 354	62 大阪市	大
207	302	61	50	11	17 771	5 887	63 神戸市	神
51	56	14	10	4	3 997	1 603	64 堺市	堺
88	124	30	30	-	7 263	2 766	65 神戸市	戸
55	93	19	16	3	3 773	1 271	66 岡山市	山
95	100	25	22	3	6 219	2 021	67 北九州市	島
77	123	27	21	6	4 581	1 794	68 福岡市	州
167	168	51	41	10	9 706	2 967	69 佐賀市	岡
74	86	29	20	9	3 775	1 201	70 熊本市	本

表3-3-2 都道府県(21大都市)
Table 3-3-2 Summary tables of vital statistics (rates):

都道府県 ¹⁾ Prefecture	出生率 (人口千対) Live Birth rate (per 1,000 population)	死亡率 (人口千対) Deaths rate (per 1,000 population)	乳児死亡率 (出生千対) Infant mortality rate per 1,000 live births	新生児率 (出生千対) Neonatal mortality rate per 1,000 live births	自然増減率 (人口千対) Natural change rate per 1,000 population	死産 (出産千対) Foetal death rate (per 1,000 total births)		
							総数 Total	
							自然死産 Spontaneous	
全 国 Total	7.6	10.8	1.9	0.9	△	3.2	21.1	10.1
01 北海道	6.4	11.8	1.9	1.0	△	5.4	28.3	12.3
02 青森県	6.3	13.8	2.2	1.6	△	7.5	21.1	9.9
03 岩手県	6.5	13.8	2.7	1.2	△	7.3	19.4	7.9
04 宮城县	7.2	10.4	2.0	0.9	△	3.1	21.0	10.3
05 秋田県	5.4	15.5	3.3	2.2	△	10.1	19.6	11.6
06 山形県	6.6	14.0	1.7	1.2	△	7.4	21.4	12.1
07 福島県	7.1	13.2	1.7	0.7	△	6.2	21.9	11.5
08 茨城県	7.2	11.3	2.2	1.0	△	4.2	21.2	10.0
09 栃木県	7.3	11.3	1.9	0.9	△	4.0	22.9	10.3
10 群馬県	6.9	11.8	2.5	1.3	△	4.9	20.7	10.1
11 埼玉県	7.4	9.2	1.8	0.7	△	1.8	22.3	11.0
12 千葉県	7.2	9.6	2.0	0.9	△	2.4	22.1	11.9
13 東京都	8.2	8.8	1.6	0.8	△	0.6	20.6	9.8
14 神奈川県	7.6	8.9	2.3	1.2	△	1.4	19.6	9.7
15 新潟県	6.6	13.0	1.6	0.8	△	6.4	19.1	9.5
16 富山県	6.9	12.6	1.3	0.4	△	5.7	18.3	10.4
17 石川県	7.7	11.2	1.8	0.8	△	3.5	18.4	10.6
18 福井県	7.6	12.2	1.9	0.9	△	4.6	17.9	9.9
19 山梨県	7.0	11.9	1.9	1.1	△	4.9	21.6	8.9
20 長野県	7.1	12.5	1.1	0.8	△	5.4	19.6	10.3
21 岐阜県	7.1	11.7	2.1	0.9	△	4.5	17.8	9.0
22 静岡県	7.3	11.4	1.8	0.5	△	4.1	17.8	9.1
23 愛知県	8.5	9.2	1.6	0.7	△	0.6	18.4	8.9
24 三重県	7.2	11.6	1.4	0.8	△	4.5	20.7	9.9
25 滋賀県	8.3	9.4	2.2	0.9	△	1.1	16.1	7.3
26 京都府	7.3	10.4	1.5	0.6	△	3.1	18.8	9.0
27 大阪府	7.7	10.1	1.9	0.8	△	2.4	20.8	8.8
28 兵庫県	7.7	10.4	1.4	0.6	△	2.8	19.2	9.5
29 奈良県	6.7	10.8	2.6	1.3	△	4.1	23.0	11.3
30 和歌山県	6.9	13.6	1.9	0.8	△	6.7	22.7	8.3
31 鳥取県	7.7	13.4	1.4	0.9	△	5.8	20.5	10.7
32 岡山県	7.5	14.3	1.8	0.8	△	6.8	21.1	9.8
33 広島県	7.9	11.4	1.5	0.7	△	3.5	20.8	9.9
34 山口県	7.9	11.0	1.9	0.9	△	3.1	20.4	10.1
35 鳥羽県	6.9	13.7	3.6	1.6	△	6.8	18.8	10.5
36 徳島県	7.0	13.8	1.9	0.8	△	6.8	18.4	8.5
37 香川県	7.7	12.4	2.4	1.1	△	4.7	20.3	9.3
38 愛媛県	7.1	13.4	1.3	0.7	△	6.3	25.4	10.1
39 高知県	6.8	14.3	2.1	0.8	△	7.5	20.5	9.3
40 福井県	8.6	10.4	1.8	0.9	△	1.8	24.1	10.6
41 佐賀県	8.2	12.2	1.6	0.7	△	3.9	21.8	10.7
42 長崎県	7.8	13.0	2.4	1.1	△	5.2	23.3	9.7
43 熊本県	8.4	12.3	1.6	1.0	△	4.0	25.4	11.9
44 大分県	7.6	12.6	2.2	0.9	△	5.0	22.1	9.7
45 宮崎県	8.1	12.7	1.1	0.3	△	4.6	23.2	11.5
46 鹿児島県	8.2	13.5	2.6	1.1	△	5.3	23.0	11.7
47 沖縄県	11.3	8.4	2.5	1.4	△	3.0	25.7	12.1
21 大都市(再掲) 21 major cities (Regrouped)								
50 東京都	8.3	8.3	1.5	0.7	△	0.0	21.5	10.3
51 札幌市	7.0	9.5	1.8	1.0	△	2.5	28.3	12.5
52 仙台市	8.0	8.1	1.9	0.9	△	0.1	21.1	10.5
53 さいたま市	8.2	8.1	1.2	0.5	△	0.1	20.4	10.3
54 千葉市	6.8	8.9	1.8	0.8	△	2.0	22.2	12.6
55 横浜市	7.4	8.7	2.2	1.1	△	1.2	19.9	9.8
56 相模原市	9.2	7.3	2.0	0.9	△	1.8	17.3	8.6
57 新潟市	7.0	8.4	2.6	1.0	△	1.4	22.3	11.4
58 静岡市	7.1	10.8	1.4	0.5	△	3.6	18.9	10.5
59 浜松市	7.0	11.4	1.0	0.4	△	4.5	20.5	10.8
60 松本市	7.8	10.2	0.8	0.3	△	2.4	15.9	9.5
61 名古屋市	8.3	9.4	1.7	0.7	△	1.1	18.0	8.2
62 京都市	7.0	9.7	1.3	0.5	△	2.7	18.7	7.7
63 大阪市	7.9	10.5	2.1	0.8	△	2.6	23.2	9.4
64 堺市	7.6	10.0	1.6	0.6	△	2.3	16.5	7.9
65 神戸市	7.4	10.0	0.8	-	△	2.6	18.4	7.6
66 広島市	8.5	9.1	1.1	0.6	△	0.6	23.5	8.7
67 九州市	8.5	8.7	1.9	0.9	△	0.2	18.8	9.2
68 北九州市	7.7	11.7	1.9	1.0	△	4.0	26.5	10.2
69 福岡市	9.2	7.7	1.7	1.0	△	1.5	22.8	11.3
70 熊本市	9.1	9.4	1.8	1.3	△	0.3	23.2	10.7

注：率の算出方法は、「V 比率の解説」(57~59ページ)を参照されたい。

1) 都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

2) 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除したものである。

3) 周産期死亡率は周産期死亡数を出産数(妊娠22週以後の死産数に出生数を加えたもの)で除したものである。

4) 妊娠22週以後の死産率は妊娠22週以後の死産数を出産数(妊娠22週以後の死産数に出生数を加えたもの)で除したものである。

再掲) 別にみた人口動態総覧 (率)

Japan, each prefecture and 21 major cities, 2017

平成29年

率 ²⁾	周産期死亡率 ³⁾ (出産千対)	妊娠満22週 ⁴⁾ 以後の死産率 (出産千対)	早期新生児死亡率 (出生千対)	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	合計特殊出生率 Total fertility rate	都道府県 ¹⁾		
							Prefecture		
人工死産 Artifical	Perinatal death rate	Foetal death rate at 22 completed weeks and over of gestation	Early neonatal death rate	Marriage rete	Divorce rete				
	[per 1,000 total births]	[per 1,000 total births]	[per 1,000 live births]	[per 1,000 population]	[per 1,000 population]				
11.0	3.5	2.8	0.7	4.9	1.70	1.43	全 国 Total		
16.0	4.4	3.6	0.8	4.5	1.92	1.29	01 北海道	道	
11.2	4.0	2.6	1.4	4.0	1.64	1.43	02 青森県	森	
11.5	2.8	2.0	0.9	3.8	1.49	1.47	03 岩手県	岩	
10.7	3.6	2.9	0.7	4.6	1.62	1.31	04 宮城县	城	
8.0	4.1	2.4	1.7	3.3	1.38	1.35	05 秋田県	田	
9.3	4.7	4.0	0.7	3.9	1.33	1.45	06 山形県	形	
10.4	3.9	3.6	0.3	4.3	1.71	1.57	07 福島県	島	
11.3	3.4	2.7	0.7	4.5	1.65	1.48	08 茨城県	城	
12.6	2.9	2.4	0.5	4.6	1.67	1.45	09 栃木県	木	
10.5	4.1	3.2	0.9	4.4	1.65	1.47	10 群馬県	馬	
11.3	3.3	2.9	0.5	4.7	1.70	1.36	11 埼玉県	玉	
10.2	3.8	3.1	0.7	4.7	1.69	1.34	12 千葉県	葉	
10.8	3.4	2.8	0.6	6.4	1.74	1.21	13 東京都	京	
10.0	3.8	2.8	1.0	5.1	1.71	1.34	14 神奈川県	神	
9.6	3.4	2.9	0.5	4.0	1.29	1.41	15 新潟県	奈	
7.9	3.1	2.6	0.4	4.2	1.34	1.55	16 富山県	富	
7.8	3.7	3.1	0.6	4.6	1.36	1.54	17 石川県	川	
8.0	2.9	2.6	0.3	4.4	1.41	1.62	18 福井県	井	
12.7	4.2	3.3	0.9	4.5	1.69	1.50	19 山梨県	梨	
9.4	3.6	3.0	0.6	4.4	1.57	1.56	20 長野県	長	
8.8	3.8	3.3	0.6	4.3	1.50	1.51	21 岐阜県	岐	
8.8	3.2	2.9	0.3	4.6	1.66	1.52	22 静岡県	静	
9.5	3.2	2.6	0.6	5.5	1.70	1.54	23 愛知県	愛	
10.8	3.5	2.8	0.7	4.5	1.58	1.49	24 三重県	三	
8.8	3.2	2.4	0.8	4.7	1.59	1.54	25 滋賀県	滋	
9.8	2.6	2.1	0.5	4.7	1.61	1.31	26 京都府	京	
12.0	2.9	2.4	0.6	5.3	1.96	1.35	27 大阪府	大阪	
9.7	2.9	2.4	0.4	4.7	1.68	1.47	28 兵庫県	兵庫	
11.7	4.7	3.7	1.0	4.1	1.54	1.33	29 奈良県	奈	
14.4	3.4	2.9	0.5	4.3	1.83	1.52	30 和歌山県	和歌	
9.8	2.5	1.6	0.9	4.3	1.59	1.66	31 鳥取県	鳥	
11.3	2.5	1.8	0.8	3.9	1.53	1.72	32 島根県	島	
10.9	3.7	3.3	0.4	4.7	1.72	1.54	33 岡山県	岡	
10.3	3.5	3.0	0.5	4.7	1.65	1.56	34 広島県	広	
8.3	4.0	3.1	1.0	4.1	1.60	1.57	35 山口県	山	
9.9	3.5	3.1	0.4	4.0	1.58	1.51	36 德島県	徳	
11.0	2.8	2.0	0.8	4.5	1.76	1.65	37 香川県	香	
15.3	5.1	4.6	0.5	4.2	1.71	1.54	38 愛媛県	愛	
11.1	3.7	2.9	0.8	4.0	1.79	1.56	39 高知県	高	
13.5	3.7	3.1	0.7	5.1	1.90	1.51	40 福岡県	福	
11.0	3.3	2.5	0.7	4.4	1.57	1.64	41 佐賀県	佐	
13.6	3.2	2.5	0.8	4.3	1.55	1.70	42 長崎県	長	
13.5	4.1	3.1	1.0	4.5	1.63	1.67	43 熊本県	熊	
12.4	3.8	3.1	0.7	4.4	1.70	1.62	44 大分県	大	
11.7	2.5	2.3	0.2	4.3	1.97	1.73	45 宮崎県	宮	
11.3	3.5	2.6	0.9	4.4	1.71	1.69	46 鹿児島県	鹿	
13.6	3.8	2.8	1.0	5.7	2.44	1.94	47 琉球群島	琉	
							21 大都市 (再掲) 21 major cities (Regrouped)		
11.1	3.5	2.9	0.6	7.0	1.73	...	50 東京都	東	
15.7	4.2	3.2	0.9	5.2	2.04	...	51 札幌市	札	
10.5	4.3	3.6	0.7	5.4	1.62	...	52 仙台市	仙	
10.1	3.4	3.1	0.3	5.3	1.53	...	53 さっぽろ市	さ	
9.6	4.0	3.4	0.6	4.3	1.60	...	54 北海道	北	
10.1	3.7	2.8	0.9	5.0	1.67	...	55 横浜市	横	
8.6	3.5	2.8	0.7	6.7	1.66	...	56 相模原市	相	
10.9	4.1	3.4	0.8	4.6	1.74	...	57 新座市	新	
8.4	4.0	3.7	0.3	4.4	1.34	...	58 静岡市	静	
9.6	2.7	2.5	0.2	4.4	1.59	...	59 浜松市	浜	
6.5	3.2	3.0	0.2	4.8	1.57	...	60 名古屋市	名	
9.9	2.8	2.3	0.5	5.9	1.83	...	61 京都市	京	
11.1	2.4	2.0	0.4	4.9	1.60	...	62 大阪市	大阪	
13.7	2.8	2.3	0.5	6.6	2.17	...	63 神戸市	神	
8.7	2.2	1.6	0.6	4.8	1.92	...	64 堺市	堺	
10.8	2.6	2.6	-	4.7	1.81	...	65 神奈川県	神	
14.8	3.1	2.6	0.5	5.2	1.76	...	66 広島県	広	
9.7	2.5	2.2	0.3	5.2	1.69	...	67 北九州市	北	
16.3	3.7	2.8	0.8	4.8	1.89	...	68 福岡県	福	
11.4	3.5	2.8	0.7	6.2	1.89	...	69 岡山県	岡	
12.5	4.3	3.0	1.3	5.1	1.62	...	70 熊本県	熊	

表3-4 世界各国における
Table 3-4 International comparison

出生数・出生率（人口千対） Live births and live birth rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2008	1 091 156	8.7	377 886	11.3	4 247 694	14.0	796 044	12.8	682 514	8.3	576 659	9.6	1 713 947	12.0	794 383	12.9
2009	1 070 035	8.5	380 863	11.3	4 130 665	13.5	793 420	12.7	665 126	8.1	568 857	9.6	1 761 687	12.3	790 204	12.7
2010	1 071 304	8.5	376 951	11.1	3 999 386	12.9	802 224	12.8	677 947	8.3	561 944	9.5	1 788 948	12.5	807 271	12.9
2011	1 050 806	8.3	377 897	11.0	3 953 590	12.7	792 996	12.5	662 685	8.3	546 585	9.2	1 796 629	12.6	807 776	12.8
2012	1 037 231	8.2	381 869	11.0	3 952 841	12.6	790 290	12.4	673 544	8.4	534 186	9.0	1 902 084	13.3	812 970	12.8
2013	1 029 816	8.2	380 323	10.8	3 932 181	12.4	781 621	12.2	682 069	8.5	514 308	8.5	1 895 822	13.2	778 358	12.1
2014	1 003 539	8.0	384 100	10.8	3 988 076	12.5	781 167	12.2	714 927	8.8	502 596	8.3	775 908	12.0
2015	1 005 677	8.0	382 392	10.7	3 978 497	12.4	760 421	11.8	737 575	9.0	485 780	8.0	776 746	11.9
2016	976 978	7.8	383 102	10.6	744 697	11.5	792 137	9.6	473 438	7.8	774 386	11.8
2017	946 065	7.6	376 291	10.3	730 700*	11.3*	785 234*	9.5*	458 151	7.6	755 043*	11.4*

合計特殊出生率 Total fertility rates

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2008	1.37		1.68		2.09		2.00		1.38		1.41		1.49		1.96	
2009	1.37		1.67		2.00			1.41		1.54		...	
2010	1.39		...		1.93		2.02		1.39		1.41		
2011	1.39		...		1.90		2.00		1.36		1.39		...		1.91	
2012	1.41		1.61		1.88		1.99		1.41		1.42		...		1.92	
2013	1.43		1.59		1.86		1.97		1.42		1.39		...		1.83	
2014	1.42		1.58		1.86		1.97*		1.47		1.37		...		1.82	
2015	1.45		1.56		1.84		1.92*		1.50		1.35		
2016	1.44		1.54		...		1.89*		
2017	1.43		

死亡数・死亡率（人口千対） Deaths and death rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2008	1 142 407	9.1	238 617	7.2	2 471 984	8.1	532 131	8.5	844 439	10.3	578 192	9.7	2 075 954	14.5	579 697	9.4
2009	1 141 865	9.1	238 418	7.1	2 437 163	7.9	538 116	8.6	854 544	10.4	585 182	9.9	2 010 543	14.1	559 617	9.0
2010	1 197 012	9.5	244 968	7.2	2 468 435	8.0	540 469	8.6	858 768	10.5	587 488	9.9	2 028 516	14.2	561 666	8.9
2011	1 253 066	9.9	243 651	7.1	2 515 458	8.1	534 795	8.5	852 328	10.6	593 402	10.0	1 925 720	13.5	552 232	8.7
2012	1 256 359	10.0	246 596	7.1	2 543 279	8.1	559 227	8.8	869 582	10.8	612 883	10.3	1 906 335	13.3	569 024	8.9
2013	1 268 436	10.1	252 338	7.2	2 596 993	8.2	558 408	8.7	893 825	11.1	600 744	10.0	1 871 809	13.0	574 945	9.0
2014	1 273 004	10.1	258 821	7.3	2 626 418	8.2	547 003	8.5	868 356	10.7	598 364	9.8	568 840	8.8
2015	1 290 444	10.3	264 333	7.4	2 712 630	8.5	581 770	9.0	925 200	11.3	647 571	10.7	601 272	9.2
2016	1 307 748	10.5	267 213	7.4	581 073	9.0	910 902	11.1	615 261	10.1	595 655	9.1
2017	1 340 397	10.8	593 400*	9.1*	933 000*	11.3*	649 061	10.7	607 172*	9.2*

乳児死亡数・乳児死亡率（出生千対） Infant deaths and infant mortality rates (per 1,000 live births)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2008	2 798	2.6	1 911	5.1	28 059	6.6	2 856	3.6	2 414	3.5	1 896	3.3	14 436	8.4	3 745	4.7
2009	2 556	2.4	26 412	6.4	2 903	3.7	2 334	3.5	1 947	3.4	14 271	8.1	3 677	4.7
2010	2 450	2.3	24 586	6.1	2 785	3.5	2 322	3.4	1 773	3.2	13 405	7.5	3 504	4.3
2011	2 463	2.3	23 985	6.1	2 604	3.3	2 408	3.6	1 595	2.9	13 168	7.3	3 502	4.3
2012	2 299	2.2	1 818	4.8	23 629	6.0	2 643	3.3	2 202	3.3	1 532	2.9	16 306	8.6	3 347	4.1
2013	2 185	2.1	1 884	5.0	23 440	6.0	2 710	3.5	2 250	3.3	1 493	2.9
2014	2 080	2.1	1 794	4.7	23 215	5.8	2 598	3.3	2 284	3.2	1 523	3.0	2 990	3.9
2015	1 916	1.9	1 737	4.5	23 455	5.9	2 655	3.5	2 405	3.3	1 398	2.9	3 005	3.9
2016	1 928	2.0	1 741	4.5	2 577	3.5	2 700	3.4	1 427	3.0	2 976	3.8
2017	1 761	1.9

注：*印は暫定値である。

1) 諸外国は、妊娠期間不詳の死産を含む。フランスについては、妊娠期間180日以後の死産である。

資料：日本は厚生労働省「人口動態統計」、諸外国はUN, Demographic Yearbook

ける人口動態 of vital statistics

妊娠満28週以後の死産数・死産比（出生千対）¹⁾
Foetal deaths and foetal death ratio at 28 completed weeks and over of gestation
(per 1,000 live births)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio
2008	2 209	2.0	1 170	3.1	8 356	10.5	2 412	3.5	1 568	2.7	8 594	5.0	4 057	5.1
2009	2 222	2.1	1 145	3.0	12 059	2.9	9 377	11.8	2 338	3.5	1 564	2.7	8 380	4.8	4 124	5.2
2010	2 187	2.0	1 084	2.9	11 870	3.0	8 206	10.2	2 466	3.6	1 532	2.7	8 300	4.6	4 110	5.1
2011	2 137	2.0	1 115*	3.0*	11 857	3.0	2 387	3.6	1 422	2.6	8 109	4.5	4 201	5.2
2012	1 969	1.9	1 102	2.9	11 739	3.0	2 400	3.6	1 439	2.7	12 142	6.4	3 938	4.8
2013	1 897	1.8	1 077	2.8	11 721	3.0	2 556	3.7	1 262*	2.5*
2014	1 790	1.8	1 140	3.0	11 311	2.8	2 597	3.6	1 364	2.7	3 563	4.6
2015	1 830	1.8	1 078	2.8	11 354	2.9	2 787	3.8	1 305	2.7	3 434	4.4
2016	1 699	1.7	1 068	2.8	1 308	2.8	3 430	4.4
2017	1 616	1.7	1 073	2.9

婚姻件数・婚姻率（人口千対） Marriages and marriage rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2008	726 106	5.8	147 288	4.4	2 157 000	7.1	258 739	4.2	376 998	4.6	246 613	4.1	1 179 007	8.3	273 207	4.4
2009	707 734	5.6	2 077 000	6.8	245 151	3.9	378 439	4.6	230 613	3.9	1 199 446	8.4	267 898	4.3
2010	700 214	5.5	2 096 000	6.8	245 334	3.9	382 047	4.7	217 700	3.7	1 215 066	8.5	280 444	4.5
2011	661 895	5.2	2 118 000	6.8	231 100	3.7	377 816	4.7	204 830	3.4	1 316 011	9.2	258 391	4.5
2012	668 869	5.3	2 131 000	6.8	239 840	3.8	387 423	4.8	207 138	3.5	1 213 598	8.5
2013	660 613	5.3	2 081 301	6.6	233 108	3.7	373 655	4.6	194 057	3.2	1 225 501	8.5	276 527	4.3
2014	643 749	5.1	2 140 272	6.7	235 315	3.7	385 952	4.8	189 765	3.1	289 841	4.5
2015	635 156	5.1	2 221 579	6.9	230 364	3.6	400 115	4.9	194 377	3.2	283 559	4.4
2016	620 531	5.0	226 614	3.5	410 426	5.0	203 258	3.4
2017	606 866	4.9	407 466	4.9

離婚件数・離婚率（人口千対） Divorces and divorce rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2008	251 136	1.99	70 226	2.11	844 000	2.77	129 379	2.08	191 948	2.34	54 351	0.91	703 412	4.93	135 942	2.21
2009	253 353	2.01	840 000	2.74	127 578	2.04	185 817	2.27	54 456	0.92	699 430	4.90	126 520	2.03
2010	251 378	1.99	872 000	2.82	130 810	2.08	187 027	2.29	54 160	0.91	639 321	4.48	132 338	2.11
2011	235 719	1.87	877 000	2.81	129 802	2.05	187 640	2.34	53 806	0.91	669 376	4.68	129 764	2.05
2012	235 406	1.87	851 000	2.71	125 217	1.97	179 147	2.23	51 319	0.86	644 101	4.50	130 469	2.05
2013	231 383	1.84	832 157	2.63	121 849	1.91	169 833	2.11	52 943	0.88	667 971	4.65	126 718	1.98
2014	222 107	1.77	813 862	2.55	120 568	1.88	166 199	2.05	52 355	0.86	122 654	1.90
2015	226 215	1.81	800 909	2.50	120 731	1.87	163 335	2.00	82 469	1.36	112 411	1.73
2016	216 798	1.73	124 768	1.93	162 397	1.97	99 071	1.63	118 505	1.81
2017	212 262	1.70	153 501	1.86

IV 用語の解説

Part IV Commentary on the terms

自然増減	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
妊娠期間	出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による(昭和53年までは、 ^{かぞ} 数えによる妊娠月数)。 早期：妊娠満37週未満(259日未満) 正期：妊娠満37週から満42週未満(259日から293日) 過期：妊娠満42週以上(294日以上)
死産	妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 (1) 胎児を出生させることを目的とした場合 (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

(参考)

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行(7月)により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第4月以降のものも人工死産に含むことになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正(6月)により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

昭和27年以降：優生保護法の改正(5月)により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続きが簡素適正化され、優性保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改めた(昭和51年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知)。

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた(昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)。

平成3年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた(平成2年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)。

周産期死亡	妊娠満22週(154日)以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。
妊娠婦死亡	妊娠中又は妊娠終了後満42日未満(昭和53年までは「産後90日以内」とし、昭和54年から平成6年までは「分娩後42日以内」としている。)の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。 その範囲は、直接産科的死亡、間接産科的死亡及び原因不明の産科的死亡(平成7年以降は死因基本分類コード(以下省略)O95)が該当する。

後発妊産婦死亡	妊娠終了後満42日以降1年未満における直接又は間接産科的原因による女性の死亡をいう。 平成7年適用の「ICD-10」から新たに定義されたもの。
	その範囲は、直接産科的死亡、間接産科的死亡及びあらゆる産科的死亡(平成7年から28年まではO96、平成29年以降はO96.9)が該当する。
直接産科的死亡 ¹⁾	妊娠時(妊娠、分娩及び産じょく<褥>)における産科的合併症が原因で死亡したものをいう。 妊娠死：昭和53年以前は基本分類表「X I 妊娠、分娩および産褥の合併症」(内容的に直接産科的死亡に該当)、昭和54年から平成6年までは630～646及び650～676、平成7年以降はO00～O92が該当する。 後発妊産婦死亡：平成29年以降は「ICD-10(2013年版)準拠」にて細分されたO96.0が該当する。
間接産科的死亡 ¹⁾	妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発症した疾患による死亡であって、直接産科的原因によるものではないが、妊娠の生理的作用によって悪化したものである。 妊娠死：昭和54年から平成6年までは647～648、平成7年以降はO98～O99及び第X V章(Oコード)以外の間接産科的死亡が該当する。 後発妊産婦死亡：平成7年から28年は第X V章(Oコード)以外の間接産科的死亡、平成29年以降は「ICD-10(2013年版)準拠」にて細分されたO96.1が追加された。 第X V章(Oコード)以外の間接産科的死亡： 平成7年から28年までは、産科的破傷風(A34)及び妊娠、分娩及び産じょく<褥>に合併するヒト免疫不全ウイルス[HIV]病(B20～B24)が該当する。 平成29年から「ICD-10(2013年版)準拠」により、妊娠、分娩及び産じょく<褥>に合併するヒト免疫不全ウイルス[HIV]病(B20～B24)がO98.7へ符号変更され、下垂体の分娩後え<壞>死(E23.0)、産じょく<褥>に関連する精神及び行動の障害(F53)、産じょく<褥>期骨軟化症(M83.0)、傷病及び死亡の外因(V01～Y89)が追加された。
	注：1)昭和54年以降の「ICD-9」から新たに定義されたもの。

施設の種類

病院	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
診療所	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
介護老人保健施設	要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設で、介護保険法(平成9年法律第123号。平成12年4月1日施行)による都道府県知事の許可を受けたものをいう。 (参考)介護保険法施行前は老人保健法(昭和57年法律第80号)による老人保健施設である。
助産所	助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く。)を行う場所をいう。
老人ホーム 自宅	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。 自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。

世帯の主な仕事

農家世帯	最多所得者が農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
自営業者世帯	最多所得者が自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
常用勤労者世帯(I)	最多所得者が企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
常用勤労者世帯(II)	最多所得者が常用勤労者世帯(I)にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
その他の世帯	最多所得者が上記にあてはまらない他の仕事をしている世帯
無職の世帯	仕事をしている者のいない世帯(年金・利子等の収入で生活している世帯を含む)

(参考)

平成7年からの区分	昭和43年から平成6年までの区分
農家世帯	専業農家世帯 農業だけをしている世帯 兼業農家世帯 農業と他の仕事を持っている世帯
自営業者世帯	自営業者世帯 店や事務所を持って自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯
常用勤労者世帯(I)	常用勤労者世帯(I) 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業以上の技術者などの勤労者世帯(日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
常用勤労者世帯(II)	常用勤労者世帯(II) 常用勤労者世帯(I)にあてはまらない勤労者世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
その他の世帯	その他の世帯 上記以外の世帯
無職の世帯	

離婚の種類

協議離婚 戸籍法上の届出によって成立する(民763・764・739)が、これが有効に成立するためには、夫婦間に離婚についての意思の合致がなければならない。離婚意思の合致のない離婚は無効である。

裁判離婚 裁判所が関与して成立する離婚であって、調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の5種があり、調停が成立したとき、和解が成立したとき、請求の認諾をしたとき、又は審判若しくは判決が確定したときに離婚の効果が生ずる。

調停離婚 当事者の申立て又は家庭裁判所の調停に付する処置により調停が開始される(家257I・II・274I)。調停において当事者間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(家268I)。

審判離婚 調停が成立しない場合に、家庭裁判所は、調停に代わる審判をすることができる(家284I)。当事者から適法な異議の申立てがあったときは、審判はその効力を失うが、異議がなければ、審判は確定判決と同一の効力を有する(家286I・V・287)。

和解離婚 離婚訴訟上において和解ができる(人訴37I)。和解が成立し、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民訴267)。

認諾離婚 離婚訴訟上において請求の認諾ができる(人訴37I)。請求の認諾があり、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民訴267)。

判決離婚 調停が成立せず、審判も確定しない場合に、法定の離婚原因があるときは、当事者の訴えの提起により離婚の判決がなされる(民770、人訴2・4以下)。

(引用の条文 民=民法、家=家事事件手続法、民訴=民事訴訟法、人訴=人事訴訟法、条数は1,2、項数はI,II)

注: 平成25年1月1日、従前の家事審判法が廃止され、新たに家事事件手続法が施行された。

V 比率の解説

Part V Commentary on the ratios

本報告書で用いている比率の算出方法は以下のとおりである。

年次推移の表の昭和45年、50年及び55年については、10月1日現在日本人人口を国勢調査の確定数を用いて再計算したので、昭和45年、50年及び55年の報告書の数値と異なる場合がある。なお、比率の算出に用いた分母人口は、e-Statの「人口」（平成28年までの報告書 上巻巻末の付録）に掲載している。

(1) 総 覧

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$
$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$
$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$
$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$
$$\text{自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数(年間出生数 - 年間死亡数)}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$
$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数(妊娠満12週以後の死児の出産)}}{\text{年間出産数(年間出生数 + 年間死産数)}} \times 1,000$$
$$\text{自然死産率} = \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数(年間出生数 + 年間死産数)}} \times 1,000$$
$$\text{人工死産率} = \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数(年間出生数 + 年間死産数)}} \times 1,000$$
$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数 + 年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

妊娠満22週以後の死産率(総数・自然・人工)

$$= \frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数(総数・自然・人工)}}{\text{年間出生数 + 年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$
$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数(生後1週(7日)未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$
$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$
$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

(2) 出 生

$$\text{出生性比} = \frac{\text{年間の男子出生数}}{\text{年間の女子出生数}} \times 100$$

母の年齢(年齢階級)別出生率

$$= \frac{\text{ある年齢(年齢階級)の母が1年間に生んだ子の数}}{\text{10月1日現在における日本人女性のある年齢(年齢階級)の人口}} \times 1,000$$

$$\text{月間出生率(年換算率)} = \frac{\text{月間出生数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$(注) \text{年換算係数} = \frac{\text{月間日数(30,31,28又は29)}}{\text{年間日数(365又は366)}}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{年間の母の年齢別出生数}}{10月1日現在年齢別女性人口} \right\} 15歳から49歳までの合計$$

(都道府県及び21大都市は5歳階級で算出し、5倍したものを合計している。
ただし、平成27年以降の国勢調査が実施された年は各歳の合計。)

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

なお、算出に用いた出生数の15歳及び49歳にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

(参考)

合計特殊出生率には次の2つの種類がある。

期間合計特殊出生率：ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」として、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。人口動態統計では上記計算式に基づき、期間合計特殊出生率を算出している。

コホート合計特殊出生率：ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の合計特殊出生率」である。

実際に「1人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコホート合計特殊出生率であるが、この値はその世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられている。なお、各年齢の出生率が世代（コホート）によらず同じであれば、この二つの「合計特殊出生率」は同じ値になる。

ただし、晩婚化・晚産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計である期間合計特殊出生率は同一世代のコホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

コホート合計特殊出生率については、「参考 合計特殊出生率について」（90～93ページ）を参照されたい。

(3) 死亡

$$\text{死亡性比} = \frac{\text{年間の男子死亡数}}{\text{年間の女子死亡数}} \times 100$$

年齢(年齢階級)別死亡率(総数・男・女)

$$= \frac{\text{年間のある年齢(年齢階級)の死亡数(総数・男・女)}}{10月1日現在における日本人(総数・男・女)のある年齢(年齢階級)の人口} \times 1,000$$

$$\text{月間死亡率(年換算率)} = \frac{\text{月間死亡数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$(注) \text{年換算係数} = \frac{\text{月間日数}(30,31,28又は29)}{\text{年間日数}(365又は366)}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{死因別死亡率(年間)} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{10月1日現在日本人口} \times 100,000$$

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\left(\left(\text{観察集団の各年齢} \right) \times \left(\text{基準人口集団のその年齢} \right) \right) \text{の各年齢(年齢階級)の死亡率} \times \left(\text{年齢階級の人口} \right)}{\text{基準人口集団の総数}}$$

(参考)

死亡率は年齢によって異なるので、国際比較や年次推移の観察には、人口の年齢構成の差異を取り除いて観察するために、年齢調整死亡率を使用することが有用である。

年齢調整死亡率の基準人口については、平成元年までは昭和10年の性別総人口（都道府県は昭和35年総人口）を使用してきたが、現実の人口構成からかけ離れてきたため、平成2年からは昭和60年モデル人口（昭和60年国勢調査日本人人口をもとに、ベビーブーム等の極端な増減を補正し1,000人単位で作成したもの）を使用している。

なお、計算式中の「観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率」は、1,000倍（死因別の場合は100,000倍）されたものである。

基準人口－昭和60年モデル人口－

年齢	基準人口	年齢	基準人口
0～4歳	8 180 000	50～54	7 616 000
5～9	8 338 000	55～59	6 581 000
10～14	8 497 000	60～64	5 546 000
15～19	8 655 000	65～69	4 511 000
20～24	8 814 000	70～74	3 476 000
25～29	8 972 000	75～79	2 441 000
30～34	9 130 000	80～84	1 406 000
35～39	9 289 000	85歳以上	784 000
40～44	9 400 000	総 数	120 287 000
45～49	8 651 000		

(4) 乳児死亡

$$\text{乳児死亡性比} = \frac{\text{年間の男子乳児死亡数}}{\text{年間の女子乳児死亡数}} \times 100$$

$$\text{新生児死亡性比} = \frac{\text{年間の男子新生児死亡数}}{\text{年間の女子新生児死亡数}} \times 100$$

$$\text{日齢(月齢)別乳児死亡率性比} = \frac{\text{ある日齢(月齢)の男子乳児死亡率}}{\text{ある日齢(月齢)の女子乳児死亡率}} \times 100$$

月間乳児死亡率(年換算率)

$$\text{(平成 6 年以前)} \quad \frac{\text{その月の月間乳児死亡数}}{\text{その月を含む過去 1 年間の出生数} \times \frac{\text{その月の月間日数}}{\text{その月を含む過去 1 年間の日数}}} \times 1,000$$

$$\text{月間乳児死亡率(年換算率)} = \frac{\text{月間乳児死亡数}}{\text{年間出生数} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$\text{(注)年換算係数} = \frac{\text{月間日数(30,31,28又は29)}}{\text{年間日数(365又は366)}}$$

すなわち 1 年の長さを 1 とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{死因別乳児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別乳児死亡数(又は生存期間別乳児死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

$$\text{又は生存期間別乳児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別乳児死亡数(又は生存期間別乳児死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

$$\text{死因別新生児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

(5) 死 産

$$\text{死 产 性 比} = \frac{\text{年間の男子死産数}}{\text{年間の女子死産数}} \times 100$$

$$\text{月間死産率(総数・自然・人工)} = \frac{\text{月間死産数(総数・自然・人工)}}{\text{月間出産数(月間出生数+月間死産数)}} \times 1,000$$

月間の妊娠満22週以後の死産率(総数・自然・人工)

$$= \frac{\text{月間の妊娠満22週以後の死産数(総数・自然・人工)}}{\text{月間出生数+月間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

(6) 周産期死亡

$$\text{月間周産期死亡率} = \frac{\text{月間周産期死亡数}}{\text{月間出生数+月間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

(7) 妊産婦死亡

$$\text{妊 产 妇 死 亡 率} = \frac{\text{年間の妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数(年間出生数+年間死産数)(又は年間出生数)}} \times 100,000$$

$$\text{後発妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間の後発妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数(年間出生数+年間死産数)}} \times 100,000$$

注：妊産婦死亡については「IV 用語の解説」(54~55ページ)を参照されたい。

VI 調査票及び届書

Part VI Survey forms and notification formats

数字記入例
0123456789

人口動態調査出生票											
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所		事件簿番号		市区町村符 号		保健所符 号		平成 年 月 日 市区町村受付	
(1) 子の氏名 氏名		嫡出子 嫡出でない子		男 女		(2) 生まれたとき		昭 平		年 月 日 午前 午後 時	
(3) 日本日本外 (4) 子の住 所		日本 外国		都 道 府 県		市、郡、特別区		町、村、指定都市の区又は総合区		平成 年 月 日 保健所受付	
指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方											
(5) 父 母		母		父		母		父		母	
の氏名		の氏名		の氏名		の氏名		の氏名		の氏名	
月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
父		母		父		母		父		母	
(6) 父母の籍 国		(7) 父母の籍 国		(8) 子が生まれたときの世帯の主な仕事		(9) 子が生まれたときの生業		(10) 2多胎		(11) 1単胎	
父		母		父		母		父		母	
の氏名		の氏名		の氏名		の氏名		の氏名		の氏名	
月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
(12) 体 重 及 び 身 長		(13) 妊 娠 週 数		(14) この母 の出産 子の数		(15) 出生 に立 ち た 者		出生票第 号		死産票第 号	
不詳		満 適 日		出生子 の死産数		1人		出生票第 号		死産票第 号	
g 不詳		g 不詳		g 不詳		g 不詳		g 不詳		g 不詳	
備考											
欄											
確認											

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するためを行う調査です。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

数字記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9										人口動態調査死産票 [3]						平成 年 月 日 市区町村受付				統計法に基づく 基幹統計調査 総務省統計							
市区町村符号及び保健所符号			支所 保健所			事件簿番号			平成 年 月 日 保健所受付			照会															
(1) 父母の国籍		日本 韓国 中国 フィリピン タイ 米国 英国 ブラジル ベルギー その他の国 不詳						(2) 父母の氏名及び年齢		父				母													
		日本 韓国 中国 フィリピン タイ 米国 英国 ブラジル ベルギー その他の国 不詳								父				母													
母		日本 韓国 中国 フィリピン タイ 米国 英国 ブラジル ベルギー その他の国 不詳								満□□歳				満□□歳													
(3) 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別			男	女	不詳	嫡出子	非嫡出子	(4) 死産があったとき	昭	平	年	月	日	午前	午後	時											
(5) 死産があったときの母の住居地と町村		日本	外国	不詳	都道府県			市、郡、特別区			町、村、指定都市の区又は総合区																
		届出地区	届出地区	地図	市	郡	特別区	町	村	指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方																	
		市区町村符号	保健所符号																								
(6) 死産があったときの世帯の主な仕事		1農家 2自営 3勤1 4勤2 5その他 6無職	(7) 死産があったときの父母の職業	父	母	(8) この母の出産した子の数	出生子	妊娠満22週以後の死産児			妊娠満21週以前の死産児																
(9) 妊娠回数		満□□週□□日	(9) 死産児の体重及び身長	kg	cm	不詳	胎児死亡の時期	(妊娠満22週以後の自然死産)			1分娩前	2分娩中	3不詳														
(10) 死産があったところの種別		1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他	(11) 単胎・多胎の別	1単胎 2多胎	(12) 子中第□□子	3不詳	(13) 死産の自然人工別	1自然	2死にによる死産	3死にによる死産	4人工死産	5死にによる死産	6不明														
(15) 胎児の側 母の側																											
自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由	(ア) 直接は原理原因																										
	(イ) (ア)の原因																										
	(ウ) (イ)の原因																										
	(エ) (ウ)の原因																										
	I ほしに記入しきれない分は下欄に記入してください。										I ほしに記入しきれない分は下欄に記入してください。																
II ほしに記入しきれない分は下欄に記入してください。										II ほしに記入しきれない分は下欄に記入してください。																	
母体に保証する場合		1母体側の疾患	2その他	疾患名又は理由																							
母体に保証しない場合		1母体側の疾患	2その他	疾患名又は理由																							
(16) 胎児手術の有無		1無 2有	部位及び主要所見			17) 死胎解剖の有無	1無 2有	主要所見			18) 死産に立ち会った者	1医師 2助産師 3その他															
出生票第 号		確認			備考																						
双子以上の場合は他の子の事件簿番号																											
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。																											
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。																											

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

数字記入例

0123456789

人口動態調査婚姻票

統計法に基づく
基幹統計調査
実務規則

市区町村符号及び保健所番号	支所 保健所
事件簿番号	照会

平成 年 月 日 市区町村受付
平成 年 月 日 保健所受付

市区町村受付月	月 (1) 氏名及び年月	夫
市区町村	年	昭 平

夫の住所	日本 外国	都 道 府 県	市、郡、特別区	妻
(2)	□□□□□	□□□□□	□□□□□	年 月 年 月
届出地区と町同じ村の村	届出地区	町指定都市の区又は総合区	丁目以下は記入しないでください	年 月

国籍	日本	中国	タイ	米国	アラバマ	ペルー	その他の國	不詳	(4)	夫の氏
夫	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	妻の氏
妻	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	夫婦の氏

死別離別	夫 初 婚	再 婚	妻 初 婚	再 婚	死別
(6)	年	月	年	月	妻
初婚・再婚の別	大 昭 平	大 昭 平	大 昭 平	大 昭 平	夫

同居を始めた前の夫のそれ夫の主な仕事	夫	1戸家 2自営 3勤 4勤 5その他 6無職	1戸家 2自営 3勤 4勤 5その他 6無職	妻	(7)	妻
世帯	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	夫
確認	備考	欄	同居を始める前の夫の職業	妻	(8)	妻

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

数字記入例
0123456789

人口動態調査離婚票 5

平成 年 月 日 市区町村受付

市区町村符号及び保健所符号

支所 保健所

事件簿番号

照会

統計法に基づく
基幹統計調査
政府統計

市区町村

月

年

平成

(1) 氏名及び
生年月

夫

妻

昭

大

昭

平

年

月

妻

年

月

昭

年

月

平

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

年

月

昭

</

死 産 届		年 月 日	平成 年 月 日	調査票作成
(1) 父母の姓名 (外国人のときは国籍) (全書いくとよき)	父	都道府 県名	母	
(2) 氏名 年 月 日 (死産があったときの 年齢)	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)	死産第 号	
(3) 及び嫡出子か否 かの別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 不 詳	
(4) 死産があったとき 死産があったところ	□ 嫡出子	□ 嫡出でない子		
(5) 死産があったときの母の住所 (住戸別を書いて ください)	年 月 日	□ 午 前	□ 午 後	時 分
(6) 死産があったときの世帯 主な仕事と 父 母 の 職業	□ 農業	□ 工業・商業・サービス業等	□ 営業	□ 営業
□ 3企業・個人商店等 (官公庁は除く)	□ 1人から99人までの常勤労働者世帯	□ 同業の雇用者は5人ま たは1年未満の最終的雇用者は5人ま たは1から4にあつてはまらない世帯	□ 1人未満の会社団体の役員の世帯	□ 1人未満の会社団体の役員の世帯
□ 6仕事をしている者のいる世帯	□ 4,3にあつてはまらない世帯	□ 5,1から4にあつてはまらない世帯	□ 6仕事をしている者のいる世帯	□ 6仕事をしている者のいる世帯
(7) 父 母 の 職業	年…の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに死産があつた上 きだけ書いてください。)	年…の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに死産があつた上 きだけ書いてください。)	□ 母の職業	
この母の出産し た子の数	□ 父 □ 母	□ 同居者	□ 医師 □ 助産師	□ その他の立会者
届 出 人	住 所	番 地	番 地	番 地
				印

死 産 証 書 (死胎検査書)

この死産証書(死胎検査書)は、我が国の死産統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

(9) 死産兒の男女別 1 男 2 女 3 不詳		母の氏名	
死産があつたとき		平成 年 月 日	午前・午後 時 分
死産兒の体重 及び身長		グラム	センチメートル
(10) 死産兒死亡の時間 (妊娠2週以後の 自然死産に限る)		1 分娩前	2 分娩中
(11) 死産があつたところ (死産があつたところ の種別)		1 病院	2 痿病院
(12) 死産があつたところ (死産があつたところ の種別)		3 助産所	4 自宅
(13) 施設の名称		5 その他	
(14) 死産の 自然人工別		1 自然死産	2 人工死産
(15) 母体保護法による人工死産		3 母体保護法によらない人工死産	
(16) 不明		4 不明	
死産の原因 自然死産の理由又 は人工死産の理由		ア 自然死産の原因 若しくは理由又 は人工死産の理由	イ 死産の原因 母体保護法による 死産の原因
(17) 死産の原因 自然死産の原因 若しくは理由又 は人工死産の理由		ウ 死産の原因 母体保護法による 死産の原因	エ 死産の原因 母体保護法による 死産の原因
(18) 死産手術の有無 1 有 2 有		ガ 死産手術の有無 1 有 2 有	ヒ 死産手術の有無 1 有 2 有
(19) 上記のとおり証明(検査)する		説明(検査)年月日 平成 年 月 日	
(20) 1 医 師		本証明書(検査書)発行年月日 平成 年 月 日	
(21) 2 助 産 師		(病院、診療所若しくは助産師の名前及び 住所又は医師若しくは助産師の住所 (氏名))	番地 号
		印	

1欄及び1欄に隣接した手術

名と関連のある見等を中心

に書いてください。

婚姻届

受理 年月日	平成 第 号	年月日	送達 年月日	発送 年月日	郵便番号				
平成 年月日 届出長	平成 第 号	年月日	書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住 民票	通 知
(1) 夫になる人 妻になる人									
氏名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓
生年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
住所	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地
(2) (住民登録をして)世帯主の氏名	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地
本籍	番	番	番	番	番	番	番	番	番
(3) (外国人とのときは)筆頭者の氏名									
父 母	父	母	夫の妻	夫の母	夫の父	夫の夫	夫の夫	夫の夫	夫の夫
父母との続柄(他の親の姓にそむけたい)	父	母	夫の妻	夫の母	夫の父	夫の夫	夫の夫	夫の夫	夫の夫
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	口夫の氏	口妻の氏	新本籍	(左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書きなさい)	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名
同居を始めたとき	年月	年月	(結婚式をあげないときは、または、同居を始め)	番地	番地	番地	番地	番地	番地
(6) 初婚・再婚の別	□初婚	□再婚	(□別別)	□初婚	□再婚	(□離別)	□別別	年月日	年月日
同居を始める前の夫妻のそれ	夫	妻	1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯	夫	妻	1.自由業・商店業等を個人で経営している世帯	夫	妻	1.会社員
それとの世帯のおもな仕事とおもな仕事	夫	妻	2.自由業・商店業等を個人で経営している世帯	夫	妻	2.会社員	夫	妻	2.会社員
(8) 夫の職業	夫の職業	夫の職業	3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯	夫	妻	3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯	夫	妻	3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯
その他	その他	その他	4.3においてはまだない常用勤労者世帯及び会社团体の員の世帯(日々まとまつてはまらない常用勤労者世帯)	夫	妻	4.3においてはまだない常用勤労者世帯及び会社团体の員の世帯(日々まとまつてはまらない常用勤労者世帯)	夫	妻	4.3においてはまだない常用勤労者世帯及び会社团体の員の世帯(日々まとまつてはまらない常用勤労者世帯)
届出番号	印	夫	印	印	妻	印	印	印	印
事件簿番号									

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 この届けは、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。
 夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください(役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)。
 この届けは戸籍でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

署押印	年月日	署押印	年月日
住所	番地番号	住所	番地番号
本籍	番地番号	本籍	番地番号

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで名だけを書いてください。
 養父母についても同じように書いてください。
 □には、あてはまるものに□のようにしをつけてください。
 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

届けられた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

離婚届

受理年月日	平成第 送付年月日	発送年月日	平成年月日
平成年月日	届出年月日	届出年月日	届出年月日
(1) 氏名	夫...氏 姓 名	妻...氏 姓 名	
住 所	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号
本籍	世帯主の氏名	世帯主の氏名	世帯主の氏名
(2) 父母の名	夫の父 母 姓 名	妻の父 母 姓 名	夫の父 母 姓 名
離婚の種別	協議離婚 調停審判 審判	和解の認諾 請求の認諾 判決	和解の認諾 請求の認諾 判決
婚姻前の氏に もどる者の本籍	夫は... 妻は... の氏名	夫は... 妻は... の氏名	夫は... 妻は... の氏名
未成年の子の 名	夫が親権 を行ふ子 姓 名	妻が親権 を行ふ子 姓 名	夫が親権 を行ふ子 姓 名
(6) 同居の期間	年 月 か ら	年 月 ま で	(別居したとき) 番地 番 号
(7) 別居する前の 住 所			
(8) 別居する前の 仕事と 仕事と	<p>1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の雇用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から89人まで 4. 3においてはまらない他の業種の雇用労働者は5人 5. 1から4にあてはまらない他の業種の雇用労働者は6人 6. 仕事をしている者のいない世帯</p> <p>(国勢調査の年..) 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をすることを下さい</p>		
(9) 夫 妻 の 職 業	夫の職業 姓 名	妻の職業 姓 名	
その他			

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍がはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
戸籍地ではない後場に出すときは、2通または3通してください。(後場が相当と認められたときは、1通で足りることもあります。)また、そのままでは戸籍原本も必要です。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき一調停調書の原本
審判離婚のとき一審判時の原本と確定証明書
和解離婚のとき一和解調書の原本
認諾離婚のとき一認諾調書の原本
判決離婚のとき一判決書の原本と確定証明書

署押	印	印	印
生年月日	年月日	年月日	年月日
住所	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号
本籍	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

口には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしてください。

(面会交流)
□既決めをしている。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や
(養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議
で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も
優先して考えなければならぬことがあります。

□まだ決めしていない。
(養育費の分担)
□既決めをしている。
□まだ決めていない。

VII 観察対

PartVII Range for

本報告書の観察対象は、次の表に示す範囲である。

		出生	死亡
地域範囲	昭和18年以前	沖縄を含む旧内地(樺太を除く)	
	昭和22~25年	北海道、本州、四国、九州に属する地域のうち、北海道根室支庁の一部、東京都小笠原	
	昭和26~47年	昭和26年12月5日以降：鹿児島県大島郡十島村北緯29度~30度(吐噶喇列島)を含む 昭和28年12月25日以降：同村北緯29度以南(奄美群島)を含む 昭和43年6月26日以降：東京都小笠原村を含む	
	昭和48年以降	沖縄を含む。したがって、北海道、本州、四国、九州に属する地域のうち、北海道根室	
観察対象の 地域的属性	昭和18年以前	出生の場所が前掲の地域にあるもの	死亡の場所が前掲の地域にあるもの
	昭和22~24年		
	昭和25、26年		
	昭和27年以降		
観察対象の 人的範囲	昭和18年以前	出生児の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	死亡者の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの
	昭和22~57年	出生児の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの (昭和54年から、出生子と表現を変えた)	死亡者の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの
	昭和58~平成6年	出生子の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	死亡者の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの
	平成7年以降		
観察期間	大正11年以前	各年1月1日から翌年3月31日までに届け出られたもののうち1月1日~同年12月31日	
	大正12年~昭和18年	各年1月1日から翌年1月31日までに届け出られたもののうち1月1日~同年12月31日	
	昭和22年	同年1月1日から12月31日までに届け出られたもののうち同年中に事件発生のもの	
	昭和23、24年	各年1月1日から翌年4月14日までに届け出られたもののうち1月1日~同年12月31日	
	昭和25~42年		
	昭和43~45年	各年1月1日から翌年2月14日までに届け出られたもののうち1月1日~同年12月31日	
都道府県・ 市部-郡部等 の分類の基準	昭和46年以降	各年1月1日から翌年1月14日までに届け出られたもののうち1月1日~同年12月31日	
	昭和18年以前	発生地に基づき各年1月1日現在の行政区画によって分類	
	昭和22~24年		
	昭和25、26年	出生当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	死亡当時の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類
	昭和27~42年	出生当時の子の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	
	昭和43~46年	出生当時の子の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類	
	昭和47~53年	出生当時の子の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類	死亡当時の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類
	昭和54年以降	出生当時の子の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	死亡当時の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類

象の範囲

the observation

死産	婚姻	離婚
支庁、島根県竹島、鹿児島県大島郡十島村北緯30度以南、沖縄全県を除く地域		
支庁の一部、島根県竹島を除く地域		
分娩の場所が前掲の地域にあるもの	届出当時の夫の住所。なお、婚養子縁組・入婿のときは届出当時の妻の住所。裁判上の離婚は訴訟提起者の住所が前掲の地域にあるもの 結婚式をあげた場所が前掲の地域にあるもの 結婚式直前の夫の住所が前掲の地域にあるもの 届出当時の夫の住所が前掲の地域にあるもの	離婚当時の夫の住所が前掲の地域にあるもの
母親の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	夫妻双方又は夫婦のいずれか一方の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	
母親の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	夫妻双方又は夫婦のいずれか一方の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	
母親の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの 父親又は母親の本籍が北海道、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	夫妻双方又は夫婦のいずれか一方の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	
までの期間に事件発生のもの	各年1月1日から12月31までの間に届け出られたもの	
までの期間に事件発生のもの		
分娩当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫又は妻の住所に基づき各年1月1日現在の行政区画によって分類 前掲の観察対象の地域的属性による挙式の場所に基づき各年1月1日現在の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫又は妻の住所により届出当時の行政区画によって分類
分娩当時の母親の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫の住所により届出当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫妻の別居する前の住所により届出当時の行政区画によって分類
分娩当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類		

VIII 死因分類表

Part VIII Lists of causes of death for Japan

1 沿革

我が国の死因分類の歴史は長く、明治8年(1875年)には解剖学的な11項目の分類である日本最初の死因分類が制定されている。国際的には、明治26年(1893年)に国際統計協会の会議で採択された国際死因リストについて、明治33年(1900年)に国際死因リストの改訂に関する第1回国際会議が開催され、ここで第1回改訂国際疾病分類(ICD)が採択されて10年周期の改訂が望ましいことが確認された。我が国は同年、この第1回改訂のICDを採用し、以来、日本の死因統計について国際的な分類を尊重しながら適切な適用に努めてきている。

戸籍法の制定により人口動態統計が整備された明治32年以降の死因分類の推移を示すと、次表のとおりである。

国際疾病傷害死因分類の推移

(参考)

国際疾病、死因分類改訂国際会議	所轄機関			我が国の適用対象となった年次		
	国	際	日	本		
第1回 1900年	国際統計協会		内閣統計局		明治	32年～ 41年 (1899年～1908年)
2 1909	国際統計協会		内閣統計局		明治	42年～大正11年 (1909年～1922年)
3 1920	国際統計協会		内閣統計局		大正	12年～昭和 7年 (1923年～1932年)
4 1929	国際統計協会国際連盟		内閣統計局		昭和	8年～ 18年 (1933年～1943年)
5 1938	国際統計協会国際連盟		厚生省予防局衛生統計部		昭和	21年～ 24年 (1946年～1949年)
6 1948	世界保健機関 (WHO)		厚生省統計調査部		昭和	25年～ 32年 (1950年～1957年)
7 1955	世界保健機関 (WHO)		厚生省統計調査部		昭和	33年～ 42年 (1958年～1967年)
8 1965	世界保健機関 (WHO)		厚生省統計調査部		昭和	43年～ 53年 (1968年～1978年)
9 1975	世界保健機関 (WHO)		厚生省統計情報部		昭和	54年～平成 6年 (1979年～1994年)
10 1989	世界保健機関 (WHO)		厚生省統計情報部		平成	7年～ 17年 (1995年～2005年)
10 2003	世界保健機関 (WHO)		厚生労働省統計情報部		平成	18年～ 28年 (2006年～2016年)
10 2013	世界保健機関 (WHO)		厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策担当)		平成	29年～ (2017年～)

平成7年(1995年)から我が国が適用した死因分類は、平成2年(1990年)に世界保健機関(以下「WHO」という。)の第43回世界保健総会において採択され、平成5年(1993年)からの使用を加盟各国に勧告された「第10回改訂疾病および関連保健問題の国際統計分類」(ICD-10)の「国際疾病、傷害及び死因統計分類」を基本とし、それに日本で独自に使用する細分類項目を加えた「疾病、傷害及び死因の統計分類」の基本分類表(以下「日本分類」という。)及び日本分類を集約した死因分類表(平成6年10月12日総務庁告示第75号)を使用していた。

平成18年(2006年)から「ICD-10(2003年版)」に準拠した日本分類及び死因分類表(平成17年10月7日総務省告示第1147号)、平成29年(2017年)から「ICD-10(2013年版)」に準拠した日本分類及び死因分類表(平成27年2月13日総務省告示第35号)を使用している。

2 「原死因」と死因の選択

死因統計は死亡診断書に基づき作成するが、死亡に関与した全ての事項が死亡診断書に記載されるように、昭和42年(1967年)の第20回世界保健総会において、死亡診断書に記載する死因は「死亡を引き起こしたか、その一因となった全ての疾病、病態または損傷、及びこれらの損傷を引き起こした事故または暴力の状況」と定義された。これに先立ち昭和23年(1948年)の第6回国際会議においては、一次製表のための死因は原死因とするべきであるということが合意されている。

WHOは、「死亡の防止という観点からは、病的事象の連鎖をある時点で切るか、ある時点で疾病を治すことが重要である。また、最も効果的な公衆衛生の目的は、その活動によって原因を防止することである。」として、この目的のために原死因を次のように定義した。

- ① 直接に死亡を引き起こした一連の事象の起因となった疾病若しくは損傷
- ② 致命傷を負わせた事故若しくは暴力の状況

また、原死因を選択するために、WHOは死亡診断書の国際様式及び原死因選択手順を定め加盟各国に勧告しており、我が国もこれを基本としている。

原死因選択手順には原死因選択のための複雑なルールが規定されているが、我が国は医師の作成した一枚一枚の死亡診断書の記載状況に従ってこの原死因選択手順を適用して、最終的に統計として表章する原死因を選択し決定している。

死亡診断書の様式においては、死亡の原因を記載する欄がⅠ欄とⅡ欄に分かれており、Ⅰ欄には直接死因のみならず、その原因となった一連の病態についても記載し、Ⅱ欄には、死亡に寄与したその他の重要な病態を記載することとなっている。

死亡診断書に死因となる傷病名が一つだけ記載されている場合には、その傷病名の属する分類が原死因となりうるが、同じ傷病名が記載されていても年齢や性別、先天性か否かなど多くの条件や手術・解剖欄などの記載状況によって属する分類が変化するため、死亡診断書全体の記載状況を把握して原死因を決定する。

死亡診断書に二つ以上の傷病名が記載されている場合には、統計表章のためにただ一つの原死因を選択しなければならない。死亡診断書のⅠ欄の一番上に直接死因の傷病名が記載され、その下欄に原因となった傷病名が因果関係の順番に正しく記載されている場合は、Ⅰ欄の最下欄に記載された疾病又は損傷の属する分類が原死因と考えられる。しかし死亡の状況は死者によって異なるため、診断書の記載状況は多様であり、原死因の選択にあたっては、傷病名の組み合わせ、記載された位置や欄、合併症や手術・解剖の記載及び死亡の場所や死亡の状況等の全ての記載事項を確認した上で、それぞれの状況に該当する原死因選択手順を判断・適用し、最終的な原死因を決定している。

WHOは、周産期死亡についても用語の定義、死亡診断書の様式、原死因選択基準を定めるほか、児側病態・母側病態の主要な疾病又は病態の解析のためのクロス表の作成を勧告しており、我が国はWHOの勧告する周産期死亡診断書の様式は採用していないものの、この様式に盛り込まれた項目の多くを死亡診断書及び死産証書の様式に加えることにより、勧告されたクロス表を作成している。

死産の原因については、ICD-10採用時から児側病態と母側病態を一体としてとらえて原死因を選択することとした。また、児側病態・母側病態からそれぞれ原死因を選び両者のクロス表を作成している。

原死因の選択及び死因分類等の詳細については、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」の第1巻、第2巻、第3巻を参照されたい。

3 分類表

人口動態死因統計分類基本分類表(以下「死因基本分類表」という。)を基にした、それぞれの目的に応じて使用するための分類表等は次のとおりである。これらの分類表等は、「ICD-10(2013年版)準拠」(平成29年1月)の適用に伴い改正されている。この改正では、分類符号や死因選択方法の変更があり、平成28年以前との単純な比較はできないので注意されたい。

(1) 死因基本分類表

人口動態統計で使用する死因基本分類表は、日本分類に更に人口動態統計用としての細分類項目を加えたものである。

日本分類として国際分類に追加した細分類項目は、5桁目にアルファベットの小文字で表示し、人口動態統計用として追加した細分類項目は、4桁目は数字で、5桁目はアルファベットの大文字で表示することとしている。

分類詳細は、e-Stat「分類表」(平成28年までは報告書 下巻)に掲載している。

(2) 死因分類表（以下「死因簡単分類表」という。）

我が国の死因構造を全体的に概観することを目的とし、死因基本分類表をもとに、WHOの死亡製表用リストを参考にして作成した分類表である。

分類項目は、死亡数が一定数以上認められるもの、死亡数は少ないが国民、研究者等にとって関心の高いものをこれまでとの連続性等も考慮しつつ選定した。分類項目には5桁の分類番号を設定し、最初の2桁をICD-10の章構成に合わせ、3桁目をいくつかの項目を統合した中間分類とし、最後の2桁は整理番号とした。

分類詳細は、e-Stat「分類表」「過去の分類表」「年次推移」(平成28年までは報告書 上巻「参考表」及び下巻)に掲載している。

(3) 選択死因分類表

社会的に関心の強い死因について、死因簡単分類表から選択したものであり、ICD-9との連続性についても配慮した。

分類項目の選定は、死因簡単分類表で死亡数の多い上位15の疾病を参考とし、更に、悪性新生物＜腫瘍＞、心疾患、脳血管疾患及び不慮の事故については社会的重要性から細分化している。細分化の基準としては、悪性新生物＜腫瘍＞では、部位別死亡順位の上位10程度の部位と健康増進事業において「がん検診」が実施されている部位、心疾患、脳血管疾患及び不慮の事故では死亡数が一定数以上の疾病、事故を選定した。

また、結核は社会的に関心が高いので加えることとした。

分類詳細は、e-Stat「分類表」(平成28年までは報告書 上巻「参考表」及び下巻)に掲載している。

(4) 死因年次推移分類表

年次ごとの死因の動向を観察することを主目的とした分類表であり、明治32年以降の主要な死因の動向を踏まえ、ICD-9の主要死因について一部見直しを行った。

分類詳細は、e-Stat「分類表」を参照されたい。(平成28年までの報告書 上巻「参考表」)に掲載している。

(5) 乳児死因分類表（以下「乳児死因簡単分類表」という。）

WHOの勧告では、5歳までの小児死因分類表の作成が勧告されている。我が国では、5歳までの死亡に占める乳児死亡割合が高く、医学的・行政的にも乳児死亡への対策が重視されているので、乳児死亡のみを対象とした分類表とした。

分類項目の選定は、死因簡単分類表と同様の考え方で行ったが、乳児死亡の特徴も考慮し、「悪性新生物＜腫瘍＞」等を簡略化し、「周産期に発生した病態」及び「先天奇形、変形及び染色体異常」を詳細に分類し、更に喘息や乳幼児突然死症候群を加えた。

分類詳細は、e-Stat「分類表」「年次推移」を参照されたい。（平成28年までの報告書 上巻「参考表」及び下巻）に掲載している。

(6) 感染症分類表

平成7年（1995年）に適用したWHOの「ICD-10（1990年版）」の死亡製表用リストから、感染症による死亡数の割合が少ない状況が続いたため、時代に適合するよう、一部の感染症の表記が削除されたことをうけ、我が国においても同様に死因簡単分類から削除したが、感染症に関する状況を把握する必要があったことから、同年、新たに追加した分類である。

分類項目の選定に当たっては、法的に届出等が義務づけられていること、保健衛生面において対応が必要な疾患の動向を把握すること、国際比較を容易にすること等に配慮した。

なお、平成11年以降の分類名は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、感染症法施行令（平成10年政令第420号）及び感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）並びに「結核予防法」（昭和26年法律第96号）に準じた疾病名であるため、必ずしもICD-10とは一致していない。

また、平成11、15、19、20、24、25、27、28、29年に感染症法等の改正に伴い分類を変更、平成18年に「ICD-10（2003年版）準拠」、平成29年に「ICD-10（2013年版）準拠」の適用に伴い分類を変更した。

分類詳細は、e-Stat「分類表」「過去の分類表」「年次推移」を参照されたい。（平成28年までの報告書 上巻「参考表」及び下巻）に掲載している。

(7) 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

死因簡単分類表及び乳児死因簡単分類表から主要な死因を選択した。

分類詳細は、e-Stat「分類表」「過去の分類表」（平成28年までは報告書 上巻「参考表」）に掲載している。

(8) 周産期死亡及び死産の分類

周産期死亡及び死産の原因は、ICD-10からは児側病態と母側病態を一体としてとらえ、原死因を一つ選択することとした。また、ICD-9と同様に児側、母側の関連分析もできるように児側病態と母側病態からそれぞれの原因を一つずつ選択し、両者によるクロス製表も行うこととした。

周産期死亡及び死産の分類は、独自の分類表が設けられていないため、ICD-9以降、死因基本分類表を使用している。

母側病態：死因基本分類表のP00-P04、P99（母体に原因なし）

児側病態：上記以外の基本分類コードを使用するが、「X VI章 周産期に発生した病態」、「X VII章 先天奇形、変形及び染色体異常」にその大部分が含まれる。

4 死因年次推移分類の変遷

本報告書の記述に、結核、悪性新生物＜腫瘍＞、脳血管疾患などを主要死因として解析しているが、その場合の

	Hi01 結核		Hi02 悪性新生物＜腫瘍＞		Hi03 糖尿病		Hi04 高血圧性疾患		Hi05 心疾患 (高血圧性を除く)		Hi06 脳血管疾患		Hi07 肺炎		Hi08 慢性気管支炎及び肺気腫	
	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
(第1回) 明治32年～39年 (1899～1906)	•	12-15 *44	•	17-18 *44	•	•	•	•	•	24 *44	•	21	•	27	•	•
明治40年～41年 (1907～1908)	•	13-16 *51	•	20-21 *51	•	•	•	•	•	29 *51	•	26	•	32	•	•
(第2回) 明治42年～大正11年 (1909～1922)	25-32	13-16	40-48 58	21-22 *26	55	25	•	•	83-85 86	33 *34	71-73	30 *32	97-98	37	•	•
(第3回) 大正12年～昭和7年 (1923～1932)	31-37	13-15	43-49 65	16 *37	57	37の再掲	•	•	87-90	19 *37	74-75 83	18 *37	100-101	22	99(口) 106	*21 *23
(第4回) 昭和8年～18年 (1933～1943)	23-32	11-12	45-53 72	18 *27	59	22	•	•	90-95	38-43	82	32	107-109	48	106(口) 113	*47 *50
(第5回) 昭和21年～24年 (1946～1949)	13-22	•	45-55 74	•	61	•	•	•	90-95	•	83	•	107-109	•	106.b 113	•
(第6回) 昭和25年～32年 (1950～1957)	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43.a	502 **527	•
(第7回) 昭和33年～42年 (1958～1967)	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43.a	502 **527	•
(第8回) 昭和43年～53年 (1968～1978)	010-019	B5-B6	140-209	B19	250	B21	400-404	B27	393-398 410-429	B26 B28-B29	430-438	B30	480-486	B32	491-492	*B33.a B33.b
(第9回) 昭和54年～平成6年 (1979～1994)	010-018	5-6	140-208	28-37	250	39	401-405	48-49	393-398 410-429	46 51-52 54-56	430-438	58-60	480-486	63	491-492	*66-67
(第10回) 平成7年～平成28年 (1995～2016)	A15-A19	01200	C00-C97	02100	E10-E14	04100	I10-I13	09100	I01-I02.0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400
平成29年～ (2017～)	A15-A19	01200	C00-C96	02100	E10-E14	04100	I10-I15	09100	I01-I02.0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400

注：1)死因名は第10回分類による。なお、表頭の分類の名称、小分類、中分類は、第10回分類の死因基本分類表、死因簡単分類表に対応する。

2) *印はこの番号の一部であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上していない。

3) **印はこの番号の大部分であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上した。

4) •印は分類は存在するが、死因統計には用いていない。

5) 明治32年～39年及び明治40年～41年は同じ分類を使用しているが、分類番号が異なるのは、再掲を組み入れて通し番号にしたためである。

6) 結核について

- (1) 明治41年以前は、るいれきを含まない。
- (2) 昭和54年以降は、後遺症及び原因の記載のない滲出性胸膜炎を含まない。
- (3) 平成7年以降は、結核を伴うじん肺(J65)を含まない。

7) 悪性新生物＜腫瘍＞について

- (1) 明治41年以前は、白血病及び仮性白血病を含まない。
- (2) 平成29年以降は、独立した(原発性)多部位の悪性新生物＜腫瘍＞(C97)を含まない。

8) 高血圧性疾患について

- (1) 平成29年以降は、二次性＜続発性＞高血圧(症)(I15-)を含む。

主要死因を、それぞれの年次の死因分類番号で示すと、次のとおりである。

Hi09 喘 息		Hi10 胃潰瘍 及び十二指腸潰瘍		Hi11 肝 疾 患		Hi12 腎 不 全		Hi13 老 衰		Hi14 不慮の事故		Hi15(再掲) 交通事故		Hi16 自 殺	
小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
•	•	•	•	•	•	•	•	39	•	40 **42 43 47 **49 50	•	•	•	•	41
•	•	•	•	•	•	•	•	46	•	•	•	•	•	•	48
102	*38	108	*39	118.120	45.*46	•	•	161	56	64-66.160 170-179 180-197	*27 *55 58	•	•	162-169	57
105	*23	111	*24	120-122 124	28.*37	•	•	164	34	67-68.163 175-189 192-196	*37 *33 **35	•	•	165-174	36
112	*50	117	51	124-125	56-57	•	•	162 (再掲を除く)	*78	76-77 176-195	29 81-82	•	•	163-171	79
112	•	117	•	124-125	•	•	•	162.b	•	78-79 169-195	•	169-173	•	163-164	•
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46.e	•	•	794	B45.a	E800-E965	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48.a	E970-E979	BE49
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46.e	•	•	794	B45.a	E800-E962	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48.a	E963 E970-E979	BE49
493	B33.c	531-533	B34	570-573	B37 B46.f	•	•	794	B45.a	E800-E949	BE47- BE48	E800-E807 E810-E823 E825-E845	BE47 BE48.a	E950-E959	BE49
493	68	531-533	69	570-573	73-74	584-586	•	797	88	E800-E949	E104- E114	E800-E807 E810-E848	E104-E105	E950-E959	E115
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200

注：9)心疾患について

- (1)明治41年以前は、狭心症を含まない。
- (2)昭和54年以降は、心臓麻痺、心臓衰弱を含む。
- (3)平成7年以降は、心臓併発症を伴うリウマチ熱(I01)・心臓併発症を伴うリウマチ性舞蹈病(I02.0)を含み、肺塞栓症(I26)・その他の肺血管の疾患(I28)を含まない。

10)脳血管疾患について

- (1)昭和25年は、B22にB46.b(352の一部、すなわちB22の後遺症及び1年以上経過したもの)を含めること。
- (2)平成7年以降は、脳動静脈奇形の破裂(I60.8の一部)を含み、一過性脳虚血(G45)を含まない。

11)腎不全について

- (1)平成7年以降は、先天性腎不全(P96.0)を含まない。

12)老衰について

- (1)昭和7年以前は、老衰性痴呆を含む。

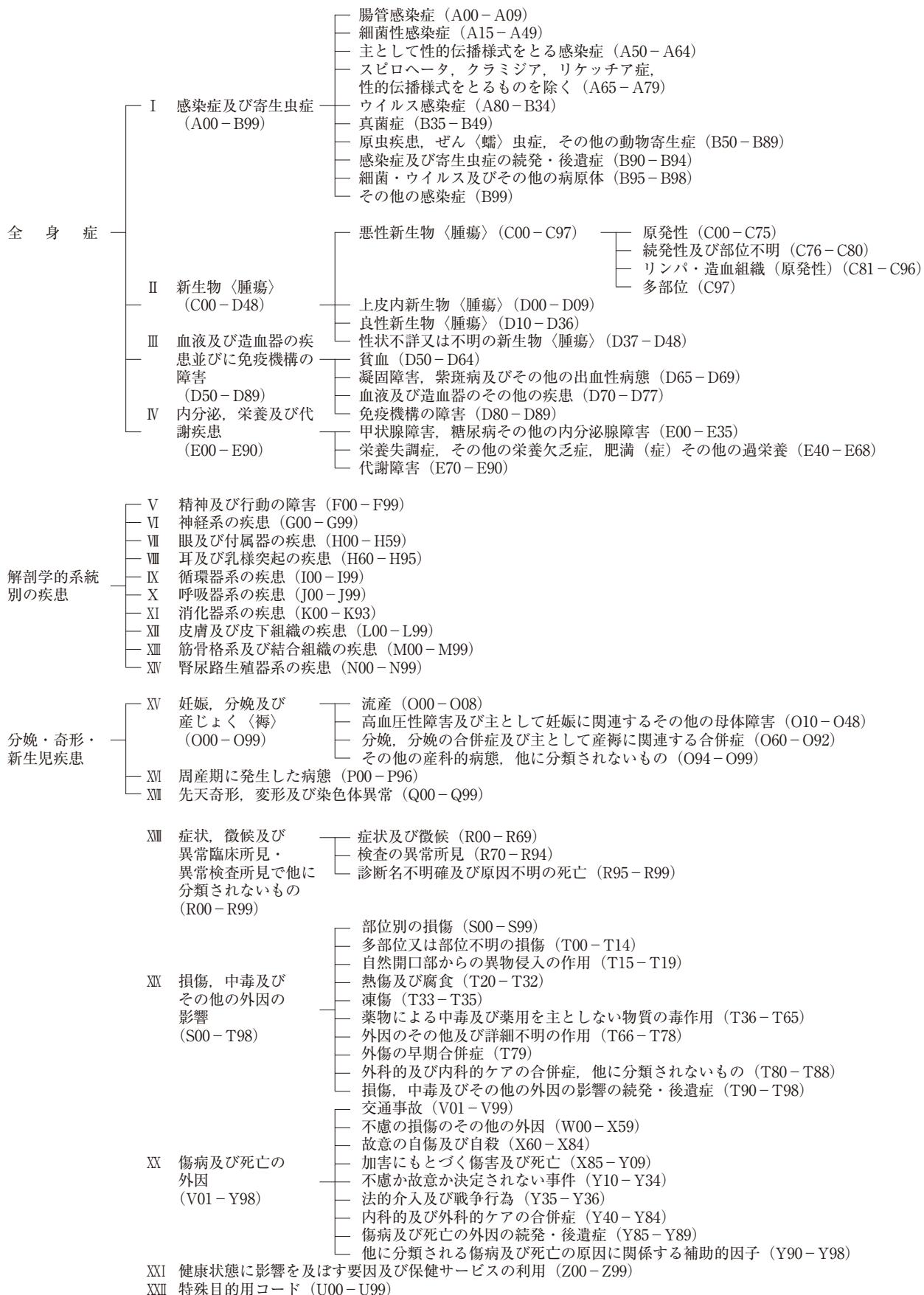
13)不慮の事故について

- (1)昭和24年以前は、アルコール中毒を含まない。
- (2)平成7年以降は、後遺症(Y86)を含まない。

14)自殺について

- (1)平成7年以降は、後遺症(Y87.0)を含まない。

疾病、傷害及び死因統計分類の分類体系



注：第XXI章は人口動態統計には用いない。

5 各種分類表の新旧（平成29年と平成28年まで）比較・対照表

表1 死因簡単分類の新旧比較表

新			旧		
死因簡単分類コード	分類名	死因基本分類コード	死因簡単分類コード	分類名	死因基本分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00～B99	01000	感染症及び寄生虫症	A00～B99
01100	腸管感染症	A00～A09	01100	腸管感染症	A00～A09
01200	結核	A15～A19	01200	結核	A15～A19
01201	呼吸器結核	A15～A16	01201	呼吸器結核	A15～A16
01202	その他の結核	A17～A19	01202	その他の結核	A17～A19
01300	敗血症	A40～A41	01300	敗血症	A40～A41
01400	ウイルス性肝炎	B15～B19	01400	ウイルス肝炎	B15～B19
01401	B型ウイルス性肝炎	B16～B17.0, B18.0～B18.1	01401	B型ウイルス肝炎	B16～B17.0, B18.0～B18.1
01402	C型ウイルス性肝炎	B17.1, B18.2	01402	C型ウイルス肝炎	B17.1, B18.2
01403	その他のウイルス性肝炎	B15～B19の残り	01403	その他のウイルス肝炎	B15～B19の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス【HIV】病	B20～B24	01500	ヒト免疫不全ウイルス【HIV】病	B20～B24
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00～B99の残り	01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00～B99の残り
02000	新生物＜腫瘍＞	C00～D48	02000	新生物	C00～D48
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C96	02100	悪性新生物	C00～C97
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14	02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00～C14
02102	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	C15	02102	食道の悪性新生物	C15
02103	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	C16	02103	胃の悪性新生物	C16
02104	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C18	02104	結腸の悪性新生物	C18
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C19～C20	02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	C19～C20
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	C22	02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物	C22
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	C23～C24	02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	C23～C24
02108	脾の悪性新生物＜腫瘍＞	C25	02108	脾の悪性新生物	C25
02109	喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C32	02109	喉頭の悪性新生物	C32
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	C33～C34	02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物	C33～C34
02111	皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44	02111	皮膚の悪性新生物	C43～C44
02112	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50	02112	乳房の悪性新生物	C50
02113	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	C53～C55	02113	子宮の悪性新生物	C53～C55
02114	卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	C56	02114	卵巣の悪性新生物	C56
02115	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C61	02115	前立腺の悪性新生物	C61
02116	膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	C67	02116	膀胱の悪性新生物	C67
02117	中枢神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	C70～C72, C75.1～C75.3	02117	中枢神経系の悪性新生物	C70～C72, C75.1～C75.3
02118	悪性リンパ腫	C81～C86	02118	悪性リンパ腫	C81～C85
02119	白血病	C91～C95	02119	白血病	C91～C95
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び 関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C88～C90, C96	02120	その他のリンパ組織、造血組織及び 関連組織の悪性新生物	C88～C90, C96
02121	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C96の残り	02121	その他の悪性新生物	C00～C97の残り
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	D00～D48	02200	その他の新生物	D00～D48
02201	中枢神経系のその他の新生物＜腫瘍＞	D32～D33, D35.2～D35.4, D42～D43, D44.3～D44.5	02201	中枢神経系のその他の新生物	D32～D33, D35.2～D35.4, D42～D43, D44.3～D44.5
02202	中枢神経系を除くその他の新生物＜腫瘍＞	D00～D48の残り	02202	中枢神経系を除くその他の新生物	D00～D48の残り
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50～D89	03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50～D89
03100	貧血	D50～D64	03100	貧血	D50～D64
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65～D89	03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65～D89
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	E00～E88	04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	E00～E88
04100	糖尿病	E10～E14	04100	糖尿病	E10～E14
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	E00～E88の残り	04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	E00～E88の残り
05000	精神及び行動の障害	F01～F99	05000	精神及び行動の障害	F01～F99
05100	血管性及び詳細不明の認知症	F01～F03	05100	血管性及び詳細不明の認知症	F01～F03
05200	その他の精神及び行動の障害	F01～F99の残り	05200	その他の精神及び行動の障害	F04～F99
06000	神経系の疾患	G00～G98	06000	神経系の疾患	G00～G98
06100	髄膜炎	G00～G03	06100	髄膜炎	G00～G03
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12	06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12
06300	バーキンソン病	G20	06300	バーキンソン病	G20
06400	アルツハイマー病	G30	06400	アルツハイマー病	G30
06500	その他の神経系の疾患	G00～G98の残り	06500	その他の神経系の疾患	G00～G98の残り
07000	眼及び付属器の疾患	H00～H57	07000	眼及び付属器の疾患	H00～H57
08000	耳及び乳様突起の疾患	H60～H93	08000	耳及び乳様突起の疾患	H60～H93
09000	循環器系の疾患	I00～I99	09000	循環器系の疾患	I00～I99
09100	高血圧性疾患	I10～I15	09100	高血圧性疾患	I10～I13
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I11, I13	09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I11, I13
09102	その他の高血圧性疾患	I10, I12, I15	09102	その他の高血圧性疾患	I10, I12
09200	心疾患（高血圧性を除く）	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51	09200	心疾患（高血圧性を除く）	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
09201	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09	09201	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
09202	急性心筋梗塞	I21～I22	09202	急性心筋梗塞	I21～I22
09203	その他の虚血性心疾患	I20, I24～I25	09203	その他の虚血性心疾患	I20, I24～I25
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	I34～I38	09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	I34～I38
09205	心筋症	I42	09205	心筋症	I42
09206	不整脈及び伝導障害	I44～I49	09206	不整脈及び伝導障害	I44～I49
09207	心不全	I50	09207	心不全	I50
09208	その他の心疾患	I01～I02.0, I27, I30～I33, I40, I51	09208	その他の心疾患	I01～I02.0, I27, I30～I33, I40, I51

注：1)これらの分類を精神保健の分野で使用する場合は、「精神及び行動の障害」を「精神疾患」と読み替えて使用することができる。

2)星印分類項目及び原死因に使用しないコードは、除いている。

3)下線は変更箇所。

新			旧		
死因簡単分類コード	分類名	死因基本分類コード	死因簡単分類コード	分類名	死因基本分類コード
09300	脳血管疾患	I60~I69	09300	脳血管疾患	I60~I69
09301	くも膜下出血	I60, I69.0	09301	くも膜下出血	I60, I69.0
09302	脳内出血	I61, I69.1	09302	脳内出血	I61, I69.1
09303	脳梗塞	I63, I69.3	09303	脳梗塞	I63, I69.3
09304	その他の脳血管疾患	I60~I69の残り	09304	その他の脳血管疾患	I60~I69の残り
09400	大動脈瘤及び解離	I71	09400	大動脈瘤及び解離	I71
09500	その他の循環器系の疾患	I00~I99の残り	09500	その他の循環器系の疾患	I00~I99の残り
10000	呼吸器系の疾患	J00~J98	10000	呼吸器系の疾患	J00~J98
10100	インフルエンザ	J09~J11	10100	インフルエンザ	J10~J11
10200	肺炎	J12~J18	10200	肺炎	J12~J18
10300	急性気管支炎	J20	10300	急性気管支炎	J20
10400	慢性閉塞性肺疾患	J41~J44	10400	慢性閉塞性肺疾患	J41~J44
10500	喘息	J45~J46	10500	喘息	J45~J46
10600	その他の呼吸器系の疾患	J00~J98の残り	10600	その他の呼吸器系の疾患	J00~J98の残り
10601	誤嚥性肺炎	J69			
10602	間質性肺疾患	J84			
10603	その他の呼吸器系の疾患	J00~J98の残り (J69,J84を除く)			
11000	消化器系の疾患	K00~K92	11000	消化器系の疾患	K00~K92
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25~K27	11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25~K27
11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40~K46, K56	11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40~K46, K56
11300	肝疾患	K70~K76	11300	肝疾患	K70~K76
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	K74.3~K74.6	11301	肝硬変（アルコール性を除く）	K74.3~K74.6
11302	その他の肝疾患	K70~K76の残り	11302	その他の肝疾患	K70~K76の残り
11400	その他の消化器系の疾患	K90~K92の残り	11400	その他の消化器系の疾患	K90~K92の残り
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00~L98	12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00~L98
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00~M99	13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00~M99
14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98	14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	N00~N15	14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	N00~N15
14200	腎不全	N17~N19	14200	腎不全	N17~N19
14201	急性腎不全	N17	14201	急性腎不全	N17
14202	慢性腎臓病	N18	14202	慢性腎不全	N18
14203	詳細不明の腎不全	N19	14203	詳細不明の腎不全	N19
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98の残り	14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98の残り
15000	妊娠、分娩及び産じょく	O00~O99	15000	妊娠、分娩及び産じょく	O00~O99
16000	周産期に発生した病態	P00~P96	16000	周産期に発生した病態	P00~P96
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05~P08	16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05~P08
16200	出産外傷	P10~P15	16200	出産外傷	P10~P15
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20~P29	16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20~P29
16400	周産期に特異的な感染症	P35~P39	16400	周産期に特異的な感染症	P35~P39
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50~P61	16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50~P61
16600	その他の周産期に発生した病態	P00~P96の残り	16600	その他の周産期に発生した病態	P00~P96の残り
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00~Q99	17000	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00~Q99
17100	神経系の先天奇形	Q00~Q07	17100	神経系の先天奇形	Q00~Q07
17200	循環器系の先天奇形	Q20~Q28	17200	循環器系の先天奇形	Q20~Q28
17201	心臓の先天奇形	Q20~Q24	17201	心臓の先天奇形	Q20~Q24
17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25~Q28	17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25~Q28
17300	消化器系の先天奇形	Q35~Q45	17300	消化器系の先天奇形	Q35~Q45
17400	その他の先天奇形及び変形	Q00~Q89の残り	17400	その他の先天奇形及び変形	Q00~Q89の残り
17500	染色体異常、他に分類されないもの	Q90~Q99	17500	染色体異常、他に分類されないもの	Q90~Q99
18000	症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00~R99	18000	症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00~R99
18100	老衰	R54	18100	老衰	R54
18200	乳幼児突然死症候群	R95	18200	乳幼児突然死症候群	R95
18300	その他の症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00~R99の残り	18300	その他の症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00~R99の残り
20000	傷病及び死亡の外因	V01~Y89	20000	傷病及び死亡の外因	V01~Y89
20100	不慮の事故	V01~X59	20100	不慮の事故	V01~X59
20101	交通事故	V01~V98	20101	交通事故	V01~V98
20102	転倒・転落・墜落	W00~W17	20102	転倒・転落	W00~W17
20103	不慮の溺死及び溺水	W65~W74	20103	不慮の溺死及び溺水	W65~W74
20104	不慮の窒息	W75~W84	20104	不慮の窒息	W75~W84
20105	煙、火及び火炎への曝露	X00~X09	20105	煙、火及び火炎への曝露	X00~X09
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40~X49	20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40~X49
20107	その他の不慮の事故	W00~X59の残り	20107	その他の不慮の事故	W00~X59の残り
20200	自殺	X60~X84	20200	自殺	X60~X84
20300	他殺	X85~Y09	20300	他殺	X85~Y09
20400	その他の外因	Y10~Y89	20400	その他の外因	Y10~Y89
22000	特殊目的用コード	U00~U49	22000	特殊目的用コード	U04
22100	重症急性呼吸器症候群〔S A R S〕	U04	22100	重症急性呼吸器症候群〔S A R S〕	U04
22200	その他の特殊目的用コード	U00~U49の残り			

表2 選択死因分類の新旧対照表

新				旧			
選択死因分類コード	分類名	死因簡単分類コード	死因基本分類コード	選択死因分類コード	分類名	死因簡単分類コード	死因基本分類コード
Se01	結核	01200	A15~A19	Se01	結核	01200	A15~A19
Se02	悪性新生物<腫瘍> (再掲)	02100	C00~C96	Se02	悪性新生物 (再掲)	02100	C00~C97
Se03	食道の悪性新生物<腫瘍>	02102	C15	Se03	食道の悪性新生物	02102	C15
Se04	胃の悪性新生物<腫瘍>	02103	C16	Se04	胃の悪性新生物	02103	C16
Se05	結腸の悪性新生物<腫瘍>	02104	C18	Se05	結腸の悪性新生物	02104	C18
Se06	直腸 S 状結腸移行部及び直腸の 悪性新生物<腫瘍>	02105	C19~C20	Se06	直腸 S 状結腸移行部及び直腸の 悪性新生物	02105	C19~C20
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	02106	C22	Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物	02106	C22
Se08	胆のう及びその他の胆道の 悪性新生物<腫瘍>	02107	C23~C24	Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	02107	C23~C24
Se09	脾の悪性新生物<腫瘍>	02108	C25	Se09	脾の悪性新生物	02108	C25
Se10	気管、気管支及び肺の 悪性新生物<腫瘍>	02110	C33~C34	Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物	02110	C33~C34
Se11	乳房の悪性新生物<腫瘍>	02112	C50	Se11	乳房の悪性新生物	02112	C50
Se12	子宮の悪性新生物<腫瘍>	02113	C53~C55	Se12	子宮の悪性新生物	02113	C53~C55
Se13	白血病	02119	C91~C95	Se13	白血病	02119	C91~C95
Se14	糖尿病	04100	E10~E14	Se14	糖尿病	04100	E10~E14
Se15	高血圧性疾患	09100	I10~I15	Se15	高血圧性疾患	09100	I10~I13
Se16	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01~I02.0, I05~I09, I20~I25, I27, I30~I51	Se16	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01~I02.0, I05~I09, I20~I25, I27, I30~I51
	(再掲)				(再掲)		
Se17	急性心筋梗塞	09202	I21~I22	Se17	急性心筋梗塞	09202	I21~I22
Se18	その他の虚血性心疾患	09203	I20, I24~I25	Se18	その他の虚血性心疾患	09203	I20, I24~I25
Se19	不整脈及び伝導障害	09206	I44~I49	Se19	不整脈及び伝導障害	09206	I44~I49
Se20	心不全	09207	I50	Se20	心不全	09207	I50
Se21	脳血管疾患	09300	I60~I69	Se21	脳血管疾患	09300	I60~I69
	(再掲)				(再掲)		
Se22	くも膜下出血	09301	I60, I69.0	Se22	くも膜下出血	09301	I60, I69.0
Se23	脳内出血	09302	I61, I69.1	Se23	脳内出血	09302	I61, I69.1
Se24	脳梗塞	09303	I63, I69.3	Se24	脳梗塞	09303	I63, I69.3
Se25	大動脈瘤及び解離	09400	I71	Se25	大動脈瘤及び解離	09400	I71
Se26	肺炎	10200	J12~J18	Se26	肺炎	10200	J12~J18
Se27	慢性閉塞性肺疾患	10400	J41~J44	Se27	慢性閉塞性肺疾患	10400	J41~J44
Se28	喘息	10500	J45~J46	Se28	喘息	10500	J45~J46
Se29	肝疾患	11300	K70~K76	Se29	肝疾患	11300	K70~K76
Se30	腎不全	14200	N17~N19	Se30	腎不全	14200	N17~N19
Se31	老衰	18100	R54	Se31	老衰	18100	R54
Se32	不慮の事故	20100	V01~X59	Se32	不慮の事故	20100	V01~X59
	(再掲)				(再掲)		
Se33	交通事故	20101	V01~V98	Se33	交通事故	20101	V01~V98
Se34	自殺	20200	X60~X84	Se34	自殺	20200	X60~X84

注：下線は変更箇所

表3 死因年次推移分類と死因簡単分類及び死因基本分類の新旧対照表

新				旧			
死因年次 推移分類 コード	分類名	死因簡単 分類 コード	死因基本 分類コード	死因年次 推移分類 コード	分類名	死因簡単 分類 コード	死因基本 分類コード
Hi01	結核	01200	A15～A19	Hi01	結核	01200	A15～A19
Hi02	悪性新生物<腫瘍>	02100	C00～C96	Hi02	悪性新生物	02100	C00～C97
Hi03	糖尿病	04100	E10～E14	Hi03	糖尿病	04100	E10～E14
Hi04	高血圧性疾患	09100	I10～I15	Hi04	高血圧性疾患	09100	I10～I13
Hi05	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51	Hi05	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
Hi06	脳血管疾患	09300	I60～I69	Hi06	脳血管疾患	09300	I60～I69
Hi07	肺炎	10200	J12～J18	Hi07	肺炎	10200	J12～J18
Hi08	慢性気管支炎及び肺気腫		J41～J43	Hi08	慢性気管支炎及び肺気腫		J41～J43
Hi09	喘息	10500	J45～J46	Hi09	喘息	10500	J45～J46
Hi10	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	K25～K27	Hi10	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	K25～K27
Hi11	肝疾患	11300	K70～K76	Hi11	肝疾患	11300	K70～K76
Hi12	腎不全	14200	N17～N19	Hi12	腎不全	14200	N17～N19
Hi13	老衰	18100	R54	Hi13	老衰	18100	R54
Hi14	不慮の事故 (再掲)	20100	V01～X59	Hi14	不慮の事故 (再掲)	20100	V01～X59
Hi15	交通事故	20101	V01～V98	Hi15	交通事故	20101	V01～V98
Hi16	自殺	20200	X60～X84	Hi16	自殺	20200	X60～X84

注：下線は変更箇所

表4 乳児死因簡単分類の新旧対照表

新				旧			
乳児死因 簡単分類 コード	分類名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード	乳児死因 簡単分類 コード	分類名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード
Ba01	腸管感染症	01100	A00～A09	Ba01	腸管感染症	01100	A00～A09
Ba02	敗血症	01300	A40～A41	Ba02	敗血症	01300	A40～A41
Ba03	麻疹	01600の一部	B05	Ba03	麻疹	01600の一部	B05
Ba04	ウイルス性肝炎	01400	B15～B19	Ba04	ウイルス肝炎	01400	B15～B19
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	01000 (Ba01～04を除く)	A00～B99 の残り	Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	01000 (Ba01～04を除く)	A00～B99 の残り
Ba06	悪性新生物<腫瘍>	02100	C00～C96	Ba06	悪性新生物	02100	C00～C97
Ba07	白血病	02119	C91～C95	Ba07	白血病	02119	C91～C95
Ba08	その他の悪性新生物<腫瘍>	02100 (Ba07を除く)	C00～C96 の残り	Ba08	その他の悪性新生物	02100 (Ba07を除く)	C00～C97 の残り
Ba09	その他の新生物<腫瘍>	02200	D00～D48	Ba09	その他の新生物	02200	D00～D48
Ba10	栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症	04000の一部	E40～E64	Ba10	栄養失調症及びその他の栄養欠乏症	04000の一部	E40～E64
Ba11	代謝障害	04000の一部	E70～E88	Ba11	代謝障害	04000の一部	E70～E88
Ba12	髄膜炎	06100	G00～G03	Ba12	髄膜炎	06100	G00～G03
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200	G12	Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200	G12
Ba14	脳性麻痺	06500の一部	G80	Ba14	脳性麻痺	06500の一部	G80
Ba15	心疾患(高血圧性を除く)	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51	Ba15	心疾患(高血圧性を除く)	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～ I51
Ba16	脳血管疾患	09300	I60～I69	Ba16	脳血管疾患	09300	I60～I69
Ba17	インフルエンザ	10100	J09～J11	Ba17	インフルエンザ	10100	J10～J11
Ba18	肺炎	10200	J12～J18	Ba18	肺炎	10200	J12～J18
Ba19	喘息	10500	J45～J46	Ba19	喘息	10500	J45～J46
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	11200	K40～K46, K56	Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	11200	K40～K46, K56
Ba21	肝疾患	11300	K70～K76	Ba21	肝疾患	11300	K70～K76
Ba22	腎不全	14200	N17～N19	Ba22	腎不全	14200	N17～N19
Ba23	周産期に発生した病態	16000	P00～P96	Ba23	周産期に発生した病態	16000	P00～P96
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	16100	P05～P08	Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	16100	P05～P08
Ba25	出産外傷	16200	P10～P15	Ba25	出産外傷	16200	P10～P15
Ba26	出生時仮死	16300の一部	P21	Ba26	出生時仮死	16300の一部	P21
Ba27	新生児の呼吸窮<促>迫	16300の一部	P22	Ba27	新生児の呼吸窮<促>迫	16300の一部	P22
Ba28	周産期に発生した肺出血	16300の一部	P26	Ba28	周産期に発生した肺出血	16300の一部	P26
Ba29	周産期に発生した心血管障害	16300の一部	P29	Ba29	周産期に発生した心血管障害	16300の一部	P29
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	16300の残り (Ba24～33を除く)	P20～P29 の残り	Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	16300の残り (Ba24～33を除く)	P20～P29 の残り
Ba31	新生児の細菌性敗血症	16400の一部	P36	Ba31	新生児の細菌性敗血症	16400の一部	P36
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	16400の残り	P35～P39 の残り	Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	16400の残り	P35～P39 の残り
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16500	P50～P61	Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16500	P50～P61
Ba34	その他の周産期に発生した病態	16000 (Ba24～33を除く)	P00～P96 の残り	Ba34	その他の周産期に発生した病態	16000 (Ba24～33を除く) の残り	P00～P96 の残り
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	17000	Q00～Q99	Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	17000	Q00～Q99
Ba36	神経系の先天奇形	17100	Q00～Q07	Ba36	神経系の先天奇形	17100	Q00～Q07
Ba37	心臓の先天奇形	17201	Q20～Q24	Ba37	心臓の先天奇形	17201	Q20～Q24
Ba38	その他の循環器系の先天奇形	17202	Q25～Q28	Ba38	その他の循環器系の先天奇形	17202	Q25～Q28
Ba39	呼吸器系の先天奇形	17400の一部	Q30～Q34	Ba39	呼吸器系の先天奇形	17400の一部	Q30～Q34
Ba40	消化器系の先天奇形	17300	Q35～Q45	Ba40	消化器系の先天奇形	17300	Q35～Q45
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形	17400の一部	Q65～Q79	Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形	17400の一部	Q65～Q79
Ba42	その他の先天奇形及び変形	17400の残り	Q00～Q89 の残り	Ba42	その他の先天奇形及び変形	17400の残り	Q00～Q89 の残り
Ba43	染色体異常、他に分類されないもの	17500	Q90～Q99	Ba43	染色体異常、他に分類されないもの	17500	Q90～Q99
Ba44	乳幼児突然死症候群	18200	R95	Ba44	乳幼児突然死症候群	18200	R95
Ba45	その他のすべての疾患	上記以外の残り (Ba01～09 を除く)	D50～R99 の残り	Ba45	その他のすべての疾患	上記以外の残り (Ba01～09 を除く)	D50～R99 の残り、 U04
Ba46	不慮の事故	20100	V01～X59	Ba46	不慮の事故	20100	V01～X59
Ba47	交通事故	20101	V01～V98	Ba47	交通事故	20101	V01～V98
Ba48	転倒・転落・墜落	20102	W00～W17	Ba48	転倒・転落	20102	W00～W17
Ba49	不慮の溺死及び溺水	20103	W65～W74	Ba49	不慮の溺死及び溺水	20103	W65～W74
Ba50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん<吸引>	20104の一部	W78～W80	Ba50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん<吸引>	20104の一部	W78～W80
Ba51	その他の不慮の窒息	20104の残り	W75～W84 の残り	Ba51	その他の不慮の窒息	20104の残り	W75～W84 の残り
Ba52	煙、火及び火炎への曝露	20105	X00～X09	Ba52	煙、火及び火炎への曝露	20105	X00～X09
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	20106	X40～X49	Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	20106	X40～X49
Ba54	その他の不慮の事故	20107	W00～X59 の残り	Ba54	その他の不慮の事故	20107	W00～X59 の残り
Ba55	他殺	20300	X85～Y09	Ba55	他殺	20300	X85～Y09
Ba56	その他の外因	20400	Y10～Y89	Ba56	その他の外因	20400	Y10～Y89

注：下線は変更箇所

表5 感染症分類の新旧対照表

新			旧		
分類コード	分類名	死因基本分類コード	分類コード	分類名	死因基本分類コード
In101	エボラ出血熱	A98.4	In101	エボラ出血熱	A98.4
In102	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0	In102	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
In103	痘そう	B03	In103	痘そう	B03
In104	南米出血熱	A96.8A	In104	南米出血熱	A96.8A
In105	ベスト	A20	In105	ベスト	A20
In106	マールブルグ病	A98.3	In106	マールブルグ病	A98.3
In107	ラッサ熱	A96.2	In107	ラッサ熱	A96.2
In201	急性灰白髄炎	A80	In201	急性灰白髄炎	A80
In202	結核	A15~A19	In202	結核	A15~A19
In203	ジフテリア	A36	In203	ジフテリア	A36
In204	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）	U04	In204	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）	U04
In205	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5 N 1）に限る。）	J09.0A, J09.1A, J09.8A	In205	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5 N 1）に限る。）	J10.0C, J10.1C, J10.8C
In206	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H7 N 9）に限る。）	J10.0E, J10.1E, J10.8E	In206	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H7 N 9）に限る。）	J10.0E, J10.1E, J10.8E
In207	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）	J12.8E	In207	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）	J12.8E
In301	コレラ	A00	In301	コレラ	A00
In302	細菌性赤痢	A03	In302	細菌性赤痢	A03
In303	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	In303	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
In304	腸チフス	A01.0	In304	腸チフス	A01.0
In305	パラチフス	A01.1	In305	パラチフス	A01.1
In401	E型肝炎	B17.2	In401	E型肝炎	B17.2
In402	ウエストナイル熱	A92.3	In402	ウエストナイル熱	A92.3
In403	A型肝炎	B15	In403	A型肝炎	B15
In404	エキノコックス症	B67	In404	エキノコックス症	B67
In405	黄熱	A95	In405	黄熱	A95
In406	オウム病	A70	In406	オウム病	A70
In407	オムスク出血熱	A98.1	In407	オムスク出血熱	A98.1
In408	回帰熱	A68	In408	回帰熱	A68
In409	キヤサヌル森林病	A98.2	In409	キヤサヌル森林病	A98.2
In410	Q熱	A78	In410	Q熱	A78
In411	狂犬病	A82	In411	狂犬病	A82
In412	コクシジオイデス症	B38	In412	コクシジオイデス症	B38
In413	サル痘	B04	In413	サル痘	B04
In414	腎症候性出血熱	A98.5	In414	腎症候性出血熱	A98.5
In415	西部ウマ脳炎	A83.1	In415	西部ウマ脳炎	A83.1
In416	ダニ媒介脳炎	A84	In416	ダニ媒介脳炎	A84
In417	炭疽	A22	In417	炭疽	A22
In418	つつが虫病	A75.3	In418	つつが虫病	A75.3
In419	デング熱	A90, A91	In419	デング熱	A90, A91
In420	東部ウマ脳炎	A83.2	In420	東部ウマ脳炎	A83.2
In421	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	J10.0A, J10.1A, J10.8A	In421	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	J10.0A, J10.1A, J10.8A
In422	ニパウイルス感染症	A85.8B, A87.8B, B34.8B, J12.8D, J84.8A	In422	ニパウイルス感染症	A85.8B, A87.8B, B34.8B, J12.8D, J84.8A
In423	日本紅斑熱	A77.8a	In423	日本紅斑熱	A77.8a
In424	日本脳炎	A83.0	In424	日本脳炎	A83.0
In425	ハンタウイルス肺症候群	B33.4	In425	ハンタウイルス肺症候群	B33.4
In426	Bウイルス病	B00.4A	In426	Bウイルス病	B00.4A
In427	鼻疽	A24.0	In427	鼻疽	A24.0
In428	ブルセラ症	A23	In428	ブルセラ症	A23

注：1)分類名は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)等の規定に準じた疾病名であり、その名称及び範囲は必ずしも「ICD-10(2013年版)」と一致しない場合がある。

2)下線は変更箇所。

新			旧		
分類コード	分類名	死因基本分類コード	分類コード	分類名	死因基本分類コード
In429	ベネズエラウマ脳炎	A92.2	In429	ベネズエラウマ脳炎	A92.2
In430	Hendroウイルス感染症	B34.8D	In430	Hendroウイルス感染症	B34.8D
In431	発しんチフス	A75.0, A75.1	In431	発しんチフス	A75.0, A75.1
In432	ボツリヌス症（乳児ボツリヌス症を除く。）	A05.1	In432	ボツリヌス症（乳児ボツリヌス症を除く。）	A05.1
In433	乳児ボツリヌス症	A05.1	In433	乳児ボツリヌス症	A05.1
In434	マラリア	B50, B51, B52, B53, B54	In434	マラリア	B50, B51, B52, B53, B54
In435	野兎病	A21	In435	野兎病	A21
In436	ライム病	A69.2	In436	ライム病	A69.2
In437	リッサウイルス感染症	A85.8A, A87.8A, A88.8A	In437	リッサウイルス感染症	A85.8A, A87.8A, A88.8A
In438	リフトバレー熱	A92.4	In438	リフトバレー熱	A92.4
In439	類鼻疽	A24.1, A24.2, A24.3, A24.4	In439	類鼻疽	A24.1, A24.2, A24.3, A24.4
In440	レジオネラ症	A48.1, A48.2	In440	レジオネラ症	A48.1, A48.2
In441	レプトスピラ症	A27	In441	レプトスピラ症	A27
In442	ロッキー山紅斑熱	A77.0A	In442	ロッキー山紅斑熱	A77.0A
In443	チクングニア熱	A92.0	In443	チクングニア熱	A92.0
In444	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	A98.8A	In444	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	A98.8A
In445	ジカウイルス感染症	<u>U06.9</u>	In445	ジカウイルス感染症	<u>A92.8A</u>
In501	アメーバ赤痢	A06	In501	アメーバ赤痢	A06
In502	R Sウイルス感染症	B34.8A, J12.1, J20.5, J21.0	In502	R Sウイルス感染症	B34.8A, J12.1, J20.5, J21.0
In503	咽頭結膜熱	B30.1, B30.2	In503	咽頭結膜熱	B30.1, B30.2
In504	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	J09.0B, J09.1B, J09.8B, J10.0B, J101.B, J10.8B, J11	In504	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	J10.0B, J101.B, J10.8B, J11
In505	急性ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	B16, B17.0, B17.1, B17.8, <u>B17.9</u> , B19	In505	急性ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	B16, B17.0, B17.1, B17.8, B19
In506	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	J02.0	In506	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	J02.0
In507	感染性胃腸炎	A01 (A01.0, A01.1を除く), A04 (A04.3, A04.8A, A04.8B を除く), A07 (A07.1, A07.2を 除く), A08, A09	In507	感染性胃腸炎	A01 (A01.0, A01.1を除く), A04 (A04.3, A04.8A, A04.8B を除く), A07 (A07.1, A07.2を 除く), A08, A09
In508	急性出血性結膜炎	B30.3	In508	急性出血性結膜炎	B30.3
In509	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	A83 (A83.0, A83.1, A83.2を 除く), A85 (A85.8A, A85.8Bを除く), A86, B00.4 (B00.4Aを除く), B02.0, B25.8A	In509	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	A83 (A83.0, A83.1, A83.2を 除く), A85 (A85.8A, A85.8Bを除く), A86, B00.4 (B00.4Aを除く), B02.0, B25.8A
In510	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	J16.0	In510	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	J16.0
In511	クリプトスポリジウム症	A07.2	In511	クリプトspoリジウム症	A07.2
In512	クロイツフェルト・ヤコブ病	A81.0, A81.8	In512	クロイツフェルト・ヤコブ病	A81.0, A81.8
In513	劇症型溶血性連鎖球菌感染症	A40.0A, A40.8A, A49.1A, J15.4A, P36.1A	In513	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	A40.0A, A40.8A, A49.1A, J15.4A, <u>M60.0A</u> , P36.1A
In514	後天性免疫不全症候群	B20, B21, B22, B23, B24, <u>O98.7</u>	In514	後天性免疫不全症候群	B20, B21, B22, B23, B24

新			旧		
分類コード	分類名	死因基本分類コード	分類コード	分類名	死因基本分類コード
In515	細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を除く。)	A02.2A, A32.1, G00 (G00.0, G00.1を除く)	In515	細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を除く。)	A02.2A, A32.1, G00 (G00.0, G00.1を除く)
In516	ジアルジア症	A07.1	In516	ジアルジア症	A07.1
In517	水痘	B01	In517	水痘	B01
In518	侵襲性髄膜炎菌感染症	A39.0, A39.2, A39.4, A39.9A	In518	侵襲性髄膜炎菌感染症	A39.0, A39.2, A39.4
In519	性器クラミジア感染症	A55, A56	In519	性器クラミジア感染症	A55, A56
In520	性器ヘルペスウイルス感染症	A60	In520	性器ヘルペスウイルス感染症	A60
In521	尖圭コンジローマ	A63.0	In521	尖圭コンジローマ	A63.0
In522	先天性風しん症候群	P35.0	In522	先天性風しん症候群	P35.0
In523	手足口病	B08.4	In523	手足口病	B08.4
In524	伝染性紅斑	B08.3	In524	伝染性紅斑	B08.3
In525	突発性発しん	B08.2	In525	突発性発しん	B08.2
In526	梅毒	A50, A51, A52, A53	In526	梅毒	A50, A51, A52, A53
In527	破傷風	A33, A34, A35	In527	破傷風	A33, A34, A35
In528	パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A41.0B, A49.0B, J15.2B	In528	パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A41.0B, A49.0B, J15.2B
In529	パンコマイシン耐性腸球菌感染症	A41.4A, A49.8A, J15.8A	In529	パンコマイシン耐性腸球菌感染症	A41.4A, A49.8A, J15.8A
In530	百日咳	A37	In530	百日咳	A37
In531	風しん	B06	In531	風しん	B06
In532	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	A40.3A, A49.1C, J13.0	In532	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	A40.3A, A49.1C, J13.0
In533	ヘルパンギーナ	B08.5	In533	ヘルパンギーナ	B08.5
In534	マイコプラズマ肺炎	J15.7	In534	マイコプラズマ肺炎	J15.7
In535	麻しん	B05	In535	麻しん	B05
In537	無菌性髄膜炎	A87 (A87.8A, A87.8Bを除く), B00.3, B02.1, G03.0	In537	無菌性髄膜炎	A87 (A87.8A, A87.8Bを除く), B00.3, B02.1, G03.0
In538	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A04.8A, A41.0A, A49.0A, J15.2A	In538	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A04.8A, A41.0A, A49.0A, J15.2A
In539	薬剤耐性緑膿菌感染症	A41.5A, A49.8B, J15.1A	In539	薬剤耐性緑膿菌感染症	A41.5A, A49.8B, J15.1A
In540	流行性角結膜炎	B30.0	In540	流行性角結膜炎	B30.0
In541	流行性耳下腺炎	B26	In541	流行性耳下腺炎	B26
In542	淋菌感染症	A54	In542	淋菌感染症	A54
In543	薬剤耐性アシネットバクター感染症	A41.5C, A49.8E, J15.6A	In543	薬剤耐性アシネットバクター感染症	A41.5C, A49.8E, J15.6A
In544	侵襲性インフルエンザ菌感染症	A41.3, A49.2A, G00.0, P36.8A	In544	侵襲性インフルエンザ菌感染症	A41.3, G00.0, P36.8A
In545	侵襲性肺炎球菌感染症	A40.3B, A49.1E, G00.1, P36.1C	In545	侵襲性肺炎球菌感染症	A40.3B, G00.1, P36.1C
In546	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	A04.8B, A41.5D, A49.8F, J15.8D	In546	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	A04.8B, A41.5D, A49.8F, J15.8D
In547	播種性クリプトコックス症	B45.1, B45.7	In547	播種性クリプトコックス症	B45.1, B45.7
In601	新型インフルエンザ等感染症	J10.0D, J10.1D, J10.8D	In601	新型インフルエンザ等感染症	J10.0D, J10.1D, J10.8D

表6 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目の新旧対照表

(1) 死因順位に用いる分類項目

新		旧	
分類名	死因簡単分類コード	分類名	死因簡単分類コード
腸管感染症	01100	腸管感染症	01100
結核	01200	結核	01200
敗血症	01300	敗血症	01300
ウイルス性肝炎	01400	ウイルス肝炎	01400
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	01500	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	01500
悪性新生物 <u><腫瘍></u>	02100	悪性新生物	02100
その他の新生物 <u><腫瘍></u>	02200	その他の新生物	02200
貧血	03100	貧血	03100
糖尿病	04100	糖尿病	04100
血管性及び詳細不明の認知症	05100	血管性及び詳細不明の認知症	05100
髄膜炎	06100	髄膜炎	06100
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200
パーキンソン病	06300	パーキンソン病	06300
アルツハイマー病	06400	アルツハイマー病	06400
眼及び付属器の疾患	07000	眼及び付属器の疾患	07000
耳及び乳様突起の疾患	08000	耳及び乳様突起の疾患	08000
高血圧性疾患	09100	高血圧性疾患	09100
心疾患（高血圧性を除く）	09200	心疾患（高血圧性を除く）	09200
脳血管疾患	09300	脳血管疾患	09300
大動脈瘤及び解離	09400	大動脈瘤及び解離	09400
インフルエンザ	10100	インフルエンザ	10100
肺炎	10200	肺炎	10200
急性気管支炎	10300	急性気管支炎	10300
慢性閉塞性肺疾患	10400	慢性閉塞性肺疾患	10400
喘息	10500	喘息	10500
誤嚥性肺炎	10601		
間質性肺疾患	10602		
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100
ヘルニア及び腸閉塞	11200	ヘルニア及び腸閉塞	11200
肝疾患	11300	肝疾患	11300
皮膚及び皮下組織の疾患	12000	皮膚及び皮下組織の疾患	12000
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	13000
糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	14100
腎不全	14200	腎不全	14200
妊娠、分娩及び産じょく	15000	妊娠、分娩及び産じょく	15000
周産期に発生した病態	16000	周産期に発生した病態	16000
先天奇形、変形及び染色体異常	17000	先天奇形、変形及び染色体異常	17000
老衰	18100	老衰	18100
乳幼児突然死症候群	18200	乳幼児突然死症候群	18200
不慮の事故	20100	不慮の事故	20100
自殺	20200	自殺	20200
他殺	20300	他殺	20300

注：1)「敗血症」には「新生児の細菌性敗血症」を含まない。「新生児の細菌性敗血症」は「周産期に発生した病態」に含まれる。「高血圧性心疾患」は「高血圧性疾患」に含まれる。

2)下線は変更箇所。

表6 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目の新旧対照表

(2) 乳児死因順位に用いる分類項目

新		旧	
分類名	乳児死因簡単分類コード	分類名	乳児死因簡単分類コード
腸管感染症	Ba01	腸管感染症	Ba01
敗血症	Ba02	敗血症	Ba02
麻疹	Ba03	麻疹	Ba03
ウイルス性肝炎	Ba04	ウイルス肝炎	Ba04
悪性新生物 <u><腫瘍></u>	Ba06	悪性新生物	Ba06
その他の新生物 <u><腫瘍></u>	Ba09	その他の新生物	Ba09
栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症	Ba10	栄養失調症及びその他の栄養欠乏症	Ba10
代謝障害	Ba11	代謝障害	Ba11
髄膜炎	Ba12	髄膜炎	Ba12
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13
脳性麻痺	Ba14	脳性麻痺	Ba14
心疾患(高血圧性を除く)	Ba15	心疾患(高血圧性を除く)	Ba15
脳血管疾患	Ba16	脳血管疾患	Ba16
インフルエンザ	Ba17	インフルエンザ	Ba17
肺炎	Ba18	肺炎	Ba18
喘息	Ba19	喘息	Ba19
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	Ba20
肝疾患	Ba21	肝疾患	Ba21
腎不全	Ba22	腎不全	Ba22
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24
出産外傷	Ba25	出産外傷	Ba25
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26～Ba30	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26～Ba30
周産期に特異的な感染症	Ba31～Ba32	周産期に特異的な感染症	Ba31～Ba32
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33
先天奇形、変形及び染色体異常	Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	Ba35
乳幼児突然死症候群	Ba44	乳幼児突然死症候群	Ba44
不慮の事故	Ba46	不慮の事故	Ba46
他殺	Ba55	他殺	Ba55

注：1)「敗血症」には「新生児の細菌性敗血症」を含まない。「新生児の細菌性敗血症」は「周産期に発生した病態」に含まれる。「高血圧性心疾患」は「高血圧性疾患」に含まれる。

2)下線は変更箇所。

以下の各種分類表はe-Statに掲載している。

(<https://www.e-stat.go.jp/>)

/分野から探す/人口動態調査/人口動態調査/確定数/分類表/年次/2017年

過去の分類表

- 表1 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成27年)
- 表2 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成25年、平成26年)
- 表3 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成24年)
- 表4 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成20年～23年)
- 表5 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成19年)
- 表6 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成18年)
- 表7 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成15年～17年)
- 表8 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成11年～14年)
- 表9 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目(平成7年以降)
- 表10 順位及び乳児死因順位に用いる分類項目(昭和54年～平成6年)

年次推移

- 表1 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対) (平成17年、平成18年)
- 表2 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対) (平成6年、平成7年)
- 表3 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対) (昭和55年・60年・平成2年・4～6年)
- 表4 乳児死因簡単分類別にみた乳児死亡数及び率(出生10万対) (平成6年、平成7年)
- 表5 乳児死因簡単分類別にみた乳児死亡数及び率(出生10万対) (昭和55年・60年・平成2年・4～6年)
- 表6 感染症分類(平成27年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成27年)
- 表7 感染症分類(平成25年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成25年、平成26年)
- 表8 感染症分類(平成24年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成24年)
- 表9 感染症分類(平成20年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成20～23年)
- 表10 感染症分類(平成19年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成19年)
- 表11 感染症分類(平成18年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成18年)
- 表12 感染症分類(平成15年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成15～17年)
- 表13 感染症分類(平成11年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成11～14年)
- 表14 年次別にみた性・妊娠満28週以後の死産－早期新生児死亡別周産期死亡数
- 表15 年次別にみた自然－人工妊娠満28週以後の死産数・妊娠満28週以後の死産比(出生千対)及び全死産中妊娠満28週以後の死産の占める割合

参考

合計特殊出生率について

Total fertility rates : Japan

1. 期間合計特殊出生率とコーホート合計特殊出生率

Total period fertility rates and Cohort total fertility rates

- 合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、次の2つの種類があり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

A 期間合計特殊出生率

ある期間(1年間)の出生状況に着目したもので、その年における各年齢(15~49歳)の女性の出生率を合計したもの。

女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。

B コーホート合計特殊出生率

ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ(コーホート)の女性の各年齢(15~49歳)の出生率を過去から積み上げたもの。

「その世代の合計特殊出生率」である。

- 実際に「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」はBのコーホート合計特殊出生率であるが、この値はその世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとしてAの期間合計特殊出生率が一般に用いられている。

なお、各年齢別の出生率が世代(コーホート)によらず同じであれば、この二つの合計特殊出生率は同じ値になる。

- ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計であるAの期間合計特殊出生率は、同一世代の年齢別出生率の合計であるBのコーホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

2. 平成29年における状況

Brief Summary, 2017

コーホート合計特殊出生率は同一世代の女性の出生率を過去から積み上げるため、その世代が50歳になるまで得られないが、現段階で得られる到達年齢までのコーホート合計特殊出生率を、5歳階級ごとに1つの世代とみて、5年ごとの出生率を合計し、算出した¹⁾。

例えば1983~1987年生まれ(平成29年における30~34歳の世代)についての34歳までのコーホート合計特殊出生率は1.16であるが、35歳以降も出産するので、実際にこの世代の「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」は、1.16に今後の35歳以上の出生率を加えた値となり、晩産化の進行により35歳以上の出生率(平成29年0.3522)が上昇傾向であることから、少なくとも平成29年の期間合計特殊出生率(1.43)を上回ると見込まれる。

¹⁾ 各年の各年齢別出生率を合計したより精密なコーホート合計特殊出生率は国立社会保障・人口問題研究所で算出されている。

① 期間合計特殊出生率の年次推移(年齢階級別内訳)

年齢	昭和62年 (1987)	平成4年 (1992)	平成9年 (1997)	平成14年 (2002)	平成19年 (2007)	平成24年 (2012)	平成29年 (2017)
	1.69	1.50	1.39	1.32	1.34	1.41	1.43
15~19歳	0.0194	0.0187	0.0206	0.0298	0.0246	0.0219	0.0170
20~24	0.2798	0.2240	0.1933	0.1979	0.1831	0.1607	0.1378
25~29	0.8289	0.6585	0.5448	0.4648	0.4341	0.4325	0.4077
30~34	0.4597	0.4704	0.4700	0.4410	0.4614	0.4916	0.5128
35~39	0.0933	0.1174	0.1424	0.1633	0.2025	0.2525	0.2910
40~44	0.0093	0.0125	0.0165	0.0213	0.0305	0.0448	0.0596
45~49	0.0002	0.0003	0.0004	0.0005	0.0008	0.0012	0.0016

② 各世代(コードホート)別にみた年齢階級別出生率(ごく粗い計算)

年齢	1968-1972	1973-1977	1978-1982	1983-1987	1988-1992	1993-1997	1998-2002
	45~49歳 の世代	40~44歳 の世代	35~39歳 の世代	30~34歳 の世代	25~29歳 の世代	20~24歳 の世代	15~19歳 の世代
15~19歳	0.0194	0.0187	0.0206	0.0298	0.0246	0.0219	0.0170
20~24	0.2240	0.1933	0.1979	0.1831	0.1607	0.1378	
25~29	0.5448	0.4648	0.4341	0.4325	0.4077		
30~34	0.4410	0.4614	0.4916	0.5128			
35~39	0.2025	0.2525	0.2910				
40~44	0.0448	0.0596					
45~49	0.0016						
コードホート 合計特殊出生率	1.48	1.45	1.44	1.16	0.59	0.16	0.02

③ コードホート合計特殊出生率(②の積み上げ)(ごく粗い計算)

年齢	1968-1972	1973-1977	1978-1982	1983-1987	1988-1992	1993-1997	1998-2002
	45~49歳 の世代	40~44歳 の世代	35~39歳 の世代	30~34歳 の世代	25~29歳 の世代	20~24歳 の世代	15~19歳 の世代
15~19歳	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02
15~24	0.24	0.21	0.22	0.21	0.19	0.16	
15~29	0.79	0.68	0.65	0.65	0.59		
15~34	1.23	1.14	1.14	1.16			
15~39	1.43	1.39	1.44				
15~44	1.48	1.45					
15~49	1.48						

注：「15~19歳の世代」は平成10~14年生まれ、「20~24歳の世代」は平成5年~9年生まれ、
「25~29歳の世代」は昭和63~平成4年生まれ、「30~34歳の世代」は昭和58~62年生まれ、
「35~39歳の世代」は昭和53~57年生まれ、「40~44歳の世代」は昭和48~52年生まれ、
「45~49歳の世代」は昭和43~47年生まれ。

出生数の動向と（期間）合計特殊出生率の動向の関係
 Relation between trends in live births and trends
 in total period fertility rates

- 年間出生数は、「15～49歳女性人口」（女性人口）、「（期間）合計特殊出生率」（合計特殊出生率）及び「15～49歳女性人口における年齢構成の違い」（年齢構成の違い）の3要素に分解することができる。
- このため、年間出生数の動向は、「合計特殊出生率」だけでなく、「女性人口」と「年齢構成の違い」の動向にも影響を受ける。

$$\text{年間出生数} = \frac{\text{15～49歳女性人口}}{35^{*1}} \times \frac{\text{(期間)合計特殊出生率}}{35^{*1}} \times \frac{\text{15～49歳女性人口における年齢構成の違い}^{*2}}{35^{*1}}$$

$$\text{Number of live births} = \frac{\text{Female population (ages 15-49)}}{35^{*1}} \times \frac{\text{Total period fertility rate}}{35^{*1}} \times \frac{\text{Difference in age distribution}^{*2} \text{(of female population aged 15-49)}}{35^{*1}}$$

平成28年	$97.7 \text{ 万人} = 2,532 \text{ 万人} \times \frac{1.44}{35} \times 0.937$
↓△3.2% ↓△1.3% ↓△1.0% ↓△0.9%	
平成29年	$94.6 \text{ 万人} = 2,499 \text{ 万人} \times \frac{1.43}{35} \times 0.928$

- 平成29年の出生数は前年より3.2%減少したが、このうち約△2.2%が人口要因（「女性人口」△1.3%と「年齢構成の違い」△0.9%）の影響による。
 - 「女性人口」の減少と「年齢構成の違い」の低下は今後も続くとみられるため、「合計特殊出生率」が変わらなければ、出生数が減少していくことになるが、
 - ・出生コホート別の累積初婚率をみると、30歳までに結婚する割合は年々低下しているものの、35歳までに結婚する割合はここ数年横ばいであること（図1）
 - ・合計特殊出生率の年齢階級別内訳をみると、以前は20～34歳だった出産の主力が25～39歳に移っていること（図2）
- といった晩婚化や晩産化の動向も踏まえ、今後の「合計特殊出生率」の動向を注視していく必要がある。

*1 (期間)合計特殊出生率は15歳から49歳までの35個の年齢別出生率を加えたものであるため、15～49歳女性人口に乗じて年間出生数となるように35で除している。

*2 「年齢構成の違い」は、「女性人口」×「合計特殊出生率」/35が「15～49歳のどの年齢の女性の人数も同じとした場合に当該合計特殊出生率で見込まれる出生数」となることから、「実際の年齢構成がどの年齢の女性の人数も同じという年齢構成とどのくらい違うかを示すもの」である。出生率の高い年齢層に女性の人数が相対的に多くなっている場合には、「年齢構成の違い」は概ね1より大きくなる。

図1 昭和38～平成13年生まれの女性の出生コホート別累積初婚率(平成29年)

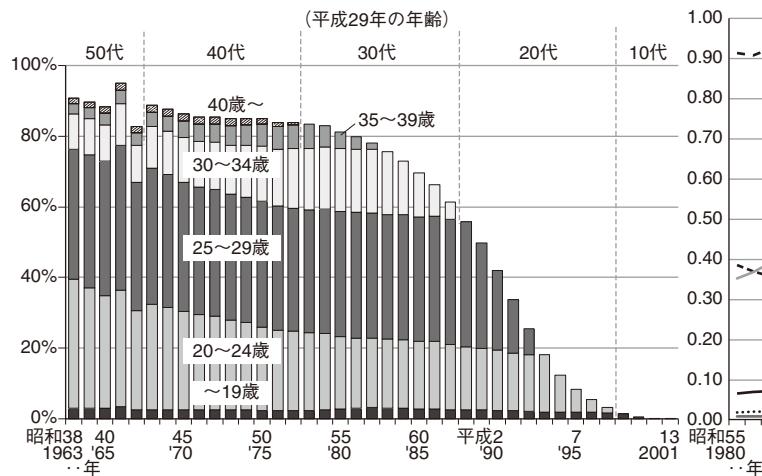
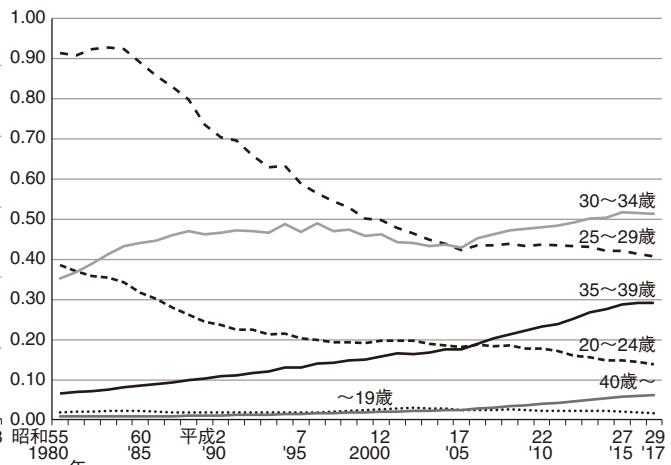


図2 合計特殊出生率の年齢階級別内訳の推移



(期間) 合計特殊出生率を用いた出生数の構造分析

年次	実 数				対前年増減率 (%)			
	出生数(人) ①× ② 35	①女性人口 (15~49歳)(千人)	②合計特殊 出生率	③年齢構成 の違い	出生数	女性人口 (15~49歳)	合計特殊 出生率	年齢構成 の違い
1970	昭和45年	1 934 239	29 400	2.13	1.079
71	46	2 000 973	29 589	2.16	1.097	3.5	0.6	1.1
72	47	2 038 682	29 700	2.14	1.122	1.9	0.4	△ 0.7
73	48	2 091 983	30 035	2.14	1.139	2.6	1.1	△ 0.1
74	49	2 029 989	30 128	2) 2.05	1.151	△ 3.0	0.3	△ 4.3
75	50	1 901 440	30 251	1.91	1.152	△ 6.3	0.4	△ 6.8
76	51	1 832 617	30 271	1.85	3) 1.144	△ 3.6	0.1	△ 3.0
77	52	1 755 100	30 289	1.80	1.126	△ 4.2	0.1	△ 2.8
78	53	1 708 643	30 319	1.79	1.101	△ 2.6	0.1	△ 0.5
79	54	1 642 580	30 351	1.77	1.071	△ 3.9	0.1	△ 1.2
1980	55	1 576 889	30 438	1.75	1.038	△ 4.0	0.3	△ 1.3
81	56	1 529 455	30 333	1.74	1.013	△ 3.0	0.3	△ 2.4
82	57	1 515 392	30 404	1.77	0.986	△ 0.9	0.2	△ 2.7
83	58	1 508 687	30 463	1.80	0.963	△ 0.4	0.2	△ 2.3
84	59	1 489 780	30 549	1.81	0.942	△ 1.3	0.3	△ 2.1
85	60	1 431 577	30 644	1.76	0.927	△ 3.9	0.3	△ 2.6
86	61	1 382 946	30 726	1.72	0.914	△ 3.4	0.3	△ 1.4
87	62	1 346 658	30 834	1.69	0.904	△ 2.6	0.4	△ 1.1
88	63	1 314 006	30 983	1.66	0.896	△ 2.4	0.5	△ 2.0
89	平成元年	1 246 802	31 177	1.57	0.890	△ 5.1	0.6	△ 5.1
1990	2	1 221 585	31 154	1.54	0.890	△ 2.0	△ 0.1	△ 1.9
91	3	1 223 245	31 094	1.53	3) 0.897	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.5
92	4	1 208 989	30 974	1.50	0.910	△ 1.2	△ 0.4	△ 2.1
93	5	1 188 282	30 865	1.46	0.924	△ 1.7	△ 0.4	△ 2.9
94	6	1 238 328	30 681	1.50	0.942	4.2	△ 0.6	1.9
95	7	1 187 064	30 614	1.42	0.954	△ 4.1	△ 0.2	△ 5.2
96	8	1 206 555	30 651	1.43	0.967	1.6	0.1	0.2
97	9	1 191 665	30 249	1.39	0.993	△ 1.2	△ 1.3	△ 2.6
98	10	1 203 147	29 809	1.38	1.021	1.0	△ 1.5	△ 0.3
99	11	1 177 669	29 330	1.34	1.047	△ 2.1	△ 1.6	△ 3.0
2000	12	1 190 547	28 821	1.36	1.064	1.1	△ 1.7	1.3
01	13	1 170 662	28 513	1.33	1.077	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.9
02	14	1 153 855	28 240	1.32	1.085	△ 1.4	△ 1.0	△ 1.1
03	15	1 123 610	27 998	1.29	1.088	△ 2.6	△ 0.9	△ 2.1
04	16	1 110 721	27 773	1.29	3) 1.086	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.1
05	17	1 062 530	27 385	1.26	1.078	△ 4.3	△ 1.4	△ 2.2
06	18	1 092 674	27 165	2) 1.32	1.069	2.8	△ 0.8	4.5
07	19	1 089 818	26 982	1.34	1.057	△ 0.3	1.5	△ 1.1
08	20	1 091 156	26 757	1.37	1.044	0.1	△ 0.8	2.2
09	21	1 070 035	26 531	1.37	1.032	△ 1.9	△ 0.8	0.1
2010	22	1 071 304	26 535	1.39	1.019	0.1	0.0	1.4
11	23	1 050 806	26 337	1.39	1.002	△ 1.9	△ 0.7	0.4
12	24	1 037 231	26 135	1.41	0.988	△ 1.3	△ 0.8	0.9
13	25	1 029 816	25 915	1.43	0.975	△ 0.7	△ 0.8	1.5
14	26	1 003 539	25 667	1.42	0.962	△ 2.6	△ 1.0	△ 0.3
15	27	1 005 677	25 452	1.45	0.954	0.2	△ 0.8	2.0
16	28	976 978	25 317	1.44	0.937	△ 2.9	△ 0.5	△ 0.6
17	29	946 065	24 987	1.43	0.928	△ 3.2	△ 1.3	△ 1.0

注：1)「女性人口(15~49歳)」の転換年は平成9年である。

2)「合計特殊出生率」の転換年は昭和49年、平成18年である。

3)「年齢構成の違い」の転換年は昭和51年、平成3年、16年である。

参考

「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」第10回改訂分類（ICD-10）の 一部改正の適用による死因統計への影響について（報告）

Influence on cause of death statistics by the application of some revision of the International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems, Tenth Revision

1 「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」第10回改訂分類（ICD-10）の一部改正

世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（ICD）第10回改訂（ICD-10）の2013年版に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」が平成28年に施行（平成27年総務省告示第35号）されたことを受け、人口動態統計では、平成29年より、改正後の分類を死因統計に適用している。改正前の分類は、ICD第10回改訂（ICD-10）の2003年版に、改正後の分類は、同2013年版に準拠しているところ、今般、改正による影響を把握するため、同一の死亡票情報を用いた新旧分類による死因統計の比較を行った。

2 比較に用いた死亡票情報

死因分類表の章分類1つあたりの平均的な基本分類の項目数をもとに、各死因に係る基本分類項目のコードの振られ方が誤差率5%で評価できる標本数（約188,000）を得た。これにより平成28年死亡数（1,307,748）の1/7を比較対象とし、届出月、届出市区町村符号順のデータから無作為抽出した。なお、乳児死亡は平成28年の全数を比較対象とした。

死亡 平成28年（1,307,748）の約1/7 客体数 186,820（全死亡の14.3%）

乳児死亡 平成28年（1,928）の全数 客体数 1,928

3 比較結果

別紙のとおり

4 改正による主な影響

（ア）肺炎の減、認知症、神経系の疾患等の増

原死因を選択する考え方として、肺炎や誤嚥性肺炎を引き起こすと考えられる病態が追加されたことにより、肺炎、誤嚥性肺炎の死亡数が減少し、認知症やパーキンソン病、アルツハイマー病等の神経系の疾患、慢性閉塞性肺疾患、後述する心不全や骨折・損傷の後遺症等による死亡数が増加している。

【関連する主な死因簡単分類】	（2013年版） 準拠（A）	（2003年版） 準拠（B）	新旧比 (B)=100
05100 血管性及び詳細不明の認知症	2,592	1,718	150.9
06300 パーキンソン病	1,379	1,060	130.1
06400 アルツハイマー病	2,215	1,709	129.6
10200 肺炎	13,993	17,276	81.0
10400 慢性閉塞性肺疾患	2,641	2,190	120.6
10601 誤嚥性肺炎	4,541	5,432	83.6

(イ)敗血症の減

敗血症性ショックの分類が、敗血症の分類ではなく他に記載されている病態を選びなおすべき分類の一つに変更されたため、「敗血症」の死亡数が減少している。

【関連する主な死因簡単分類】	(2013年版) 準拠(A)	(2003年版) 準拠(B)	新旧比 (B)=100
01300 敗血症	1,529	1,723	88.7

(ウ)肺の悪性新生物の増

肺の悪性新生物が他の部位の悪性新生物とともに記載された場合、肺の悪性新生物を転移されたものと考えない病態が示されたため、肺の悪性新生物の死亡数が増加している。

【関連する主な死因簡単分類】	(2013年版) 準拠(A)	(2003年版) 準拠(B)	新旧比 (B)=100
02110 気管、気管支及び肺の悪性新生物 <腫瘍>	10,744	10,563	101.7

(エ)高血圧性心疾患及び心腎疾患の増

心不全や詳細不明の心疾患が高血圧とともに記載された場合、高血圧性心疾患に分類する変更がなされたため、「高血圧性心疾患及び心腎疾患」の死亡数が増加している。

肺炎や誤嚥性肺炎を引き起こすと考えられる病態に、うつ血性心不全が追加されたことにより、「心不全」の死亡数が増加している。

【関連する主な死因簡単分類】	(2013年版) 準拠(A)	(2003年版) 準拠(B)	新旧比 (B)=100
09101 高血圧性心疾患及び心腎疾患	814	454	179.3
09207 心不全	10,919	10,433	104.7
09208 その他の心疾患	786	864	91.0

(オ)「不整脈及び伝導障害」の減

心臓性突然死の分類は、他に記載されている病態を選びなおすべき分類の一つに追加されたため、「不整脈及び伝導障害」の死亡数が減少している。

【関連する主な死因簡単分類】	(2013年版) 準拠(A)	(2003年版) 準拠(B)	新旧比 (B)=100
09206 不整脈及び伝導障害	3,957	4,459	88.7

(カ)外因による死亡の損傷への影響

外因による死亡の場合、死因簡単分類は、不慮の事故や自殺・他殺等の損傷の原因別に集計しているが、損傷した部位や中毒物質を表す分類符号も付与し、集計結果として表章している。

改正により損傷部位の選択方法にも変更があり、以下の変化がみられる。

- ① 複数の損傷部位が記載された場合、頭部の骨折と頭部の損傷以外は多発損傷に分類する方法から、主たる損傷に分類する方法に変更されたため、頭蓋骨骨折や多発損傷の死亡数が減少し、頭蓋内損傷や胸部大動脈損傷などの死亡数が増加している。

【関連する主な基本分類】	(2013年版) 準拠(A)	(2003年版) 準拠(B)	新旧比 (B)=100
S062A びまん性脳損傷 開放創を伴わない	465	322	144.4
S297 胸部<郭>の多発性損傷	—	129	—
T028A その他の複合部位の骨折 閉鎖性	—	91	—
S029A 頭蓋骨及び顔面骨の骨折、部位不明 閉鎖性	32	79	40.5

注)改正前後とも簡単分類「20000 傷病及び死亡の外因」に分類されるもののみ集計

- ② (ア)の肺炎や誤嚥性肺炎を引き起こすと考えられる病態の追加には、骨折や損傷の後遺症なども含まれる。このため、大腿骨骨折や損傷の続発・後遺症の死亡数も増加している。

【関連する主な基本分類】	(2013年版) 準拠(A)	(2003年版) 準拠(B)	新旧比 (B)=100
S720A 大腿骨頸部骨折 閉鎖性	196	116	169.0
S721A 転子貫通骨折 閉鎖性	151	89	169.7
T905 頭蓋内損傷の続発・後遺症	241	171	140.9

注)改正前又は改正後に簡単分類「20000 傷病及び死亡の外因」に分類されるものを集計

表1 比較データの概要

死因分類項目名 (ICD-10(2003年版)準拠による表記)	H28年 死亡数	比較用 1/7抽出	H28年 死亡数 (%)	比較用 1/7抽出 (%)
総 数	1,307,748	186,820	100.0	100.0
01000 感染症及び寄生虫症	25,099	3,675	1.9	2.0
02000 新 生 物	384,460	54,853	29.4	29.4
03000 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	4,541	631	0.3	0.3
04000 内分泌、栄養及び代謝疾患	21,331	3,002	1.6	1.6
05000 精神及び行動の障害	14,181	2,035	1.1	1.1
06000 神経系の疾患	33,357	4,758	2.6	2.5
07000 眼及び付属器の疾患	7	1	0.0	0.0
08000 耳及び乳様突起の疾患	15	1	0.0	0.0
09000 循環器系の疾患	339,847	48,528	26.0	26.0
10000 呼吸器系の疾患	208,603	29,956	16.0	16.0
11000 消化器系の疾患	48,737	7,044	3.7	3.8
12000 皮膚及び皮下組織の疾患	1,652	243	0.1	0.1
13000 筋骨格系及び結合組織の疾患	6,445	942	0.5	0.5
14000 腎尿路生殖器系の疾患	38,597	5,495	3.0	2.9
15000 妊娠、分娩及び産じょく	36	2	0.0	0.0
16000 周産期に発生した病態	526	91	0.0	0.0
17000 先天奇形、変形及び染色体異常	2,020	319	0.2	0.2
18000 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で 他に分類されないもの	112,446	15,759	8.6	8.4
20000 傷病及び死亡の外因	65,848	9,485	5.0	5.1
22000 特殊目的用コード	0	0	0.0	0.0

表2 改正前後の符号の移動数

	件数	割合(%)
総数	186,820	100.0
改正前後 死因符号変更なし	169,918	91.0
改正前後 死因符号変更あり	16,902	9.0

表3 死因簡単分類による改正前後の死亡数（1／3）

死因簡単分類コード	死因分類項目名 (ICD-10(2013年版)準拠による表記)	平成28年死亡数		新旧比 ICD-10 (2003年版) 準拠 =100
		ICD-10 (2013年版) 準拠	ICD-10 (2003年版) 準拠	
	総 数	186,820	186,820	100.0
01000	感染症及び寄生虫症	3,748	3,675	102.0
01100	腸管感染症	367	362	101.4
01200	結 核	358	286	125.2
01201	呼吸器結核	323	256	126.2
01202	その他の結核	35	30	116.7
01300	敗 血 症	1,529	1,723	88.7
01400	ウイルス性肝炎	573	540	106.1
01401	B型ウイルス性肝炎	60	60	100.0
01402	C型ウイルス性肝炎	479	450	106.4
01403	その他のウイルス性肝炎	34	30	113.3
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病	13	13	100.0
01600	その他の感染症及び寄生虫症	908	751	120.9
02000	新 生 物<腫瘍>	55,106	54,853	100.5
02100	悪性新生物<腫瘍>	53,309	53,261	100.1
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	1,113	1,175	94.7
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	1,708	1,691	101.0
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	6,337	6,342	99.9
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	4,843	4,837	100.1
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	2,243	2,236	100.3
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	4,152	4,129	100.6
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	2,626	2,620	100.2
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>	4,750	4,737	100.3
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	122	127	96.1
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	10,744	10,563	101.7
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	207	210	98.6
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	2,072	2,083	99.5
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	899	895	100.4
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	675	675	100.0
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	1,653	1,664	99.3
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	1,272	1,237	102.8
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	373	374	99.7
02118	悪性リンパ腫	1,747	1,752	99.7
02119	白 血 病	1,290	1,285	100.4
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	600	585	102.6
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	3,883	4,044	96.0
02200	その他の新生物<腫瘍>	1,797	1,592	112.9
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	393	354	111.0
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	1,404	1,238	113.4
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	608	631	96.4
03100	貧 血	313	308	101.6
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	295	323	91.3
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	3,129	3,002	104.2
04100	糖 尿 病	1,951	1,861	104.8
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	1,178	1,141	103.2
05000	精神及び行動の障害	2,851	2,035	140.1
05100	血管性及び詳細不明の認知症	2,592	1,718	150.9
05200	その他の精神及び行動の障害	259	317	81.7
06000	神経系の疾患	5,962	4,758	125.3
06100	髄 膜 炎	45	43	104.7
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	362	370	97.8
06300	パーキンソン病	1,379	1,060	130.1
06400	アルツハイマー病	2,215	1,709	129.6
06500	その他の神経系の疾患	1,961	1,576	124.4
07000	眼及び付属器の疾患	1	1	100.0
08000	耳及び乳様突起の疾患	1	1	100.0

表3(つづき)死因簡単分類による改正前後の死亡数(2/3)

死因簡単分類コード	死因分類項目名 (ICD-10(2013年版)準拠による表記)	平成28年死亡数		新旧比 ICD-10 (2003年版) 準拠 =100
		ICD-10 (2013年版) 準拠	ICD-10 (2003年版) 準拠	
09000	循環器系の疾患	48,944	48,528	100.9
09100	高血圧性疾患	1,333	1,003	132.9
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	814	454	179.3
09102	その他の高血圧性疾患	519	549	94.5
09200	心疾患(高血圧性を除く)	28,153	28,278	99.6
09201	慢性リウマチ性心疾患	315	341	92.4
09202	急性心筋梗塞	5,127	5,131	99.9
09203	その他の虚血性心疾患	4,917	4,931	99.7
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	1,583	1,574	100.6
09205	心筋症	549	545	100.7
09206	不整脈及び伝導障害	3,957	4,459	88.7
09207	心不全	10,919	10,433	104.7
09208	その他の心疾患	786	864	91.0
09300	脳血管疾患	15,792	15,513	101.8
09301	くも膜下出血	1,836	1,825	100.6
09302	脳内出血	4,629	4,560	101.5
09303	脳梗塞	8,921	8,745	102.0
09304	その他の脳血管疾患	406	383	106.0
09400	大動脈瘤及び解離	2,616	2,611	100.2
09500	その他の循環器系の疾患	1,050	1,123	93.5
10000	呼吸器系の疾患	26,494	29,956	88.4
10100	インフルエンザ	228	218	104.6
10200	肺炎	13,993	17,276	81.0
10300	急性気管支炎	77	74	104.1
10400	慢性閉塞性肺疾患	2,641	2,190	120.6
10500	喘息	278	225	123.6
10600	その他の呼吸器系の疾患	9,277	9,973	93.0
10601	誤嚥性肺炎	4,541	5,432	83.6
10602	間質性肺疾患	2,629	2,578	102.0
10603	その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く)	2,107	1,963	107.3
11000	消化器系の疾患	7,226	7,044	102.6
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	356	357	99.7
11200	ヘルニア及び腸閉塞	1,032	1,029	100.3
11300	肝疾患	2,473	2,322	106.5
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	1,278	1,168	109.4
11302	その他の肝疾患	1,195	1,154	103.6
11400	その他の消化器系の疾患	3,365	3,336	100.9
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	345	243	142.0
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	1,179	942	125.2
14000	腎尿路生殖器系の疾患	5,203	5,495	94.7
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	656	729	90.0
14200	腎不全	3,423	3,486	98.2
14201	急性腎不全	401	510	78.6
14202	慢性腎臓病	2,418	2,266	106.7
14203	詳細不明の腎不全	604	710	85.1
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	1,124	1,280	87.8
15000	妊娠、分娩及び産じょく	2	2	100.0
16000	周産期に発生した病態	90	91	98.9
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	6	6	100.0
16200	出産外傷	1	1	100.0
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	53	54	98.1
16400	周産期に特異的な感染症	7	7	100.0
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	9	9	100.0
16600	その他の周産期に発生した病態	14	14	100.0

ICD-10(2003年版)準拠の死因簡単分類「10601 誤嚥性肺炎」「10602 間質性肺疾患」「10603 その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く)」は、「10600 その他の呼吸器系の疾患」から基本分類符号をもとに新分類の区分にあわせて分割したものである。

表3（つづき）死因簡単分類による改正前後の死亡数（3／3）

死因簡単分類コード	死因分類項目名 (ICD-10(2013年版)準拠による表記)	平成28年死亡数		新旧比 ICD-10 (2003年版) 準拠 =100
		ICD-10 (2013年版) 準拠	ICD-10 (2003年版) 準拠	
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	344	319	107.8
17100	神経系の先天奇形	17	16	106.3
17200	循環器系の先天奇形	139	148	93.9
17201	心臓の先天奇形	93	98	94.9
17202	その他の循環器系の先天奇形	46	50	92.0
17300	消化器系の先天奇形	18	19	94.7
17400	その他の先天奇形及び変形	86	86	100.0
17500	染色体異常、他に分類されないもの	84	50	168.0
18000	症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	15,719	15,759	99.7
18100	老衰	12,800	13,055	98.0
18200	乳幼児突然死症候群	14	16	87.5
18300	その他の症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2,905	2,688	108.1
20000	傷病及び死亡の外因	9,868	9,485	104.0
20100	不慮の事故	5,745	5,529	103.9
20101	交通事故	811	810	100.1
20102	転倒・転落・墜落	1,331	1,137	117.1
20103	不慮の溺死及び溺水	1,114	1,113	100.1
20104	不慮の窒息	1,385	1,387	99.9
20105	煙、火及び火災への曝露	122	119	102.5
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	94	90	104.4
20107	その他の不慮の事故	888	873	101.7
20200	自殺	3,052	3,052	100.0
20300	他殺	33	33	100.0
20400	その他の外因	1,038	871	119.2
22000	特殊目的用コード	-	-	-
22100	重症急性呼吸器症候群 [SARS]	-	-	-
22200	その他の特殊目的用コード	-

表4 乳児簡単分類による改正前後の死亡数

乳児死因 簡単分類 コード	乳児死因分類項目名 (ICD-10(2013年版) 準拠による表記)	平成28年死亡数		新旧比 ICD-10 (2003年版) 準拠 =100
		ICD-10 (2013年版) 準拠	ICD-10 (2003年版) 準拠	
	総 数	1,928	1,928	100.0
Ba01	腸管感染症	9	9	100.0
Ba02	敗 血 症	33	40	82.5
Ba03	麻 痹	-	-	-
Ba04	ウイルス性肝炎	1	2	50.0
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	16	18	88.9
Ba06	悪性新生物<腫瘍>	18	17	105.9
Ba07	白 血 病	10	10	100.0
Ba08	その他の悪性新生物<腫瘍>	8	7	114.3
Ba09	その他の新生物<腫瘍>	9	9	100.0
Ba10	栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症	2	1	200.0
Ba11	代謝障害	23	23	100.0
Ba12	髄 膜 炎	7	5	140.0
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	2	2	100.0
Ba14	脳性麻痺	-	-	-
Ba15	心疾患(高血圧性を除く)	35	41	85.4
Ba16	脳血管疾患	3	4	75.0
Ba17	インフルエンザ	2	2	100.0
Ba18	肺 炎	14	28	50.0
Ba19	喘 息	-	-	-
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	10	12	83.3
Ba21	肝 疾 患	13	11	118.2
Ba22	腎 不 全	3	2	150.0
Ba23	周産期に発生した病態	504	509	99.0
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	46	43	107.0
Ba25	出産外傷	3	3	100.0
Ba26	出生時仮死	79	77	102.6
Ba27	新生児の呼吸窮<促>迫	29	33	87.9
Ba28	周産期に発生した肺出血	10	10	100.0
Ba29	周産期に発生した心血管障害	41	43	95.3
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	119	119	100.0
Ba31	新生児の細菌性敗血症	34	36	94.4
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	7	7	100.0
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	64	67	95.5
Ba34	その他の周産期に発生した病態	72	71	101.4
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	695	663	104.8
Ba36	神経系の先天奇形	30	29	103.4
Ba37	心臓の先天奇形	140	161	87.0
Ba38	その他の循環器系の先天奇形	77	84	91.7
Ba39	呼吸器系の先天奇形	51	52	98.1
Ba40	消化器系の先天奇形	18	20	90.0
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形	43	42	102.4
Ba42	その他の先天奇形及び変形	69	67	103.0
Ba43	染色体異常、他に分類されないもの	267	208	128.4
Ba44	乳幼児突然死症候群	90	109	82.6
Ba45	その他のすべての疾患	334	317	105.4
Ba46	不慮の事故	74	73	101.4
Ba47	交通事故	3	3	100.0
Ba48	転倒・転落・墜落	-	-	-
Ba49	不慮の溺死及び溺水	4	4	100.0
Ba50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん<吸引>	33	32	103.1
Ba51	その他の不慮の窒息	29	30	96.7
Ba52	煙、火及び火炎への曝露	-	-	-
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	1	1	100.0
Ba54	その他の不慮の事故	4	3	133.3
Ba55	他 殺	7	7	100.0
Ba56	その他の外因	24	24	100.0

平成 31 年 2 月 27 日 印刷
平成 31 年 3 月 8 日 発行

平 成 29 年

人口動態統計

編集・発行 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)
印 刷 大和綜合印刷株式会社

○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。表紙については、リサイクルに適さない資材を使用しているので、古紙回収に出す場合は、取り除いてください。

